

# 第4次茨城県行財政改革大綱

～県民の視点に立った、質が高く、  
効率的な県民サービスの提供をめざして～

平成18年3月

茨城県

## 県民サービス憲章

私たち県職員は、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、最少の経費で最大の効果をめざし、県民本位のサービスに徹します。

また、絶えずサービスの改善に努めます。

- 1 迅速で的確なサービス
- 2 親切でわかりやすいサービス
- 3 公平・公正なサービス

(平成15年7月1日制定)

## 第4次茨城県行財政改革大綱の策定にあたって

これまで、本県では、平成7年以降3次にわたって行財政改革大綱を策定し、組織機構の簡素化や職員数の大幅な削減、公共事業の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、職員の意識改革など、さまざまな改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、三位一体の改革において、平成16年度から平成18年度までの3年間で、地方交付税と臨時財政対策債に地方税を合わせた一般財源が500億円を超える減となるなど、本県財政は三年前に第3次行財政改革大綱を策定した時には予想もできなかったような厳しい状況にあります。

また、国・地方の構造改革や市町村合併の大幅な進展など県行政を取り巻く社会経済情勢は急激に様変わりしており、仕事の進め方や業務のあり方などを真に県民の視点に立って根底から見直し、さらなる徹底した改革に取り組んでいく必要があります。

このため、今般、県議会並びに茨城県行財政改革推進懇談会、さらには県民の皆様の幅広いご意見等を踏まえ、平成18年度から平成20年度までを推進期間とする「第4次茨城県行財政改革大綱」を策定し、『県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供』をめざし「財政構造改革」、「出資団体改革」、「県庁改革」、「分権改革」の4つの改革プログラムに取り組んでいくこととしました。

今後は、本大綱に基づき、全庁一丸となって、改革を着実に推進しながら、企業誘致の推進や最先端の科学技術拠点づくり等の「産業大県づくり」などの取り組みを通し、「人が輝く 元気で住みよい いばらき」の実現に向け全力を挙げて努力をしてまいりますので、県議会をはじめ県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

茨城県知事 橋本 昌

## 目 次

### 第 1 さらなる「改革」の必要性和取り組み方向

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | これまでの取り組み             | 1 |
| 2 | 第三次大綱策定後の社会経済情勢変化     |   |
| 3 | 改革の理念と視点              |   |
| 4 | 3年間に『4つの改革プログラム』を進めます |   |
| 5 | 推進状況の点検及び公表等          |   |

### 第 2 改革のプログラム

#### 1 財政構造改革

- |     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| (1) | 財政健全化目標                      | 5  |
|     | ・財政再建団体への転落回避                |    |
|     | ・県債残高の圧縮                     |    |
|     | ・プライマリーバランスの黒字化（中期的な財政健全化目標） |    |
| (2) | 歳出改革                         | 7  |
| ア   | 人件費の抑制                       |    |
|     | 職員数の削減                       |    |
|     | ・定員適正化の基本的考え方                |    |
|     | ・各部門における職員数の削減               |    |
|     | 給与構造改革                       |    |
|     | ・職員給与等の適正化・見直し               |    |
|     | ・能力・勤務実績に応じた給与処遇             |    |
| イ   | 公債費負担の抑制（平準化）                | 10 |
|     | ・県債発行額の抑制                    |    |
|     | ・金利負担の軽減                     |    |
|     | ・大好きいばらき県民債の発行               |    |
|     | ・償還期間の長期化                    |    |
| ウ   | 公共投資の縮減・重点化                  | 12 |
|     | ・公共投資の縮減・重点化等                |    |
|     | ・公共事業に係る各種評価の推進              |    |
| エ   | 大規模建設事業等の見直し                 | 13 |
|     | ・大規模建設事業の見直し                 |    |
|     | ・大規模イベントの見直し                 |    |
| オ   | 事務事業の見直し                     | 14 |
|     | ・事務事業再構築                     |    |
|     | ・県単補助金の見直し                   |    |
|     | ・維持管理経費・内部管理経費の見直し           |    |
| カ   | 企業会計・特別会計の見直し                | 16 |
|     | ・企業会計繰出金の抑制                  |    |
|     | ・特別会計繰出金の抑制                  |    |
| (3) | 歳入の確保                        | 17 |
|     | ・県税徴収率の向上・課税の適正化             |    |
|     | ・課税自主権の活用                    |    |
|     | ・受益者負担の適正化                   |    |
|     | ・広告収入等の確保                    |    |
|     | ・県有未利用地の処分推進                 |    |
| (4) | 予算編成・予算執行の改革                 | 19 |
|     | ・改革いばらき特別枠の設定                |    |
|     | ・政策評価等の有効な活用                 |    |
|     | ・予算執行における節約の奨励               |    |
| (5) | 「産業大県」づくりのための取り組み            | 20 |
|     | ・県税の優遇措置等による企業誘致の促進          |    |
|     | ・産学官の力を結集させた最先端科学技術拠点の形成     |    |
|     | ・戦略分野産業の育成                   |    |
|     | ・競争力のある商工業の育成                |    |
|     | ・サービス産業の創出・育成                |    |
|     | ・農業改革の推進                     |    |

## 2 出資団体改革

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 再編統合等の推進          | 2 1 |
| ・ 団体・事業の統廃合           |     |
| ・ 組織・事業の抜本的見直し        |     |
| ・ 民間と競合している団体の見直し     |     |
| (2) 経営の健全化            |     |
| ア 経営の自立化の促進           | 2 4 |
| ・ 経営責任の明確化と目標管理制度の導入  |     |
| ・ 経営状況に応じた組織のスリム化等    |     |
| ・ 役職員への民間人の登用等        |     |
| ・ 指定管理者制度への適切な対応      |     |
| イ 個別団体の経営健全化に向けた事業展開等 | 2 5 |
| (3) 県関与の見直し           |     |
| ア 人的・財政的関与の見直し        | 2 8 |
| ・ 人的関与の見直し            |     |
| ・ 財政的関与の見直し           |     |
| イ 指導監督のあり方            | 2 9 |
| ・ 条例に基づく指導            |     |
| ・ 新規設立の凍結             |     |

## 3 県庁改革

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 県民本位の行政サービス                     |     |
| ア 満足度の高いサービス提供                      | 3 0 |
| ・ 県民サービス向上運動の推進                     |     |
| ・ 昼休み時間の窓口開庁                        |     |
| ・ ユニバーサルデザインの推進（高齢社会等に対応した生活環境等の整備） |     |
| イ 情報発信と県民の声の県政への反映                  | 3 2 |
| ・ いばらきブランドの確立                       |     |
| ・ 情報公開の推進                           |     |
| ・ 多様な広報媒体の活用と職員による情報発信の強化           |     |
| ・ 県民と知事との対話の充実                      |     |
| ・ 県政への県民意見の反映の充実                    |     |
| ・ 県政出前講座の一層の充実                      |     |
| ・ コスト情報の提供                          |     |
| ウ 簡素で効率的な電子県庁の構築・推進                 | 3 5 |
| ・ 業務・システム最適化（E A）の推進                |     |
| ・ 県民向け行政情報システムの整備・充実                |     |
| ・ 全庁的なITガバナンス体制の構築                  |     |
| ・ 情報セキュリティポリシー運用・監督体制の充実            |     |
| ・ 市町村や民間との連携推進                      |     |
| ・ 住民基本台帳カードの普及促進                    |     |
| エ 規制の廃止・緩和，行政手続の簡素化の推進              | 3 8 |
| ・ 県条例等に基づく規制の廃止・緩和，行政手続の簡素化         |     |
| ・ 事務処理期間の短縮                         |     |
| (2) 職員の意識改革，組織の活性化                  | 4 0 |
| ・ 新たな人事評価制度の導入                      |     |
| ・ 職員のやる気を高める仕組みの充実                  |     |
| ・ 勤務時間管理の厳格化                        |     |
| ・ 希望降任制度の導入                         |     |
| ・ 職員研修の充実                           |     |
| ・ スペシャリストの育成                        |     |
| ・ 女性職員の登用の促進                        |     |
| (3) 多様な人材確保                         | 4 3 |
| ・ 任期付職員・研究員採用制度の活用                  |     |
| ・ 高齢職員の活用                           |     |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (4) 課題に柔軟かつ的確に対応する体制整備        | 4 5 |
| ・ 県の重要な政策等に対する推進体制の整備         |     |
| ・ 本庁と出先機関との役割分担               |     |
| ・ I T化や市町村合併の進展を踏まえた出先機関の見直し  |     |
| ・ 行政客体や事業動向に対応した組織の見直し        |     |
| ・ 市町村職員の県職員併任                 |     |
| ・ 県立高等学校の再編整備                 |     |
| ・ 付属機関・推進本部等の見直し              |     |
| (5) 成果を重視した行政経営の推進            |     |
| ア 民間活力の導入                     | 4 8 |
| ・ 民間委託の推進                     |     |
| ・ 指定管理者制度の活用拡大                |     |
| ・ 市場化テストの導入検討                 |     |
| ・ P F I手法の活用                  |     |
| イ 民間経営手法の導入                   | 5 0 |
| ・ 政策評価制度の推進                   |     |
| ・ 公共事業に係る各種評価の推進【再掲】          |     |
| ・ 試験研究機関等の評価・公表制度の推進          |     |
| ・ 環境に配慮した行政の推進                |     |
| (6) 県民，N P Oなど多様な主体との連携・協働の推進 | 5 1 |
| ・ N P O等の活動環境の整備              |     |
| ・ N P O等との連携・協働の推進            |     |
| ・ 公共施設サポーター制度の拡充              |     |
| ・ 審議会委員の公募・女性委員の積極的登用         |     |
| ・ 大学との連携・協働の推進                |     |

#### 4 分権改革

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 市町村との連携・協力の関係強化         | 5 4 |
| ・ 権限移譲の推進                   |     |
| ・ 対等な人事交流の推進                |     |
| ・ 市町村と県の合同研修の充実             |     |
| ・ 市町村に対する県の関与の廃止・縮減         |     |
| (2) 市町村合併のさらなる推進            | 5 7 |
| ・ 構想に基づく市町村合併のさらなる推進        |     |
| ・ 旧法下での合併新市町のまちづくり支援        |     |
| (3) 国との関係見直し                | 5 8 |
| ・ 県への権限移譲                   |     |
| ・ 県に対する関与の廃止・縮減             |     |
| ・ 今後の県の果たすべき役割・機能の見直し       |     |
| (4) 地方分権の確立に向けた取り組み         | 6 0 |
| ・ 分権時代にふさわしい地方税財政制度の実現      |     |
| (参考資料)                      |     |
| 県政世論調査抜粋                    | 6 1 |
| 大規模建設事業等                    | 6 2 |
| 出資団体等の概要                    | 6 4 |
| 廃止・緩和する規制，簡素化する行政手続         | 6 7 |
| 見直しを行う任意団体                  | 7 7 |
| 指定管理者制度へ移行する公の施設            | 7 8 |
| 市町村へ権限を移譲する事務               | 8 0 |
| 市町村への県の関与の廃止・縮減，市町村の事務負担の軽減 | 8 2 |
| 国に対し権限移譲を求める事務，国に見直しを求める関与  | 8 5 |
| 市町村合併地図                     | 8 8 |
| 茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿・専門部会委員名簿  | 8 9 |
| 第4次茨城県行財政改革大綱策定経過           | 9 0 |

: 4次大綱で新規に推進 下線部: 4次大綱で内容を拡充して推進

# 第1 さらなる「改革」の必要性と取り組み方向

## 1 これまでの取り組み

本県においては、これまで「茨城県行政改革大綱」(平成7年12月策定)、「茨城県行財政改革大綱」(平成10年3月策定)、そして「茨城県第三次行財政改革大綱」(平成15年3月策定)に基づき、徹底した行財政改革に全庁一丸となって取り組んできました。

この間、平成17年度までの10年間で一般行政部門で934名、教育部門では1,374名の職員数を削減してきました。組織機構については、福祉部と衛生部の統合、畜産関係出先機関の再編など本庁部局や出先機関の再編・統合を進めてきたところです。

また、歳出抑制や歳入確保に向けた対策では、人件費の抑制や公共事業費の削減、県有未利用地の売却促進などに取り組んできました。

さらには、「県民サービス憲章」を作成するなどして職員の意識改革を図り、常に県民の視点に立って仕事の進め方や業務の見直しを行ってきました。

## 2 第三次大綱策定後の社会経済情勢変化

しかしながら、第三次大綱策定後、本県行政を取りまく社会経済情勢は以下のとおり大きく様変わりしており、これまでの県のあり方を根本から見直し、今後、県の果たしていくべき役割、国や市町村さらには民間との関わり方などについて、あらためて問い直さなければならない状況になっています。

### 1) 加速化する国の構造改革

国においては、我が国経済・社会に残る非効率な部分を取り除き、技術革新や新事業に挑戦できる社会、国民が安全で、安心して暮らせる社会の再生に向け聖域なき構造改革を進めており、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」の考えの下、小さくて効率的な政府の構築に向け、規制緩和や民間活力の活用など「知恵と工夫の競争による地域の活性化」策が次々と打ち出されるなど新しいシステムづくりが進められています。

### 2) 「三位一体の改革」による地方税財政制度の改革

平成16年度から平成18年度において、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に改革し、各地方自治体が自らの判断と財源で行政サービスや地域づくりに取り組める仕組みに改めていく、いわゆる三位一体の改革が進められています。

これまでに、国から地方への3兆円規模の税源移譲は実現しましたが、国民健康保険に導入された都道府県調整交付金は配分に当たっての県の裁量の余地がほとんどないこと、義務教育費国庫負担金や児童扶養手当、児童手当などは国庫負担率が引き下げられたにすぎないなど、地方の自由度が高まったとは言えない結果となりました。また、地方交付税につきましても、平成16年度から平成18年度までの3年間に5.1兆円という大幅な削減が行われるなど、改革全体としては地方分権の実現を目指した当初の目標とはほど遠い結果となっています。

### 3) 市町村合併の大幅な進展

国においては、基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化するため、平成11年7月に合併特例法を改正し、合併特例債の創設や地方交付税の額の算定の特例を拡充するなどの措置を講じ、市町村合併（いわゆる平成の大合併）を推進してきたところです。

このような中、本県では市町村合併特例交付金や新市町村づくり支援事業、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業など独自の合併支援策を講じ、平成18年3月末時点における県内市町村数は85から44市町村(32市10町2村)へと概ね半分になる見込みであり、住民に身近な基礎自治体の姿が大きく変わっていくこととなります。

### 4) 職員の大量退職時代が間もなく到来

我が国の社会経済に大きな影響を及ぼしてきた団塊の世代が間もなく社会の第一線から退くこととなります。

本県においては、平成18年度から平成22年度までの5年間に知事部局職員の約3割にあたる1,800人程度の職員が退職することとなり、今後の県行政の運営のあり方などについても大きな影響を及ぼすこととなります。

団塊の世代：昭和22年～24年のベビーブームの間に生まれた世代。

### 5) 極めて厳しい財政状況

バブル経済崩壊後の景気低迷による県税収入の落ち込みや三位一体の改革による地方交付税の削減による収入の減を県債の発行により補ってきたことや、地方税の政策減税の補てんのために平成6年度以降減税補てん債を発行してきたこと、さらには平成13年度以降、従来、地方交付税総額の不足を国が借り入れて交付していたものを、その1/2については各地方公共団体が臨時財政対策債を発行する制度に改められたこと、また、国の経済対策に歩調を合わせて公共投資の追加を行うとともに、道路などの社会資本整備の積極的な推進のためなどに県債(借金)を大量に発行し続けた結果、平成17年度末の県債残高は1兆6,801億円(最終補正予算後)にまで膨れあがる見込みであり、また、家計の貯金にあたる一般財源基金も県税や地方交付税などの収入の減少を補うために取り崩しを続けたため枯渇寸前となっています。



さらには、今後、医療・福祉関係の経費や職員の退職手当の増大が見込まれるほか、平成16年度から平成18年度までの3年間で5.1兆円も削減された地方交付税は、平成19年度以降においてもさらなる削減が危惧されるなど、本県財政はこれまでも増して厳しい状況となっています。

### 3 改革の理念と視点

こうした社会経済情勢の変化を踏まえながら、一步間違えば財政再建団体へ転落しかねない危機的な財政状況を克服し、将来に亘って持続可能で健全な財政構造を確立し、必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、一層徹底した行財政改革に取り組んでいく必要があります。

また、行財政改革にあたっては、単に減量化を目的とするのではなく、県の行政サービスは県民の負担(税金)がもとになっていることを肝に銘じながら、『県民サービス憲章』に掲げた精神に基づき「一層質の高いサービスの提供」に努めていく必要があります。

このことは、300万県民の夢と希望に満ちあふれた「人が輝く 元気で住みよい いばらきづくり」を進めていくうえでの基礎となる取り組みであり、全ての行財政運営の原点に置かれるべきものであると考えます。

このため、改革の基本理念を

**『県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供』**とします。

この理念のもと、次の3つを基本的な視点としながら改革に取り組みます。

#### 1 限られた資源の有効活用

地域のニーズを十分考慮に入れながら、本格的な分権型社会において県の果たすべき役割を明確化し、「あれもこれも」から「あれかこれか」、すなわち地域経済、地域社会の活性化を図ることができ、かつ「茨城らしさ」が出せるような施策を選択し、限られた行財政資源を重点的・効果的に活用することを徹底し、常に最少の経費で最大の効果を上げられるように努めていきます。

#### 2 スピードとチャレンジ精神

加速度を増して変化していく社会経済情勢に的確に対処し、県民ニーズにスピード感をもって対応していくため、県庁全体が有機的かつ、迅速・機敏に連携しあう機動的な組織となるよう総合力を高めていくとともに、組織の基礎となる職員一人ひとりが常に現状に満足しない旺盛な探求心と仕事に対する強い責任感をもって、何事にも積極果敢に取り組んでいきます。

### 3 さまざまな主体との連携・協働

多様化・高度化する住民ニーズに行政のみで対応していこうとする従来の考え方は、もはや限界にきています。

公共サービスを担う新たな主体として県民やNPO、地域コミュニティなどの自主的・自立的な活動が県内各地で活発化していることから、これら多様な主体と連携・協働していくことはもちろんのこと、より良い公共サービスの提供に向けて官民が競争しあうシステムの活用など、それぞれが持てる力を最大限に活かして、地域全体で公共サービスを展開していく新しい自治体経営を進めていきます。

## 4 3年間に『4つの改革プログラム』を進めます

毎年の巨額な財源不足や県債残高が1兆6,801億円にのぼるなど県財政は破綻寸前であり、これをいかに克服し財政健全化を図っていくかが県政の最重要課題であります。

このため、「財政構造改革」を改革の柱のトップに据え、「出資団体改革」、「県庁改革」、「分権改革」の4つの改革プログラムに平成18年度から20年度までの3か年で取り組んでいきます。

## 5 推進状況の点検及び公表等

抜本的な行財政改革を進めるにあたっては、事務事業の整理・縮小等は避けられず、関係する県民の皆様の生活にある程度の影響が出たり、場合によっては、相当の痛みを伴うことも考えられます。

従って、それらに配慮しながら、県議会と執行部が車の両輪となって適切に対応していくとともに、県民の皆様の理解と協力を得ながら、その参画と協働により改革を進めていくことが重要であります。

このため、毎年度達成状況などをわかりやすく公表し、県議会や県民の皆様からの意見を頂きながら改革を着実に推進していきます。

なお、推進事項や数値目標（平成20年度まで）等については、計画策定（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・新たな計画策定（ACTION）というマネジメントサイクルに基づき、毎年度ローリングを行い不断の点検をしていきます。

## 第2 改革のプログラム

### 1 財政構造改革

本県財政は、財政再建団体への転落をも想定せざるを得ない危機的状況に瀕していることから、これを回避するとともに、新たな県民ニーズに的確に対応するため、持続可能で健全な財政構造を確立する必要があります。

#### (1) 財政健全化目標

財政再建団体への転落を回避し、財政の健全化を進めます。  
中長期的に持続可能で健全な財政構造の確立を目指し、県債残高を減少に転じさせることを目指します。  
将来の世代に過大な借金を負担させない財政運営を行う観点から、できる限り早期にプライマリーバランスの黒字化を目指します。

#### 財政再建団体への転落回避

県財政は危機的な状況にあることから、当面はあらゆる手段を講じ、財政再建団体への転落を回避し、財政の健全化を進めます。

財政再建団体：実質収支の赤字額が一定規模を超えた場合（標準財政規模の5%以上とされ、本県の場合、平成16年度の標準財政規模が約4,973億円のため、248億円以上）、法律に基づき国の管理下において財政の立て直しを行うこととなり、本県の自主的・自立的な行財政運営が制限されることとなります。

このため、平成12年度から14年度の「財政再建期間」、平成15年度から17年度の「財政構造改革期間」に引き続いて、平成18年度から20年度を「集中改革期間」と位置付け、「財政収支見通し」を作成のうえ、財政健全化の具体的方策とその目標額を掲げた「財政集中改革プラン」を別途作成します。

（平成18年度から実施：財政課）

「財政収支見通し」については、県税収入の動向や地方税財政制度の改正の状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。また、財政運営の状況について、広報紙、インターネット等を通じて、わかりやすく公表します。

（平成10年度から実施：財政課）

## 県債残高の圧縮

中長期的に持続可能で健全な財政構造を確立するため、歳入・歳出両面にわたり徹底した改革を進めることで県債の新規発行額を抑制することにより、経済成長が今後も安定的に推移していくという前提のもと、これまで増加してきた県債残高を本計画期間中に減少に転じさせることを目指します。

【参考】平成17年度末県債残高見込み(NTT債除き、最終補正予算後) 1兆6,801億円

### 【目 標】

本計画期間中に県債残高を減少に転じさせることを目指す

## プライマリーバランスの黒字化(中期的な財政健全化目標)

将来の世代に過大な借金を負担させない財政運営を行う観点から、歳入・歳出両面にわたり徹底した財政構造の改革を実施することにより、平成22年度を目途に一般財源基金からの繰入に頼らずにプライマリーバランスの黒字化を目指します。

\* プライマリーバランス：過去の借金(県債)の元利償還金を除く歳出(現在の行政サービスに必要な歳出)が、県債を除いた県税収入などの歳入(今の世代が負担している歳入)で賄えているかどうかを示す財政収支のことです。プライマリーバランスが黒字化すれば、徐々に借金を減少させることができます。

### 【目 標】

平成22年度を目途に、一般財源基金からの繰入に頼らずにプライマリーバランスを黒字化させることを目指す

### 【これまでの取り組み】

プライマリーバランスの推移

(単位：億円)

| 年度         | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| プライマリーバランス | 87  | 161 | 484 | 453 | 52  | 114 | 164 |
| (基金繰入除く)   | 168 | 161 | 623 | 454 | 84  | 6   | 146 |

- 1 平成12年度から16年度までは決算、平成17年度は最終補正後予算、平成18年度は当初予算による。
- 2 「(基金繰入除く)」は、一般財源基金からの繰入を除いた額である。
- 3 平成17年度、平成18年度は黒字となるが、これは一般財源基金からの繰入を含んでいる。また、一般財源基金からの繰入を行った結果、平成18年度末の一般財源基金残高は90億円と枯渇寸前となっている。

## (2) 歳出改革

### ア 人件費の抑制 職員数の削減

平成18年度以降急増する職員の大量退職や、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において示された一層の職員数の削減に対応するため、事務の内容や手法について再点検を行い、事務処理の抜本的な見直しを行います。

定員管理の適正化計画については、各部門ごとの現状と特性を踏まえ、平成22年4月1日現在における県職員総数（教育、警察部門を含む）の適正な目標値を設定し、引き続き職員数を削減します。

職員数の適正化や給与制度の見直しなどを進めることにより、人件費総額を抑制します。

職員数の状況や職員の給与・勤務時間等について、毎年、定期的に関わりやすい方法で公表します。

\* 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託等の推進などの事項について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画の公表が求められています。

特に、定員管理については、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとされています。

#### 定員適正化の基本的な考え方

これまでの定員シーリング方式（一律削減再配分方式）だけでは、円滑な行政運営に支障を来す恐れもあることから、次のような事務事業の抜本的な見直しを行い、職員数を削減します。

（平成18年度から実施：人事課，企業局，教育庁，警察本部）

#### < 事務事業の抜本的な見直し >

|                  |  |
|------------------|--|
| 民間委託化            | 「民間にできることは民間に」の考え方を徹底し、県で行わなければならない事務以外の事務について委託化を進める。   |
| 指定管理者制度の導入等      | 直営の公の施設について、積極的に導入を図る。<br>市場化テストについても国の動向を見ながら導入の検討を進める。   |
| 再任用短時間職員・嘱託職員の活用 | 窓口業務や入力業務等の定型的な業務のほか、検査業務や相談業務等専門知識を有する業務に活用する。  |
| 市町村への権限移譲        | 合併の進展に伴い、市町村の規模拡大や行財政基盤が強化されることを踏まえ、住民に身近な事務はできるだけ基礎自治体である市町村で行われるよう、住民サービスの向上につながる権限移譲を積極的に進める。 |
| 組織の再編統合          | IT化（電子申請）や市町村合併の進展を踏まえ、効率的な業務の執行や専門性の確保・向上の観点から、組織の再編・統合を進める。                                    |
| 事務事業の見直し         | 行政として対応すべき必要性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、不要不急の事務事業の見直しを行う。   |

## 各部門における職員数の削減

一般行政部門については、「定員適正化の基本的な考え方」に基づき、平成18年度からの5年間で10%の職員数の削減を図ります。  
(平成18年度から実施：人事課)

教職員については、児童・生徒数の減少や県立学校の統廃合の進捗を踏まえ、適正に配置します。  
(平成18年度から実施：教育庁)

警察官については、治安情勢を踏まえ適正に配置します。  
(平成18年度から実施：警察本部)

学校以外の教育部門，警察官以外の警察部門及び公営企業等の会計部門については，一般行政部門と同様，定員適正化の基本的な考え方に基づき，職員数の削減を図ります。  
(平成18年度から実施：人事課，企業局，教育庁，警察本部)

### 【目標】

| (単位：人)    |        |        |              |
|-----------|--------|--------|--------------|
|           | 平成17年度 | 平成22年度 | 増 減          |
| 一般行政部門    | 5,767  | 5,190  | 577( 10.0%)  |
| 教育部門      | 23,944 | 23,128 | 816( 3.4%)   |
| 学 校       | 23,241 | 22,495 | 746( 3.2%)   |
| 学校以外      | 703    | 633    | 70( 10.0%)   |
| 警察部門      | 5,013  | 5,185  | 172( 3.4%)   |
| 警 察 官     | 4,450  | 4,636  | 186( 4.2%)   |
| 警察官以外     | 563    | 549    | 14( 2.5%)    |
| 公営企業等会計部門 | 1,502  | 1,432  | 70( 4.7%)    |
| 計         | 36,226 | 34,935 | 1,291( 3.6%) |

教育部門の学校：教員，事務職員等の計

教育部門の学校以外：教育庁，図書館，美術館，博物館の職員等の計

公営企業等会計部門：病院，大学，企業局，特別会計の職員等の計

### 【これまでの取り組み】

| (単位：人)    |        |        |              |
|-----------|--------|--------|--------------|
|           | 平成7年度  | 平成17年度 | 増 減          |
| 一般行政部門    | 6,701  | 5,767  | 934( 13.9%)  |
| 教育部門      | 25,318 | 23,944 | 1,374( 5.4%) |
| 警察部門      | 4,338  | 5,013  | 675( 15.6%)  |
| 公営企業等会計部門 | 1,431  | 1,502  | 71( 5.0%)    |
| 計         | 37,788 | 36,226 | 1,562( 4.1%) |

公営企業等会計部門：病院，大学，企業局，特別会計の職員等の計

### 現行の定員適正化計画の実績

一般行政部門 ・目標：H10～19年度の10年間に約1,000人を削減  
 ・実績：H10～17年度 845人(84.5%)  
 スリム度：全国第7位  
 職員1人当たり負担人口：518.2人(全国平均458人)

教育部門 ・目標：H10～19年度の10年間に約1,370人を削減  
 ・実績：H10～17年度 1,319人(96.3%)

## 給与構造改革

### 職員給与等の適正化・見直し

年功的な給与上昇の抑制，枠外昇給制度の廃止，地域手当の導入など，職員給与制度・構造の見直しを進めます。

\* 給与構造改革：H18からH22年度まで逐次・段階的实施。全給料表の水準引下げ(平均約5%)，地域手当新設(全県一律3%を段階的支給。H18年度は約0.5%)，在職中の貢献度をよりの確に反映した退職手当制度へ見直し(H18.4)

初任給基準の見直し，現業職員の給与水準の見直し，通勤手当の見直しなど，給与制度の一層の適正化を進めます。

特別職及び管理職員の給与カットについては，厳しい財政状況に鑑み，引き続き3年間(平成20年度末まで)実施します。

日当，海外出張時の支度料など旅費の見直しを進めます。  
(平成18年度から実施：人事課)

### 能力・勤務実績に応じた給与処遇

昇給・昇格判定への勤務評定の反映方法の見直し，勤勉手当の成績率の活用など，能力，勤務実績に応じた給与処遇の実現を図ります。  
(平成18年度から実施：人事課)

#### 【これまでの取り組み】

人件費等の削減，給与制度の見直し等

- 1 給与カット  
特別職給与，議員報酬カット(H11.10.1～H18.3.31)  
H11.10～H13.9  
・知事，議長：10% ・その他：5%  
H13.11～H18.3  
・知事，議長：10% ・その他：3～5%  
一般職員給与カット(H12.4.1～H13.9.30)  
管理職手当16%以上の職員：3.5%  
その他の職員：2.5%  
管理職手当カット(H13.11.1～H18.3.31)：10%
- 2 給料水準等の引下げ  
給料表のベースダウン  
H14.12.1 平均 1.99%  
H15.12.1 平均 1.10%  
H18.1.1 一律 0.30%  
期末・勤勉手当の支給月数の引下げ  
H11～H17年度までの間で，年間支給月数 0.80月分
- 3 退職手当支給率等の引下げ  
支給月数の引下げ 最高支給月数62.7 59.28(3.42月分)  
長期勤続を理由とした退職時特別昇給の廃止(H17.1)
- 4 その他改正事項  
55歳昇給停止制度導入(H17.4)  
給料の調整額・特殊勤務手当の見直し(H17.4) など

#### 【目標】

職員定数削減，給与制度・構造の見直しにより100億円程度削減

## イ 公債費負担の抑制（平準化）

金利負担の軽減や県債発行額の抑制などにより、公債費負担の抑制に努めます。

### 県債発行額の抑制

今後の公債費負担の抑制を図るとともに、県債残高の圧縮に向けて、次の目標のもとに、県債の新規発行額を抑制します。

#### 【目標】

- ・ 公共投資に充てるための県債の新規発行額を毎年度、前年度以下に抑制
- ・ 行政改革推進債の新規発行額を抑制
- ・ 計画期間中に県債の新規発行額を元金償還額以内に抑制

\* 公共投資に充てるための県債とは、教育施設や道路、公園などを建設する際の財源として発行する建設地方債（国の制度改正によって発行額が左右される臨時財政対策債と減税補てん債を除く）です。

- ・ 臨時財政対策債：地方財政計画上の収支不足を補てんするため、地方交付税の代わりとして発行する県債。
- ・ 減税補てん債：国が政策的に実施した減税による地方税収の減額分を補てんするために発行する県債。
- ・ 行政改革推進債：行財政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において発行が許可される県債。公共投資に充当。（平成18年度新設）
- ・ 財政健全化債：行財政改革により発生する将来の効果額の範囲内で発行が許可される県債。公共投資に充当。（平成17年度まで）

#### 【これまでの取り組み】

行財政改革大綱策定（平成10年3月）以降、公共投資に充てるための県債の新規発行額は、前年度以下に抑制してきています。

公共投資に充てた県債の対前年度伸率の推移(当初予算)

(単位：%)

| 年度     | H11  | H12 | H13 | H14 | H15 | H16  | H17  | H18 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 対前年度伸率 | 15.1 | 2.8 | 1.1 | 6.2 | 2.6 | 10.7 | 14.0 | 7.0 |

### 金利負担の軽減

これまで、金利負担の軽減を図る観点から、10年債に比べてより金利の低い5年債の発行割合を大幅に引き上げてきましたが、引き続き、現在、銀行等引受債のうち概ね1：1の割合で発行している5年債と10年債の発行を継続します。

(平成15年度から実施：財政課)

#### 【これまでの取り組み】

5年債の発行実績（銀行等引受債（一般会計）に占める割合

- ・ 平成14年度 271億円（32.4%）
- ・ 平成15年度 466億円（48.9%）
- ・ 平成16年度 603億円（49.0%）



本県の財政状況や行財政改革への取組状況等について市場関係者を対象とした説明会を開催し、本県債の市場での評価を高めることにより、資金調達コストの軽減を図ります。

(平成15年度から実施：財政課)

【これまでの取り組み】

IR説明会の実施

- ・平成15年10月16日(東京)
- ・平成16年3月23日(水戸),平成16年10月22日(東京)
- ・平成17年10月25日(東京)

\* IR (【Investor Relations】の略)

資金調達などのために、県債、社債等の発行体が銀行・証券会社等機関投資家に対して行う広報活動。

## 大好きいばらき県民債の発行

県民の行政への参加意欲を高め、地方債の個人消化を通じた資金調達手法の多様化を進める観点から、債券市場の動向等を勘案しながら、大好きいばらき県民債の発行額を増額します。

(平成18年度から実施：財政課)

【目標】

毎年度50億円程度発行

【これまでの取り組み】

大好きいばらき県民債の発行実績

- ・平成15年度発行額 50億円
  - 第1回発行30億円(平成15年11月)
  - 第2回発行20億円(平成16年4月,市町村との共同発行)
- ・平成16年度発行額 50億円
  - 第1回発行30億円(平成16年11月)
  - 第2回発行20億円(平成17年4月,市町村との共同発行)
- ・平成17年度(予定)50億円
  - 第1回発行30億円(平成17年11月)
  - 第2回発行(予定)20億円(平成18年4月,市町村との共同発行)

## 償還期間の長期化

世代間の負担の適正化及び公債費負担の平準化を図るため、公共施設の耐用年数に応じて、一部の地方債について最大60年までの償還期間の設定を検討します。

(平成18年度から検討：財政課)

## ウ 公共投資の縮減・重点化

地域経済の動向や国における公共投資の状況等を踏まえ、公共投資の縮減・重点化等に努めます。

### 公共投資の縮減・重点化等

公共投資については、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ、国の公共投資予算や地方財政計画の状況を踏まえるとともに、県債残高の動向にも配慮しつつ、その縮減・重点化を図ります。

公共投資の重点化に当たっては、「産業大県」づくりのための基盤整備や、県民の生活や安全に関連した事業へ重点化します。

(平成18年度から実施：財政課)

【目標】  
公共投資の縮減・重点化により3年間で10%以上削減

平成17年3月に策定した「茨城県公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき総合的なコスト縮減を図ります。

(平成17年度から実施：検査指導課)

【目標】  
平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率の達成  
[茨城県公共事業コスト構造改革プログラム(H17.3策定)]  
(対象期間：平成16年度～平成20年度)

【これまでの取り組み】  
公共工事のコスト縮減  
・平成14年度末実績：平成8年度の標準的な公共工事コストに対し、11.4%のコスト縮減率を達成

入札・契約制度については、公共工事の品質の確保及び総合的なコストの縮減を図るため総合評価方式の導入・拡大に努めるとともに、競争性・透明性の更なる向上を図るため条件付き一般競争入札の拡大や談合等を防止するための入札手続きの改善に努めます。

(平成18年度から実施：監理課)

### 公共事業に係る各種評価の推進

「公共事業等事前評価」により、事業採択前の段階で、その必要性や効果等を的確に把握評価し、政策の適切な選択を進めるとともに、行政の透明性の確保や説明責任の向上を図ります。

(平成15年度から実施：政策審議室)

【これまでの取り組み】  
公共事業等事前評価の実施状況  
・県が事業主体となる総事業費10億円以上の事業が対象  
・平成15年度：9事業 ・平成16年度：2事業

「公共事業再評価」により、一定期間を経過した事業を対象に社会情勢の変化等を踏まえた評価を実施し、休止又は中止を含めた見直しを行います。

(平成10年度から実施：政策審議室)

【これまでの取り組み】

公共事業再評価の実施状況

- ・ 207事業を対象に実施（H10年度～H16年度）
- ・ 8事業を中止（緒川総合開発事業，大谷原川総合開発事業等），16事業で事業内容等を見直し。

公共事業の一層の有効性を高めるため，事業完了後の効果等を評価する「事後評価制度」について検討を進めます。

（平成18年度から検討：政策審議室）

## エ 大規模建設事業等の見直し

大規模建設事業等については，新規着工の凍結，事業実施年度の先送り，事業規模の縮小等を行います。

### 大規模建設事業の見直し

総事業費5億円以上の大規模建設事業については，緊急性及び事業効果等を十分検討し，既に事業に着手している施設については，施設規模の縮小を検討するなど，事業費の節約を図ります。また，構想中の事業については，原則として本計画期間中は新規着工を凍結します。

（平成15年度から実施：財政課）

【対象事業】

総事業費5億円以上の大規模建設事業

\* 参考資料62頁「大規模建設事業一覧」

【これまでの取り組み】

大規模建設事業に係る歳出の削減額

- ・ 平成15年度：20事業を対象とし，平成16年度当初予算編成において約4億円削減
- ・ 平成16年度：23事業を対象とし，平成17年度当初予算編成において約43百万円削減

### 大規模イベントの見直し

開催事業費1億円以上の大規模イベントを対象に，既に誘致決定の事業については事業費の抑制を図るとともに，今後誘致する事業については，事業実施の必要性を含め事業費の節減や誘致時期の調整を行います。

（平成15年度から実施：財政課）

イベントの計画立案段階において，費用対効果の検証を徹底するとともに，関係団体などとの協力体制を検討するなど，徹底したコスト縮減に努めます。

（平成15年度から実施：財政課）

【対象事業】

開催事業費1億円以上の大規模イベント事業

\* 参考資料63頁「大規模イベント一覧」

【これまでの取り組み】

大規模イベントに係る歳出の削減額

- ・ 平成15年度：6事業を対象とし，平成16年度当初予算編成において約20百万円削減
- ・ 平成16年度：7事業を対象とし，平成17年度当初予算編成において約42百万円削減

## オ 事務事業の見直し

全ての事務事業について、聖域を設けず抜本的な見直しを行い、歳出の削減に努めます。

### 事務事業再構築

全ての事業について、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る観点から、事務事業再構築を推進します。

見直しに当たっては、共通テーマに基づいて見直しを行う一方、実質的な見直し相当額を予算要求枠に加算することで、各部局の自主的な見直しを促すことなどにより、歳出の削減、施策の重点化につながるような実質的な見直しを推進します。

財源不足の解消を図るため、今後の税収や地方交付税改革の動向等を踏まえて、毎年度、厳しいシーリングの設定を行います。

(平成18年度から実施：財政課)

#### 【これまでの取り組み】

平成18年度予算要求における事務事業再構築の考え方

事業本数：平成17年度当初予算の本数未満

要求枠の加算：実質的な見直し額の1.5倍を要求枠に加算

見直し削減率(シーリング)

・投資的経費：5%

・一般行政費：5%(うち県単補助金及び内部管理経費等 10%)

### 県単補助金の見直し

市町村合併の進展による市町村の財政基盤の安定などを考慮し、市町村に対する県単補助金については、終期の設定など、必要な見直しを行います。また、存続するものについても、統合補助金化を進めます。

(平成18年度から実施：財政課)

市町村以外に対する県単補助金についても、過去の経緯にとらわれることなく、県民ニーズに適合しなくなってきたものについては休・廃止するとともに、それ以外のものについても補助対象経費、補助率の見直しなどを行います。

#### 【目標】

県単補助金を10%以上縮減

[平成17年度県単補助金総額：542億円(当初予算)]

#### 【これまでの取り組み】

補助金の削減額

・平成15年度から平成17年度までの3年間における削減額：約50億円

福利厚生事業、特に職員の互助団体に対する援助に当たっては、県民の理解が得られるものとなるよう事業内容を精査し、適切に実施します。

(平成18年度から実施：財政課、職員課)

## 維持管理経費・内部管理経費の見直し

県有施設の維持管理経費については、指定管理者制度の導入など民間ノウハウの積極的な活用を図り、削減に努めます。

【目標】  
施設の維持管理経費を15%以上縮減  
[平成17年度維持管理経費：166億円(当初予算)]

【これまでの取り組み】  
維持管理経費の削減額  
・平成15年度削減額：約6億円  
・平成16年度削減額：約4億円  
指定管理者制度の導入

老朽化の進む職員住宅を計画的に再編(廃止)して、維持管理経費を削減するとともに、職員住宅跡地の処分により歳入増を図ります。

(平成16年度から実施：財政課，職員課)

【目標】  
職員住宅13棟(78戸)を再編(廃止)  
[平成16~20年度に45棟(394戸)のうち22棟(120戸)を再編(廃止)]

【これまでの取り組み】  
職員住宅の再編(廃止)  
・平成16年度：5棟(21戸)廃止  
・平成17年度：4棟(21戸)廃止

県有施設のエネルギー消費量を抑制し、庁舎管理に係るコスト削減を図るESCO事業の対象施設の普及拡大に取り組みます。

\*ESCO(エスコ【Energy Service Company】の略)事業  
ビルや工場の設備を省エネルギー化し、そのための費用も省エネルギーによる節約効果によって賄う事業。

(平成17年度から実施：企画課)

【これまでの取り組み】  
ESCO事業の導入  
・平成17年度から、県立医療大学及び付属病院で導入  
・導入前(H14~16年度上期平均)88,929千円 導入後(H17年度上期)65,713千円  
(23,216千円の光熱水費の削減)

公用車の管理業務経費の削減を図るためリースバック方式による公用車のリース化の導入を検討します。

\*リースバック方式：既に利用している公用車をリース会社が買い取り、改めて県にリースする方法。

(平成18年度から検討：総務部)

総務事務の集約化及び外部委託については、本県の実情を踏まえ、他県のように人員削減効果が期待できる見直しのあり方について平成18年度末までに検討します。

(平成18年度から検討：人事課)

\*総務事務の集約化：給与、旅費等の庶務事務を一元管理。

## カ 企業会計・特別会計の見直し

企業会計及び特別会計で実施している公営企業等については、独立採算性の確保の観点から、経営健全化計画等に基づく事業の効率化や経費の徹底した見直し、受益者負担の適正化などを行うことにより、一般会計からの繰出金を抑制します。

### 企業会計繰出金の抑制

病院会計については、県立病院事業に地方公営企業法の全部を適用した上で、新たに設置される病院事業管理者のもと、抜本的な経営改善に努め、一般会計からの繰出金を抑制します。

(平成18年度から実施：医療整備課)

\* 地方公営企業法全部適用：病院事業管理者のもと、職員の任免、給与の決定等ができる。

水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域振興事業における経営の健全化、効率化を進めていくため、中長期的な視点に立った第2期中期経営計画(平成17年度～平成21年度)に基づき、より一層計画性、透明性の高い企業経営を推進し、一般会計からの繰出金を抑制します。

(平成15年度から実施：財政課、企業局)

### 特別会計繰出金の抑制

港湾事業会計については、採算性の向上を図り、一般会計からの繰出金の抑制に努めるとともに、造成用地の早期売却等を進めます。また、建設中の港湾に係る過去の建設元金・利子の償還に当たっては、県債を活用することにより、一般会計からの繰出金の増を招かないようにします。

(平成17年度から実施：財政課、港湾課)

流域下水道事業特別会計については、受益者負担の適正化の観点から、市町村に資本費に係る負担を求めるほか、借入金償還の平準化のため、下水道事業債の元金償還について県債の活用を図ります。また、企業の経営により事業の効率化や費用負担の明確化を図るため、地方公営企業法の財務適用を検討します。

(平成15年度から実施：財政課、下水道課)

#### 【目標】

企業会計・特別会計繰出金を10%以上縮減  
[平成17年度繰出金総額：217億円(当初予算)]

#### 【これまでの取り組み】

企業会計・特別会計繰出金の削減額  
・平成15年度：約20億円  
・平成16年度：約19億円

\* 企業会計：地方公営企業法を適用し、企業会計方式により県が経営する事業会計。  
水道事業、工業用水事業、鹿島臨海都市計画下水道事業など

\* 特別会計：特定の事業を行う場合または特定の収入をもって特定の歳出にあてる事業会計。  
鹿島臨海工業地帯造成事業、港湾事業、土地区画整理事業、流域下水道事業など

### (3) 歳入の確保

県税については、税負担の公平性の確保の観点から、県税徴収率の向上や課税の適正化に努めるとともに、法定外税や超過課税など課税自主権の活用を図ります。

受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料等の見直しを行います。

有料広告等の積極的な導入により、広告収入等の確保に努めます。  
県有未利用地については、引き続き、売却処分等を推進します。

#### 県税徴収率の向上・課税の適正化

県税収入の確保を図るため、現在、全国平均を下回っている徴収率を、計画期間中に全国上位水準まで引き上げることが目標とします。(目標達成後、さらに全国トップクラスの徴収率を目指します。)

徴収率の推移

|      | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 茨城県  | 96.2% | 95.8% | 95.4% | 95.4% | 94.6% | 94.9% | 95.4% |
| 全国平均 | 96.2% | 96.0% | 96.2% | 96.2% | 95.9% | 96.1% | 96.5% |

業務運営と徴収体制を抜本的に見直したうえで、税目ごとの特性に応じた対策を実施し、滞納整理・脱税対策を強力に推進します。

県税滞納額の8割近くを占める個人県民税、自動車税及び軽油引取税の徴収率向上に、重点的に取り組みます。

県税徴収職員の市町村への派遣や市町村職員との相互交流、茨城租税債権管理機構のさらなる有効活用、自動車税初期整理の集中的実施、納期内納付のPR強化、自動車等の差押・公売、脱税行為の取締り強化を通じた不正軽油対策などを行います。

コンビニ納税など納税者が納税しやすい環境整備と、県への申請等に係る納税証明書の添付義務範囲を拡大するなど、自主納税の促進に取り組み、徴収率の向上を図ります。

(平成18年度から実施：税務課)

#### 【目標】

県税徴収率を全国上位水準まで引き上げる

(平成16年度の本県徴収率95.4%を全国上位水準97.0%以上に引き上げ)

#### 【これまでの取り組み】

滞納額の縮減

・平成15年度：約9.9億円(滞納額156.3億円 146.4億円)

・平成16年度：約4.5億円(滞納額146.4億円 141.9億円)

#### 課税自主権の活用

行政課題に対応した本県に相応しい独自課税の可能性について、研究を進めていきます。

平成20年度末に課税期間が終了する核燃料等取扱税について、期間の延長や内容の見直しについて検討を行います。

(平成18年度から検討：税務課)

【これまでの取り組み】

法人県民税の超過課税の実施期間の延長（H18.2.1から5年間）

核燃料等取扱税の税率引上げ，課税客体の拡充及び課税期間の更新  
（H16年度から5年間）

課税自主権の活用による税収額（単位：億円）

| 年度         | H12  | H13  | H14  | H15  | H16  |
|------------|------|------|------|------|------|
| 法人県民税の超過課税 | 16.9 | 18.7 | 13.2 | 16.5 | 18.6 |
| 核燃料等取扱税    | 11.2 | 9.2  | 14.1 | 15.7 | 15.0 |

### 受益者負担の適正化

現在，段階的に進めている高齢者入館料の減免措置の見直しについては，高齢化の進展等を踏まえ，計画どおり進めていきます。

（平成15年度から実施：財政課，所管課）

これまで徴収していなかった県立看護専門学校の入学期について，県内の民間・国立の看護師養成所や他の県立教育施設との均衡を図るため，平成19年度からの徴収を検討します。

（平成18年度から検討：財政課，厚生指導課）

【これまでの取り組み】

有料の県立施設について，平成15年度から高齢者に係る減免対象年齢を段階的に引き上げ

産業技術専門学院及び農業大学の授業料等の徴収

- ・ 入学試験手数料 2,200円（H15.4.1～）
- ・ 入学料 5,650円（H16.4.1～）
- ・ 授業料 年111,600円（H16.4.1～）  
年115,200円（H17.4.1～）

### 広告収入等の確保

平成14年度から行っている県広報紙（ひばり，フォトいばらき）における有料広告に加え，庁舎や美術館などの公共施設にも広告スペースを見出し，有料広告の積極的な導入に努め，広告収入等を確保します。

（平成18年度から検討：財政課）

【これまでの取り組み】

県広報紙における有料広告掲載による収入実績

- ・ 平成14年度：7,430千円
- ・ 平成15年度：12,505千円
- ・ 平成16年度：12,075千円

### 県有未利用地の処分推進

県有未利用地の有効活用や処分を一層効果的に行えるよう総括的な管理を強化するとともに，購入者の利便性を高める現地説明会の休日開催や新聞広告，チラシ配布などの売却物件PRを引き続き充実し，未利用地の全庁的な処分を進めていきます。

（平成10年度から実施：管財課）



【目標】  
県有未利用地の売却で10億円程度を確保

【これまでの取り組み】  
県有未利用地の売却実績 (単位：億円)

| 年度   | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15  | H16 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 売却件数 | 7   | 7   | 22  | 13  | 15  | 30   | 37  |
| 売却金額 | 1.8 | 4.1 | 8.3 | 4.3 | 3.7 | 18.7 | 6.5 |

## (4) 予算編成・予算執行の改革

新たな県民ニーズに的確に対応し、重要な政策課題に取り組むため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、限られた財源の重点配分ができるよう、予算編成面、予算執行面での改革を進めます。

### 改革いばらき特別枠の設定

予算要求におけるシーリングの設定を引き続き厳しく行うとともに、「改革いばらき特別枠」の増額や事務事業再構築による要求枠への加算割合を大幅に引き上げることなどにより、限られた財源の重点配分を行い、施策の重点化を目指します。

(平成18年度から実施：財政課)

【これまでの取り組み】  
平成18年度の改革いばらき特別枠  
・総額 20億円(平成17年度は15億円)  
・テーマ 産業の活性化  
子どもを安心して生み・育てられる環境づくり  
次代を担う青少年の育成  
循環型社会づくり  
知事が特に認めるもの

### 政策評価等の有効な活用

政策評価や出資団体等の経営評価、公共事業の事前評価、発生主義会計手法などを有効に活用して、事業の費用対効果の検証を行います。

政策評価等の結果をより一層予算編成に反映させていきます。

(平成18年度から実施：財政課)

### 予算執行における節約の奨励

職員のコスト意識を高めるため、創意工夫により予算執行額を節約した場合には、節約額のうちの一定額を翌年度に活用できるような、節約奨励の仕組みを取り入れます。

(平成17年度から実施：財政課)

## (5)「産業大県」づくりのための取組み

県内経済を活性化し、税源の涵養を図るため、科学技術やものづくり技術など本県の強みを活かし、新産業や成長産業の創出・育成を進めるとともに、県独自の政策的な税の優遇措置や新規立地企業に対する工業用水道料金の軽減措置等を講じ企業誘致を促進します。さらには、本県農産物のブランド化等を引き続き推進します。

### 県税の優遇措置等による企業誘致の促進

県税の課税免除や工業用水道料金の軽減などの優遇措置を講じることにより企業誘致を促進し、税源の涵養を図ります。

(平成15年度から実施：税務課，産業政策課，企業局)

### 産学官の力を結集させた最先端科学技術拠点の形成

「つくば・東海・日立地域」を中心に、研究機関の横の連携や国内外の研究者の交流を促進し、多様な新産業を創出する最先端科学技術拠点を形成します。

特に大強度陽子加速器（J-PARC）の中性子やつくばの放射光の産業利用を積極的に推進することにより、新世代材料や医薬品の開発などに係る先端産業の創出，集積を図ります。

(平成16年度から実施：企画部，商工労働部)

### 戦略分野産業の育成

我が国経済の将来を支える有望な分野であって、県内の中小企業にとって経済的な波及効果が大きい産業分野，例えば、バイオ，ナノテク，半導体産業，ロボット，自動車関連の機械産業などを戦略分野に位置付け、各種の施策を集中的に実施することにより、関連する企業の育成・集積を図り、日本をリードする産業として育成します。

(平成16年度から実施：商工労働部)

### 競争力のある商工業の育成

金融支援の充実・強化を図るとともに、中小企業の新分野進出や販路拡大，企業間の連携を支援するなど中小企業を育成します。

(商工労働部)

### サービス産業の創出・育成

健康福祉サービス，育児，家事代行等の生活支援サービス，財務，デザイン等の企業向けのビジネス支援サービスなど、今後成長が見込まれ、かつ雇用創出効果も高いサービス産業の創出・育成に努めます。

(平成16年度から実施：商工労働部)

### 茨城農業改革の推進

茨城農業改革を進め、農産物の品質向上や生産性の向上等を図るとともに、農産物のイメージアップやブランド化等により販売促進を図ります。

(平成15年度から実施：農林水産部)

## 2 出資団体改革

社会経済情勢が大きく変化し、県行政の役割について見直しが求められる中で、出資団体等についてもその存在意義や県が引き続き関与する必要性について再検証を進めることが必要となっています。

このため、県議会の「県出資団体等調査特別委員会(平成17年6月設置)」の提言や出資団体等に対する点検・評価結果等を踏まえ、再編統合等の改革を進める団体を整理するとともに、その他の団体については自己責任による健全な経営を推進することにより、県民サービスの向上に寄与できるよう経営体質の改善を進めます。

- \* 出資団体等とは、県が出資をしている団体及び出資団体以外の団体であって、県が人的・財政的援助を継続的に行っている団体。
- \* 参考資料64頁「出資団体等の概要」

### (1) 再編統合等の推進

設立目的の達成などにより、存在意義や存続の必要性が薄れている団体については廃止します。

類似団体との統合等により効率的な運営を図ることができる団体については、団体間の統合や業務部門の統合などを進めます。

事業内容が民間と競合している団体については事業のあり方を抜本的に見直すとともに、県の関与を縮小します。

#### 団体・事業の統廃合

( )内は所管課

| 対象団体名   | 推進内容  |
|---|---|
| (財)茨城県水産振興事業団<br>(漁政課)<br>(財)茨城県栽培漁業協会<br>(水産振興課) | 平成18年度を目途に(財)茨城県水産振興事業団を廃止し、その業務を(財)茨城県栽培漁業協会に統合します。  |
| (株)ひたちなか都市開発<br>(ひたちなか整備課)<br>茨城港湾(株)<br>(港湾課)    | ひたちなか地区の都市づくりと港湾の振興を一体化し、より効果的かつ総合的なひたちなか地区の振興・発展を推進するため、平成19年度を目途に株主の理解と協力を得て、両社の合併を進めます。              |
| (株)メディアパークつくば<br>(新線・つくば調整課)                      | 当法人はメディアパークシティ整備構想の事業主体として設立したが、同構想について検討会を設置し、平成18年度中に見直しを進め、その結果を踏まえ、他の株主や関係自治体とも協議のうえ法人の存廃について決定します。 |

| 対象団体名                       | 推進内容   |
|-----------------------------|--|
| (財)茨城県勤労者余暇活用事業団<br>(労働政策課) | 余暇活用センター「やみぞ」については、当面、中期経営改善計画に基づく債務超過の解消を優先課題としますが、経営改善が進まない場合は財団及び施設運営のあり方について抜本的な見直しを検討します。         |
| (財)茨城県労働者信用基金協会<br>(労働政策課)  | 平成18年度以降、公益法人制度改革の動向を受けて、全国団体である(社)日本労働者信用基金協会と各県の労働者信用基金協会は、統合を含む組織見直しを行うこととなるので、本県でも組織のあり方について検討します。 |

### 組織・事業の抜本の見直し

| 対象団体名                          | 推進内容   |
|--------------------------------|--|
| 茨城県住宅供給公社<br>(住宅課)             | 今後10年間は保有土地の処分に全力を尽くし、処分の目途がたった時点で、自主解散の手続きを進めます。  |
| 茨城県土地開発公社<br>(都市計画課、新線・つくば調整課) | 法人格は残すものの、平成20年度を目途に(財)茨城県開発公社と全面的に一体化を図ります。<br><br>公共用地の先行取得は、緊急性が高く、短期的、集中的に事業推進を図る必要があり、計画的に買い戻される箇所限定します。<br><br>代替地の取得は、確実に処分できる箇所限定します。  |
| (財)茨城県開発公社<br>(事業推進課)          | 法人格は残すものの、平成20年度を目途に茨城県土地開発公社と全面的に一体化を図ります。<br><br>【砂沼サンビーチ】<br>将来的には、他団体への移管や、移管できない場合の廃止も含め、施設運営のあり方について、地元団体の意向も十分に踏まえながら検討していきます。<br><br>【ワープステーション江戸】<br>今後の経営状況を踏まえ、ロケ事業の映像関連会社への委託や、施設の貸付・譲渡も含めた施設運営のあり方について、地元団体の意向も十分に踏まえながら検討していきます。 |
| (財)グリーンふるさと振興機構<br>(地域計画課)     | 当面、5年間は存続させることとしますが、平成18年度以降の業務については、政策目標を設定した上で、地場産業の振興、グリーンツーリズムの推進、交流居住の推進に重点化した事業に取り組み、改めて、5年後に存廃を含めた再点検を行います。   |

| 対象団体名  | 推進内容   |
|--|--|
| (社福)茨城県社会福祉事業団<br>(厚生総務課)  | <p>国の制度改正等事業団を取り巻く環境変化や指定管理者制度への移行を踏まえ、組織・事業のあり方や給与制度等について抜本的な見直しを図ります。</p> <p>また、県の財政的支援についても、政策的な経費を除き、今後5年間で計画的に縮減を図ります。</p> <p>知的障害児(者)総合援護施設である「あすなるの郷」の役割や規模について、平成18年度に策定する「県障害福祉計画」の検討と併せ、研究会などを設置し具体的な見直しを行います。</p> |
| (財)茨城県看護教育財団<br>(厚生指導課)  | <p>平成18年度中に検討委員会等を設置し、民間への委譲を含めた今後の学校運営のあり方を検討します。</p>   |
| (財)いばらき腎バンク<br>(薬務課)   | <p>組織として常勤役員が不在であること、また、県の職員が団体職員を兼務していることから、平成19年度を目途に事務局を他団体に移管します。</p>  |
| (財)茨城県農林振興公社<br>(農政企画課)<br>(社)茨城県穀物改良普及協会<br>(農産課)<br>(社)園芸いばらき振興協会<br>(園芸流通課) | <p>3団体の組織の統合又は管理部門の一元化について、その効果・問題点、さらには今後の県の関与のあり方について検討していきます。</p>   |
| (社)茨城県ふるさとづくり推進センター<br>(農村環境課)   | <p>平成17年度に設置した「組織体制検討委員会」の意見を踏まえ、市町村主体の運営となるよう体制を再構築するとともに、平成19年度以降、県の人的・財政的援助を縮小します。</p>  |

### 民間と競合している団体の見直し

| 対象団体名                   | 推進内容   |
|-------------------------|--|
| (社)茨城県公害防止協会<br>(環境政策課) | <p>事業内容が、民間事業者と競合しているため、環境保全に関する普及啓発活動等の公益事業の充実を図ることにより団体の公益性を高めます。</p> <p>県の人的・財政的援助は縮小します。</p> |
| (財)茨城県建設技術公社<br>(検査指導課) | <p>民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務を除いて、民間事業者の活動を阻害しないよう努めるとともに、収益事業と公益事業のあり方を抜本的に見直します。</p>        |

#### 【これまでの取り組み】

- ・団体の廃止数(統合を含む)：10団体(H10～16年度)
- ・県関与(人的・財政的関与)の廃止：6団体(H10～16年度)

## (2) 経営の健全化

団体運営におけるガバナンス（管理運営のあり方）の強化を図るとともに、経営責任の明確化や経営内容に関する透明性・公正性の向上を図ります。

経営環境の変化に柔軟に対応できるよう団体の事務事業の必要性や効率性を点検するとともに、自己責任による黒字基調の健全な経営を促進します。

役職員について民間人を含む幅広い人材の登用を進めるとともに、プロパー職員の資質の向上を図ります。

特に、累積損失を抱えるなど経営が深刻化している団体については、問題解決を先送りすることなく抜本的な対応を図ります。

### ア 経営の自立化の促進

#### 経営責任の明確化と目標管理制度の導入

出資団体等の適切な業務執行や内部統制を確保するため、経営の意思決定と業務執行機能を分離するなど役割と責任の明確化を図れるよう指導します。

（平成18年度から実施：出資団体指導室）

代表者が非常勤の団体については、事業内容等を踏まえながら、可能な限り代表者の常勤化を図り、意思決定の自律化や迅速化を図ります。

（平成18年度から実施：出資団体指導室）

経営責任の明確化を図るため、団体自らが「経営目標」を設定し、成果や費用対効果の視点から達成度を評価する「目標管理」制度を導入し、より効率的な事業推進を図るとともに、その結果についてもインターネット等を通じ公表します。

（平成18年度から実施：出資団体指導室）

#### 経営状況に応じた組織のスリム化等

経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、職員数については、業務量の変動に応じた効率的かつ弾力的な配置に努め、新たな業務への対応についても、既存事業の見直しや事務処理方法の改善、また、嘱託職員、人材派遣等の活用などにより、新規増員を抑制します。

また、今後、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方について、見直しを図ります。

（平成15年度から実施：人事課，出資団体指導室）

#### 役職員への民間人の登用等

民間の経営ノウハウを積極的に活用して組織の活性化を図る観点から、特に商法法人において、業務に精通した有能な民間人を登用するよう努めます。

（平成15年度から実施：出資団体指導室）

プロパー職員の活性化，人材の育成を図るため，団体間の共同研修の充実や人事交流の促進を図ります。

（平成15年度から実施：出資団体指導室）

## 指定管理者制度への適切な対応

平成18年度から「公の施設」の管理について指定管理者制度が導入されることから、引き続き施設管理を行うことになった団体や今後公募が予定される施設の管理団体においては、管理コストの低減や組織のスリム化、さらには企画力やサービスの質の向上を図るための体質改善に努め、県民サービスの向上に努めるよう指導します。

(平成18年度から実施：出資団体指導室)

## イ 個別団体の経営健全化に向けた事業展開等

| 対象団体名             | 推進内容  |
|-------------------|---|
| 茨城県住宅供給公社<br>(再掲) | <p>減損会計導入に伴い、平成17年度決算は約460億円の債務超過に陥る見込みです。</p> <p>民間金融機関からの借入金について、県が全額損失補償をしていることから、県として債務超過解消のための支援策を取りまとめ、抜本的対策を進めます。</p> <p><b>【保有土地の処分促進等】</b><br/>分譲中団地(平成16年度末：10団地)については、平成17年度～21年度までの5年間を集中的な処分推進期間とし、この間に完売を目指します。<br/>そのため、団地ごとに、立地特性や在庫数等を踏まえ、民間事業者(主にハウスメーカー)との共同事業を主とした販売戦略を確立し、分譲促進を図ります。</p> <p>事業凍結中の団地(平成16年度末：6団地)については、住宅計画戸数を下方修正(半数程度)するとともに、各団地の立地特性を踏まえ、業務系用地を取り入れ大口ロット又は街区ごとの処分を導入し、平成26年度までの向う10年間で処分を推進します。</p> <p>その他の小規模保有地等については、地元市町村における公共・公益的活用の意向を確認し、平成21年度までに地元市町村への処分を推進します。<br/>なお、活用の予定がない場合には、公募等により民間への処分を推進します。</p> <p><b>【ケア付き高齢者賃貸住宅事業】</b><br/>当面、平成19年度末までに、入居率85%を目指します。</p> <p><b>【特定優良賃貸住宅事業】</b><br/>当面、平成19年度末までに、入居率70%を目指します。</p> |

| 対象団体名                | 推進内容  |
|----------------------|---|
| 茨城県土地開発公社<br>(再掲)    | <p>減損会計導入に伴い、平成17年度決算は約98億円の債務超過に陥る見込みです。</p> <p>金融機関からの借入金について、県が全額債務保証をしていることから、国の土地開発公社経営健全化対策を前提とした県の支援対策を進めます。</p> <p><b>【長期保有代替地等の処分促進】</b><br/>市街化区域内の住宅用地等として利用可能な土地については、今後5年間を目途に入札等により処分を進めます。</p> <p>市街化調整区域内の代替地については、代替地の情報を地元市町等へ広く提供しながら、公共事業用地又はその代替地として処分を進めます。</p> <p>ひたちなか地区や土浦市瀧田地区の造成地については、地区の土地利用計画に沿いながら、今後10年間を目途に売却処分を進めます。<br/>なお、売却までの間、地区の活性化や土地の有効利用を図る観点から、需要に応じて賃貸も行います。</p> |
| (財)茨城県開発公社<br>(再掲)   | <p><b>【工業団地保有地の処分促進】</b><br/>第六次基本計画(平成18年度～22年度)において、新たな分譲目標を設定します。<br/>また、期間中は優遇税制等の企業誘致優遇策や企業ニーズに対応した多様な分譲手法を活用し、県と一体となった積極的な誘致活動を展開します。</p> <p>「茨城県工業団地健全化基本方針」に基づく事業の進行管理を実施します(造成工事先送り措置の継続など)。</p> <p>金利負担の軽減を図るため、低金利の資金調達を進めます。</p> <p><b>【いこいの村涸沼】</b><br/>平成18年度から宿泊施設の経営にノウハウを有する職員が国民宿舎「鵜の岬」といこいの村涸沼を一元的に管理するなど経営体制を強化するとともに、より一層PR活動を強化して集客に努め、経営改善を図ります。</p>                                   |
| 鹿島都市開発(株)<br>(事業推進課) | <p>「中期経営計画(平成17年度～21年度)」に基づき、全社を挙げて経営の健全化を図ります。</p> <p><b>【ホテル事業】</b><br/>中期経営計画で定めたコンセプト「大切にします、お客様の声」に基づき、顧客満足の向上を目指して、利用者へのきめ細かなサービスの実施や新たな宿泊パックの開発などにより、売上拡大への取組みを強化します。</p> <p><b>【施設管理部門】</b><br/>安定した受注を確保するため、各種資格の取得などにより一層の技術力の向上を図るとともに、再委託費の圧縮等によるコスト削減を進め、競争力の一層の強化を図ります。</p>  |



| 対象団体名                        | 推進内容   |
|------------------------------|--|
| (株)ひたちなかテクノセンター<br>(産業政策課)   | <p>減損会計を適用することにより、減価償却費が減少していくことから、平成17年度決算では経常損益で黒字化を達成します。</p> <p>当社売上の7割をテナント収入が占めることから、引き続き入居率の維持・向上に努め、テナント収入増を図ります。</p> <p>今後は、「展示スペース」、「応接室」、「福利厚生施設」等について、その利用状況を精査のうえ、ベンチャー企業等の入居施設として転用を図りながら、テナント事業の収益を拡大し、単年度黒字基調をさらに高めます。</p>   |
| (株)いばらきIT人材開発センター<br>(産業技術課) | <p>「中期経営計画(平成16年度～18年度)」に基づき、入居率が7割程度に留まっているテナント事業について、県企業立地推進本部と協力し、首都圏で空室情報をPRするなど、テナントの入居率向上を図ります。</p> <p>研修事業の付加価値を高め、新たに研修受講者向けの職業紹介事業を実施することにより、利用者増加による売上増を図ります。</p> <p>情報通信企業におけるIT技術者に対するニーズが増大していることから、そこへの就職を目指す若年未就職者を対象として、受講後の情報通信産業への派遣を前提とした研修事業を拡大することで収益増を図ります。</p> <p>筑波大学や茨城大学と連携して実施されている高度なIT人材育成教育で得られたカリキュラム等のノウハウを、情報通信企業向けの新人や中堅のIT技術者のスキルアップ研修事業に活用し、売上拡大を図ります。</p> |
| 鹿島共同再資源化センター(株)<br>(廃棄物対策課)  | <p>今後、より一層の処理量の拡大及び高付加価値品の受注による売上高の増加を図るとともに、焼却費用の低減や設備維持費の圧縮を行い、平成22年度の単年度黒字化目標の前倒しに努めます。</p>   |
| つくば国際貨物ターミナル(株)<br>(中小企業課)   | <p>「第四次中期経営計画(平成17年度～19年度)」に基づき、新規顧客の開拓や既存顧客からの受注拡大により営業収入の増加を図るとともに、業務委託費などの経費抑制に努めることにより安定的な黒字経営を継続し、累積損失の解消に努めます。</p>   |
| (株)茨城県中央食肉公社<br>(畜産課)        | <p>「経営改善5ヵ年計画(平成15年度～19年度)」に基づき、と畜頭数の拡大、市場取扱量及び部分肉取扱量の拡大、出荷奨励金支払率の引下げや内臓販売単価の値上げによる増収を図るとともに、経費の節減等を実施し、単年度黒字の継続、計画的な累積欠損金の縮小に努めます。</p>  |

【目標】

単年度赤字団体数を約30%(5団体程度)削減  
(平成16年度決算赤字団体数18団体 13団体程度)

【これまでの取り組み】

単年度赤字団体数の削減  
・平成13年度決算：29団体 平成16年度決算：18団体

### (3) 県関与の見直し

出資団体等が自己責任による自立的な経営を推進できるよう、県の人的・財政的関与や支援の範囲を明確にするとともに、県の指導監督については、今後必要とされる事項について重点的に行います。

#### ア 人的・財政的関与の見直し

##### 人的関与の見直し

自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事・副知事の団体代表兼職については、可能な限り廃止します。

(平成14年度から実施：出資団体指導室)

##### 【目標】

知事・副知事の団体代表兼職団体数を約30%（5団体程度）削減  
(平成17年度末代表兼職団体数17団体 12団体程度)

##### 【これまでの取り組み】

知事・副知事の団体代表兼職団体数  
・平成14年度：24団体 平成17年度：17団体（H17.7月）

県退職者の常勤役員への就任については、団体の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限りま

(平成15年度から実施：人事課)

##### 【これまでの取り組み】

県退職者派遣数  
・平成14年度末：75人 平成17年度：68人（H17.7月）

県職員の派遣については、県と団体との役割分担及び団体の自立的経営を促進する観点から縮減を進めます。

(平成15年度から実施：人事課)

##### 【目標】

県職員派遣数を約15%（60人程度）削減  
(平成17年度県職員派遣数375人 315人程度)

##### 【これまでの取り組み】

県職員派遣数  
・平成14年度：426人 平成17年度：360人（H17.7月）

## 財政的関与の見直し

補助金等については、事業の必要性、妥当性及び効果等の観点から抜本的な見直しを行い、限られた財源の効果的な配分を進めるとともに、県の財政負担の縮減を図ります。

(平成15年度から実施：財政課)

### 【目標】

補助金等を10%以上削減  
(平成17年度補助金等の額：288億円)

### 【これまでの取り組み】

補助金等の削減(当初予算)  
・平成14年度：約358億円      平成17年度：約288億円

## イ 指導監督のあり方

### 条例に基づく指導

「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、毎年実施している経営の点検・評価(経営評価システム)による効率的な事業運営を指導するとともに、団体のあり方や県の関与等について不断の見直しを図ります。

(平成15年度から実施：出資団体指導室)

### 新規設立の凍結

新規の出資団体の設立については、当面、原則的に凍結することとし、新規の行政ニーズへの対応が生じた場合には、需要調査等を厳しく吟味するとともに、類似の業務を行う既存の団体の活用を図ることを基本とします。

(平成15年度から実施：出資団体指導室)

### 【これまでの取り組み】

- ・専管組織の設置  
平成14年10月1日、総務部に出資団体指導室を設置
- ・条例の制定  
「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」  
(平成15年4月1日施行)を制定
- ・経営評価システムの整備  
平成14年8月1日、経営評価システムの運用を開始(平成15年度本格実施)

### 3 県庁改革

危機的な財政状況や市町村合併の進展，さらには国の構造改革の進展など県行政を取りまく状況変化に機敏に対応し，複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには，これまで以上に簡素で効率的な行政運営を進めていくことが求められています。

このため，職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であるという原点に立ち戻って，「県民サービス憲章」に掲げる精神にのっとり，県民満足度を高めるサービスの提供に努めるよう，さらなる改革を進めていきます。

#### (1) 県民本位の行政サービス

##### ア 満足度の高いサービス提供

県民に満足していただける質の高いサービスを提供するため，職員の意識改革を図りながら，全庁的なサービス向上運動に取り組みます。

##### 県民サービス向上運動の推進

前例踏襲や先送り体質からの脱却を図るために，各職場での対話を通じた職員の気づきによる意識改革を進めるとともに，時間・費用に対するコスト意識の徹底を図りながら，県民の視点に立って行政サービス活動全般について常に点検・評価し，県民本位の良質なサービスを提供するため「県民サービス向上運動」を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

###### 【全庁的に進める主な取り組み】

- ・ホスピタリティ（応対，接遇）の向上  
窓口・電話での応対の改善，記名票の着用，見やすい職員配置図の掲示，庁内案内表示の改善などを進めます。
- ・「あいさつ・声かけ運動」の実施  
「あいさつ，声かけ」を通じた県民サービスの向上，職員間の連携強化を進めます。
- ・「県民ご意見ボックス」によるサービス改善の徹底  
県が提供するサービスについて，広く県民から評価，意見をいただき，その情報を職員が共有しサービスを継続して改善します。
- ・行政情報ネットワークによる情報交換  
各職場での優れた取り組み事例や意識改革に関する事例などの情報を共有しながらサービス向上を進めます。

- 【各職場の創意・工夫で進める主な取り組み】
- ・「一職場一改善運動」の実施  
各職場ごとに事務処理のスピードアップ，コスト削減，制度の見直しなど，一つ以上の具体的な仕事の進め方の改善や仕事の内容の見直しに取り組みます。
  - ・県民サービス指針の作成・公表  
相談業務，許認可事務等を行っている窓口では，提供するサービスの具体的な内容や事務処理の標準的な時間，県民からの意見等への対応方法などを内容とする「県民サービス指針」を作成，公表します。

- 【これまでの取り組み】
- ・県民サービス憲章の制定（H15.7.1）
  - ・一職場一改善運動，あいさつ・声かけ運動の実施（H16年度～）

### 昼休み時間の窓口開庁

昼休み時間でも相談業務や許認可事務などに対応できるよう，全庁的な窓口開設を進めます。

（平成18年度から実施：人事課，相談業務等を行う全課所）

- 【これまでの取り組み】
- ・文化・体育施設の開園日の増，開園時間の延長  
自然博物館，近代美術館，図書館，笠松運動公園など（H12年度～）
  - ・県パスポートセンター（三の丸庁舎内）での休日窓口開庁  
日曜日も旅券の交付を実施（H16年度～）
  - ・いばらき就職支援センター（中央センター）での休日等窓口開庁  
平日は夜間まで，土曜日・日曜日も開庁

### ユニバーサルデザインの推進(高齢社会等に対応した生活環境等の整備)

急速に進む高齢化，国際化などの社会変化にあわせ，高齢者など多様な人に対応したサービスの向上等を進めるため「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」を策定し，県の施策全体を見直していきます。

（平成18年度から実施：厚生総務課，全課所）

\*ユニバーサルデザイン

「年齢や性別，国籍，障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう，まち，もの，環境等を整備する」という考え方。

| 主な取り組み   | 概要   |
|----------|--|
| サービスの向上  | 高齢者，障害者，外国籍県民等多様な人々へのきめ細かな接遇方法を職員が学習し，実践することによるサービスの向上を図ります。     |
| 情報発信力の強化 | 紙や電子媒体の文字の大きさ，色調等の見やすさへの配慮を徹底し，対外的な情報発信力を強化します。                  |
| 県関連施設の整備 | 桜の郷，つくばエクスプレス沿線などのまちづくりにユニバーサルデザインを積極的に導入し，誰もが暮らしやすいまちのモデルを示します。 |

## イ 情報発信と県民の声の県政への反映

躍進する「新しい茨城の姿」や実力と魅力を兼ね備えた「いばらきブランド」を全国に発信し、本県のイメージアップや認知度の向上を図ります。

県民の県政への関心を高めるために、県民への到達度の高い・分かりやすい県政情報の発信に努めます。

職員一人ひとりが広報マンとしての自覚を持ち、全庁一丸となって積極的かつ効果的な広報活動を展開します。

直接県民の声を伺う機会を増やすとともに、より県民の意見が県政に反映される仕組みを充実していきます。

### いばらきブランドの確立

メロンなどの農産物や、先進性を象徴する「つくば」など本県が有する優れた地域資源について、個々のブランド力の向上や地域が一体となった取り組み、地域の特性を活かした新たな商品の開発などを支援し、地域資源のブランド化を進めるとともに、ターゲットの明確化や各種メディアと連携した戦略的な情報発信を行い、全国的な認知度や評価を高め「いばらきブランド」の確立を図ります。

(平成17年度から実施：企画部，商工労働部，農林水産部)

### 情報公開の推進

県民が県の情報をより入手しやすくなるよう、積極的な情報公開を進めていきます。

県民ニーズの高い行政情報を、インターネットを活用して公開できるよう検討します。

(平成18年度から検討：総務課)

個人情報や試験問題等を取り扱う審議会を除き、審議会の公開や審議内容、結果などのホームページへの掲載等を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，所管課)

#### 【これまでの取り組み】

- ・情報公開条例の制定(H12改正)
- ・行政文書，資料の写しをとる際の利用料金の引き下げ(H15.4)
- ・知事交際費をホームページで公開(H15.4)
- ・インターネットによる開示請求制度の導入(H16.5)
- ・審議会の公開，審議内容等の公表

( 全審議会90のうち個人情報等を扱う審議会を除く全審議会33で対応 )  
H14年度：19審議会，H15年度：23審議会，H16年度：33審議会

## 多様な広報媒体の活用と職員による情報発信の強化

広報紙，新聞，テレビ，ラジオ，インターネットなど，各種広報媒体を活用するほか，NHK 県域デジタルテレビ放送をはじめ，新聞折り込みの情報誌やタウン誌など，各種メディアへのパブリシティ活動を一層強化し，県民との情報共有を高めていきます。

職員一人ひとりが広報マンとしての自覚を持ち，名刺や電子メール等に，ロゴマークや県政情報などを表示して「いばらき情報」をPRするとともに，部局間連携を強化しながら県として一体的な広報活動を展開し，県政情報の迅速かつ確実な伝達を進めます。

トップセールス，在京メディアへの売り込み，首都圏における情報発信拠点である「いばらき情報ステーション」や市販情報誌の活用，全国的イベントの開催，フィルムコミッションの推進など様々な手段を活用した県外向けの情報発信に取り組みます。

(平成17年度から実施：広報広聴課，所管課)

### 【目 標】

県ホームページへのアクセス数年間500万件  
メルマガいばらき登録読者数4,600人

### 【これまでの取り組み】

県ホームページへのアクセス数  
・平成14年度：408万件  
・平成15年度：444万件  
・平成16年度：380万件  
インターネットメールマガジン「メルマガいばらき」登録読者数  
・平成14年度：2,313人  
・平成15年度：2,702人  
・平成16年度：3,037人  
県内でのロケーション実施状況等  
・平成14年度 作品数：32，撮影日数：227日，相談件数50件  
・平成15年度 作品数：122，撮影日数：394日，相談件数325件  
・平成16年度 作品数：188，撮影日数：579日，相談件数589件

## 県民と知事との対話の充実

知事が一般公募による参加者から直接意見を伺う「知事と語ろう『明日の茨城』」などについては，これまでの地方総合事務所単位での開催から地域の中心となる市単位で実施するなど充実を図ります。

(平成18年度から実施：広報広聴課)

### 【これまでの取り組み】

知事と語ろう『明日の茨城』開催状況  
・平成15年度：土浦市（参加者138人），下館市（参加者102人）  
・平成16年度：日立市（参加者101人），県庁（参加者73人）  
・平成17年度：神栖町（参加者121人），つくば市（参加者108人）

## 県政への県民意見の反映の充実

県の主要な事業計画等について、インターネット等を通じて計画作成時から情報を公表し、県民からの意見を県の意思決定に反映させるよう継続して進めます。

(平成14年度から実施：広報広聴課，所管課)

### 【これまでの取り組み】

県民意見の募集状況

- ・平成15年度：百里飛行場ターミナルビル基本構想等9件
- ・平成16年度：茨城県個人情報の保護に関する条例改正等6件
- ・平成17年度：新しい県総合計画「中間とりまとめ」等6件

「知事と語ろう『明日の茨城』」の参加者の発言内容、「明日の茨城を考える女性フォーラム」、「明日の地域づくり委員会」の委員による政策提言に対する行政施策への反映状況について、県のホームページ等を通じて広く県民に公開します。

(平成18年度から実施：広報広聴課)

## 県政出前講座の一層の充実

新規の施策や社会的に関心が高まっているテーマなど、既存のメニュー以外でも積極的に対応するとともに、メニュー内容を随時更新します。

各講座で使用する資料はホームページから事前に閲覧できるようにしたり、テーマに関係する機関等のホームページへのリンクを設定します。

(平成17年度から実施：政策審議室)

\* 県政出前講座

県が重点的に取り組んでいる施策等を県職員が集会や職場などに伺って直接説明。

### 【目標】

県政出前講座を年間200件実施

### 【これまでの取り組み】

県政出前講座のテーマ数及び年度別実施件数

- ・平成15年度：155テーマ，72件
- ・平成16年度：184テーマ，57件
- ・平成17年度：189テーマ，45件（H18.1末）

## コスト情報の提供

行政活動に係るコストについて、県民にわかりやすく周知するため、県全体の行政活動に要する経費や会館など主要な公共施設ごとの運営経費などを示した行政コスト計算書を作成、公表します。また、各公共施設のコストについては、窓口においても公表します。

(平成18年度から実施：財政課，所管課所)

### 【これまでの取り組み】

行政コスト計算書を公表した公共施設(自然博物館、カシマサッカースタジアム等)数

- ・平成15年度：30施設
- ・平成16年度：35施設
- ・平成17年度：40施設



## ウ 簡素で効率的な電子県庁の構築・推進

電子県庁を全庁的に推進するためのリーダーシップを発揮できる体制を整備し、業務の抜本的な見直しと合わせた行政情報システムの再構築に取り組みます。

電子県庁の推進に伴い、システム管理・監査基準の策定など、情報セキュリティ対策に万全を期します。

日常生活に身近な市町村の電子自治体化を促進するとともに、市町村や民間サービス事業者等と連携した手続きのワンストップ化の実現に取り組みます。

### 業務・システム最適化（E A）の推進

県民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営を実現できるよう、全庁的な行政情報システムの見直し方針を策定し、対象業務の具体的見直し及びシステムの再構築（業務・システム最適化計画）を進めるとともに情報システム調達の適正化を推進します。

（平成18年度から実施：情報政策課）

\* E A（Enterprise Architecture：業務・システム最適化手法）

社会環境や情報技術の変化に素早く対応できるよう、業務やシステムを改善する仕組み。組織全体として業務プロセスや情報システムの構造、利用する技術などを整理・体系化するもの。

\* 行政情報システム

財務会計オンラインシステムや防災情報システムなどの情報ネットワークシステム

—【目標】—

行政情報システム31のうち10システム程度について「業務・システム最適化計画」を策定

### 県民向け行政情報システムの整備・充実

電子申請・届出システムの対象となる手続数の充実をはじめ、公金の納付や税務申告の電子化など県民向けの電子化サービスについては、県IT戦略指針、IT戦略アクションプランに基づき推進します。

（平成18年度から実施：情報政策課，所管課）

\* 茨城県IT戦略指針，IT戦略プラン

本県におけるIT政策の基本目標，基本方針，具体的方策などをまとめたもの。

#### 電子申請・届出システム

インターネットにより、自宅や会社などから、24時間365日申請・届出などの手続を行うことができるワンストップサービスを実現するシステム

—【目標】—

県行政手続2,410のうち1,044手続をオンライン化  
[申請・届出等手続オンライン化実施計画]

—【これまでの取り組み】—

- ・ 県手続運用開始(H16.5)，市町村手続運用開始(H16.7)
- ・ 県の106手続，市町村の22手続をオンライン化(H17.3末)

## 公共施設予約システム

インターネットにより、県及び市町村のスポーツ施設などの空き情報を検索し、予約・利用申込みができるシステム

【目 標】  
対象施設数を650に拡大  
全予約数のうちシステム利用による予約割合30%以上

【これまでの取り組み】  
・「いばらきスポーツ施設予約システム」運用開始(H15.10)  
・161公園572施設で56,448件の予約(H16年度)  
 (窓口・電話等を含む総予約数287,634件の約20%)

## 建設CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)

公共事業の設計、入札等各プロセスで発生する情報を電子化し、関係者間での情報の交換・共有などを目的とするシステム

\*CALS/EC(キャルス・イーシー)  
(【Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce】の略)

【目 標】  
請負工事  
250万円を超える請負工事を電子入札で実施  
測量、設計等業務委託  
100万円を超える業務委託を電子入札で実施(随意契約を除く)

【これまでの取り組み】  
・2億円以上の請負工事で運用開始(H16.1)  
・5千万円以上の請負工事、500万円以上の業務委託に拡大(H16年度)  
・3千万円以上の請負工事、100万円を超える業務委託に拡大(H17年度)

## 電子調達システムの整備

物品等競争入札参加資格申請、入札等の実施、入札情報公表等の一連のプロセスを電子的に処理し、競争性の確保、業務の効率化などを図るシステム

【目 標】  
平成21年度本格稼働

## 電子納付(マルチペイメント)システムの運用

インターネットにより、いつでも手数料等の公金納付を可能とするシステム

【目 標】  
県の窓口納付件数のうち電子納付が可能となる割合90%

【これまでの取り組み】  
行政財産使用料、児童措置費負担金などで運用開始(平成17年3月末)

## 県税の電子申告，電子納税システムの整備

インターネットにより，法人事業税などの申告や自動車税などの納税を可能とするシステム

|  |
|--|
| <p>—【目 標】—</p> <p>電子申告<br/>自動車税，自動車取得税の2税目を追加（平成18年度内運用開始）</p> <p>電子納税<br/>12税目で利用可能<br/>平成18年度から順次運用開始<br/>（県民税，事業税，不動産取得税，県たばこ税，ゴルフ場利用税，自動車税，鉱区税，固定資産税，核燃料等取扱税，自動車取得税，軽油引取税，狩猟税）</p> |
| <p>—【これまでの取り組み】—</p> <p>電子申告システム<br/>・法人県民税，法人事業税で運用開始（H18.1）</p>  |

## 全庁的なITガバナンス体制の構築

業務・システムの最適化を全庁的に推進するため，全庁的なIT推進と個別システム開発・運用管理に関する横断的な指導・調整を行う体制（CIO，CIO補佐官）を整備します。

（平成18年度から実施：人事課，情報政策課）

- \* CIO（【Chief Information Officer】の略：情報化統括責任者）  
情報システム導入面からの業務改善，行政サービス向上の成果に最終的責任を持つ最適化事業管理オフィスの最終責任者。
- \* CIO補佐官  
CIOを補佐し，業務・システム最適化の具体的内容を責任を持って立案し，その実行についてCIOを専門的見地から補佐する役割を担う。

## 情報セキュリティポリシー運用・監督体制の充実

現行の情報セキュリティポリシーの妥当性評価及び関連規程の見直しを行います。

- \* 情報セキュリティポリシー  
県の所掌する情報を，どのような脅威から，どのようにして守るのか，県の基本的な考え方や組織体制，各種対策を明文化したもの。

|  |
|--|
| <p>—【これまでの取り組み】—</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報セキュリティ基本方針を定める規程の策定（H15.3）</li><li>・情報セキュリティ10ヶ条（IT時代の職員心得）決定（H15.6）</li></ul> |
|--|

業務・システムの最適化と一体となった情報セキュリティポリシーの運用，情報セキュリティ監査体制の充実，職員研修の体系的な実施など，情報セキュリティ対策の充実・強化を進めます。

（平成18年度から実施：情報政策課）

## 市町村や民間との連携推進

県と市町村が共同でサービス提供を行う情報システムの開発を推進することにより、県民に身近な市町村の電子自治体化を促進し、県民の利便性の向上を図ります。

(平成18年度から実施：情報政策課)

### 【目標】

県・市町村共同で3システム程度を開発・整備

### 【これまでの取り組み】

- ・ 県、市町村と共同でシステム開発等を進めるため「いばらき電子自治体連絡会議」を設置(H14.5)
- ・ いばらきブロードバンドネットワーク、スポーツ施設予約システムなど7システムを整備
  - いばらきブロードバンドネットワーク(H15.4運用開始)
  - 公共施設(スポーツ施設)予約システム(H15.10運用開始)
  - 図書館情報ネットワーク(H16.4運用開始)
  - 生涯学習情報提供システム(H16.4運用開始)
  - 電子申請・届出システム(H16.5運用開始)
  - 原子力防災情報ネットワーク(H16.6運用開始)
  - 教育情報ネットワーク(H17.4運用開始)

県民の利便性の向上を図る観点から、政府の検討状況等を踏まえ、行政機関(県・市町村等)と民間企業等が提供するサービスの申請手続きを一元化した官民連携ポータルサイトの構築を実現します。

#### \* 官民連携ポータルサイト

インターネットを活用し行政機関と民間企業等が提供するサービスを連携させ、引越しや結婚、出産などのライフイベントに応じた各種申請・申込手続きを一元的に行うことを可能とするもの。

(平成18年度から検討：情報政策課)

## 住民基本台帳カードの普及促進

電子県庁の基盤となる住民基本台帳カードの普及を一層図ります。

(平成15年度から実施：市町村課)

## エ 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化の推進

各種申請などでの県民の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種の規制、手続などを毎年度点検し、規制緩和、行政手続の簡素化を進めます。

より迅速な行政サービスを提供するため、法令等に基づく許認可等に必要な事務処理期間を点検し、期間短縮を進めます。

## 県条例等に基づく規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化

県条例等に基づく規制や手続を総点検し、各種規制の廃止・緩和、申請書類の記入項目や添付書類の削減、押印の見直しなどを進めます。

(平成14年度から実施：行財政改革・地方分権推進室、所管課)

【目 標】

- 16 条例等 34 事務について規制を廃止・緩和(H17年度末以降)  
\* 参考資料 67 頁「廃止・緩和する規制」
- 10 規則等 16 事務について行政手続を簡素化(H17年度末以降)  
\* 参考資料 74 頁「簡素化する行政手続」

【これまでの取り組み】

- ・規制の廃止・緩和：48 条例等 113 事務で実施 (H18.1末)
- ・行政手続の簡素化：47 規則等 66 事務で実施 (H18.1末)

住民基本台帳ネットワークシステムにより、住民票の添付が不要となる事務について、利用件数の増加を図ります。

(平成14年度から実施：市町村課，所管課)

【目 標】

住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務における利用件数：  
80,000件 [茨城県IT戦略指針，茨城県IT戦略プラン]

【これまでの取り組み】

住民基本台帳ネットワークシステム利用件数

- ・平成16年度：43,380件
- 法に基づく事務(31,187件)
  - 恩給に関する事務
  - 旅券事務(新規発給など)
  - 職業能力訓練指導員の免許，職業訓練指導員試験の実施
  - 建設業の許可事務
  - 宅地建物取引業の免許，宅地建物取引主任者資格登録事務
  - 家畜商登録関係事務
  - 電気工事士免状交付事務
  - 大規模小売店舗立地法届出事務
  - 危険物取扱者，消防設備士免状交付，試験の実施
- 県条例に基づく事務(12,193件)
  - 県税の賦課徴収
  - 農地転用等に関する事務
  - 農業改良普及資金貸付事務
  - 漁業の免許，許可事務
  - 漁船登録，許可事務
  - 県退職年金等に関する事務

### 事務処理期間の短縮

法令，条例等に基づく許認可等の手続を総点検し，標準事務処理期間の短縮を進めます。

(平成17年度から実施：総務課，行財政改革・地方分権推進室，所管課)

## (2) 職員の意識改革，組織の活性化

職員の「やる気」を引き出し，能力を十分に発揮させるため，勤務実績等を的確に把握する新たな人事評価制度を確立するとともに，目標管理，提案型の派遣研修制度の創設などにより職員の改革意欲を高め，組織の活性化を図ります。

### 新たな人事評価制度の導入

業務の遂行過程で発揮された能力や，業務の成果として顕れた業績を評価する新たな人事評価制度を導入します。

被評定者の範囲を管理職まで拡大するとともに，評価項目に事務事業の見直しや権限移譲などの行財政改革への取り組みを評価する視点を取り入れます。

評価に当たっては，本人の自己評価に加え，評価者との面談を実施し，評価の効果を高めるとともに，職員からの苦情相談を受ける窓口を設置します。

勤務実績が良好でない職員に対しては，研修や人事上の取扱いを明確にした一連の対応プログラムを策定し，適切な人事管理を徹底します。

(平成18年度から実施：人事課)

### 職員のやる気を高める仕組みの充実

各部局・課所において毎年度重点的に取り組む目標を明確にし，職員が一丸となって目標達成に向けて業務を遂行し，成果をあげられるよう「目標チャレンジ制度」に取り組みます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

#### 【これまでの取り組み】

- ・平成15年度：フィルムコミッション活動の推進等（部局重点目標54）
- ・平成16年度：用地取得率のアップの取組等（部局重点目標45）
- ・平成17年度：県営取手競輪場事業の収益の確保等（部局重点目標44）

職員が業務に意欲的に取り組むよう職員提案制度を継続して実施し，優れた施策提案については予算化や提案者を担当課所へ優先配置します。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，人事課，財政課)

#### 【これまでの取り組み】

- ・平成15年度：提案件数150件（施策：76件，業務改善：74件）  
「おもしろ理科先生派遣隊創設事業」などを施策化
- ・平成16年度：提案件数247件（施策：130件，業務改善：117件）  
「スクールサポーター制度創設事業」などを施策化
- ・平成17年度：提案件数357件（施策：262件，業務改善：95件）

職員が自ら従事したい業務を具体的に提案する方式の実施や対象となる職員の拡大などにより，引き続き庁内公募の拡充を図ります。

(平成8年度から実施：人事課)

【目標】

庁内公募対象業務数を24業務に拡大

【これまでの取り組み】

- ・ 庁内公募対象業務数  
平成8年度：5業務      平成17年度：20業務
- ・ 対象者の範囲拡大（平成17年度導入）：課長補佐級以下  
平成17年度      1名
- ・ 職員提案型の導入（平成17年度）      :平成17年度      3名

### 勤務時間管理の厳格化

県が行うべき仕事の厳選，重点化を図ったうえで，職員が勤務時間内に業務を効率的に進め定時に退庁するよう管理を徹底します。

(平成12年度から実施：人事課，全課所)

### 希望降任制度の導入

職員の家庭事情や自身の健康上の問題等により，現在の階級等において職務に精励することが困難である等の事情を有し，職員自らが任用されている階級等を下げを願い出る制度を導入します。

(平成15年度から実施：教育庁，平成17年度から実施：警察本部，平成18年度中に検討：人事課)

### 職員研修の充実

職員には，これまで以上に専門性や政策形成能力が求められることから，職員研修による能力開発を充実するとともに，顧客主義やコスト意識など経営感覚を高める研修等を実施し，一層の意識改革を進めます。

(平成15年度から実施：人事課，行財政改革・地方分権推進室)

【これまでの取り組み】

職員研修（階層別・特別）

- ・ 階層別：行政課題研究，政策法務，目標による管理等
- ・ 特別：政策研究講座，政策法務実践講座等

「行政品質向上」研修

- ・ 趣旨：職員の意識改革，組織風土の改革
- ・ 対象者等

H15年度：一般行政部門の全職員約5,600名

H16年度：課所長，次長，課長補佐等約850名

H17年度：課所長，次長等約560名を対象

職員及び所属等が、自ら企画・提案できる派遣研修制度の創設などにより、職員のコスト意識や専門性の向上、組織の活性化につながるような派遣研修のあり方を見直し、民間企業、大学院等へのより効果的な派遣研修を実施します。

(平成18年度から実施：人事課)

【目標】  
民間企業等への派遣者数45人

【これまでの取り組み】  
民間企業、他の行政機関等への派遣研修（H17年度）  
・派遣者数48名（民間企業：3名、大学院：5名、自治大学校：5名）  
（国：19名、他県：5名、市町村：11名）

## スペシャリストの育成

専門的知識・経験等を備えた人材を配置する必要のある行政分野の検討を行い、スペシャリストの育成のためのジョブローテーションを実施します。

主要プロジェクトやイベントなどに携わる職員については、通常的人事異動のサイクルにとらわれることなく、計画から実施段階まで同じ業務に配置することにも努めていきます。

(平成17年度から実施：人事課)

学校現場において、児童生徒のために学習指導や生徒指導等の教育分野のうち特定の分野において創意にあふれ特色ある指導を実践し、顕著な教育効果をあげている者で、人格・見識ともに優れた教員の模範となる個人に対して「ティーチャー オブ ティーチャーズ」の称号を与えて表彰するとともに、当該優秀教員の適切な活用を図ることにより、教員全体の意欲や資質の向上に努めます。

(平成17年度から実施：教育庁)

## 女性職員の登用の促進

男女共同参画社会形成の観点から、女性職員の幅広い分野への配置や研修機会の拡大を進めます。

女性職員の意欲と能力を引き出すため、能力主義、適材適所の基本方針に基づき、管理職への登用を図ります。

育児休業の利用促進や代替職員の確保、男性職員の育児参加休暇の取得促進など女性職員が安心して働き続けられるような環境の整備に努めます。

(人事課)



### (3) 多様な人材確保

専門的な知識経験を有する人材を必要とする課所や試験研究機関に任期付職員（研究員）を確保し、県の組織や研究活動の活性化を図ります。  
 いわゆる「団塊の世代」職員の大量退職時代を迎えることから、行政に関する豊富な知識や経験を有する定年退職者等を、その能力に応じて有効に活用します。

#### 任期付職員・研究員採用制度の活用

地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務内では得ることが難しい専門的な知識経験や優れた識見を有する人材を任期付職員として確保します。

（平成15年度から実施：教育庁総務課，平成16年度から実施：人事課）

県の政策課題との関連性を注視しつつ、成果重視の観点から任期付研究員採用制度を活用するなどして、試験研究機関における研究活動の活性化を図ります。

（平成15年度から実施：人事課）

#### 【目標】

任期付職員・研究員の採用数10名程度

#### これまでの取り組み】

任期付職員の採用状況

（単位：人）

|        | 特定任期付職員 | 一般任期付職員 | 計  |
|--------|---------|---------|----|
| 平成15年度 | -       | 1       | 1  |
| 平成16年度 | 2       | 2       | 4  |
| 平成17年度 | 4       | 1       | 5  |
| 計      | 6       | 4       | 10 |

- ・ 特定任期付：高度の専門知識又は優れた見識を有する者
  - ・ 一般任期付：職員の養成に期間を要するため等内部で確保し難い者
- 採用分野：IT関係，宅地販売，粒子線治療，危機管理分野

任期付研究員の採用状況

（単位：人）

|        | 採用実績 | 研 究 機 関                    |
|--------|------|----------------------------|
| 平成15年度 | 3    | 生物工学研究所，衛生研究所，林業技術センター     |
| 平成16年度 | 2    | 工業技術センター，園芸研究所             |
| 平成17年度 | 5    | 霞ヶ浦環境科学センター，工業技術センター，農業研究所 |
| 計      | 10   |                            |

## 高齢職員の活用

定年退職者等のうち、引き続き公務内で働く意欲と能力のある職員については、再任用制度によりその能力を活用します。特に専門的知識・経験等を有する高齢職員については、それらを活用できるような配置に努めます。

また、特に優れたリーダーシップや経営感覚を有する職員については、県の出資団体等からの要請に基づき、その能力を有効に活用します。

(再任用制度については平成14年度から実施：人事課)

### 【これまでの取り組み】

(単位：人)

|        | 再任用者数 | 再就職者数 |
|--------|-------|-------|
| 平成15年度 | 43    | 39    |
| 平成16年度 | 60    | 32    |
| 平成17年度 | 45    | 23    |
| 計      | 148   | 94    |

当該年度に新たに採用(再就職)した人数

## (4) 課題に柔軟かつ的確に対応する体制整備

県の重要な政策や新たな行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できる組織体制を整備していくとともに、簡素で効率的な行政運営体制を確立するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に組織機構を再構築していきます。

住民生活に身近な事務は基礎自治体である市町村が担い、市町村では対応できない広域性・先導性・専門性を有する事務は県が担っていきます。

### 県の重要な政策等に対する推進体制の整備

県立病院の抜本的な経営改善に取り組むため、病院事業への「地方公営企業法の全部適用」を導入します。

- ・「病院事業管理者」及び「病院局」を設置（平成18年4月）

企業立地を更に強力に推進するため、工業団地等への企業誘致にポートセールスを加えた一元的な誘致体制に再構築し、知事をトップとする企業誘致体制を強化します。

- ・知事直轄に「産業立地推進東京本部長（部長級，東京駐在）」及び産業立地担当の政策監（課長級）等を設置（平成18年4月）

県北地域の振興施策に全庁的かつ重点的に対応するため、県北地域振興体制を強化します。

- ・企画部地域計画課に「県北振興室」を設置（平成18年4月）
- ・企画部次長を中心にグリーンふるさと振興機構や関係市町村等と機動的に連携を図りながら、県北振興施策を実施する体制を構築（平成18年4月）

つくばエクスプレスの開業を踏まえ、筑波研究学園都市とつくばエクスプレス沿線地域の振興を一体的に推進するとともに、現地におけるまちづくり体制を強化し、販売部門と建設部門を一元化します。

- ・企画部新線・つくば調整課と新線沿線整備課を「つくば地域振興課」に再編統合（平成18年4月）
- ・県南都市建設事務所を「つくばまちづくりセンター」に改組（平成18年4月）

個人県民税の徴収や大口滞納整理など県税徴収率の向上を図るため、特別徴収体制を強化します。

- ・総務部税務課に「徴収強化対策室」を設置（平成18年4月）

陸・海・空の広域交通ネットワークを活用した交通施策や、既存のバスや鉄道等生活交通の確保対策に総合的に対応するため、交通施策推進体制を強化します。

・企画部企画課に「交通対策室」を設置（平成18年4月）

## 本庁と出先機関との役割分担

許認可・届出等対人サービスの提供や公共事業の執行等現地性の高い事務については、出先機関への権限移譲を進め、事務処理が完結するようにします。一方で、出先機関が行っている事務のうち、ITの活用などにより本庁で処理した方が効率的な事務については、本庁に集約します。

## IT化や市町村合併の進展を踏まえた出先機関の見直し

県と市町村との役割分担や本庁と出先機関の役割分担を考える中で、これまで地域の中核的な出先機関として位置づけてきた地方総合事務所の役割について見直します。

県税事務所、保健所及び土木事務所について、効率的な業務執行や専門性の確保・向上の観点から、設置数（統合）について検討します。

農業改革という政策目標の達成に向け、効率的・一体的に取り組む推進体制を構築するため、地方総合事務所の農政部門、農業改良普及センター及び土地改良事務所の再編を進めます。

（平成19年度までに方向性を整理：人事課，税務課，厚生総務課，農政企画課，農村計画課，監理課）

### 【これまでの取り組み】

|      | 平成7年度    | 平成17年度   | 削減数    |
|------|----------|----------|--------|
| 本庁組織 | 8部2局79課  | 7部1局71課  | 1部1局8課 |
| 出先機関 | 140所41支所 | 108所40支所 | 32所1支所 |

## 行政客体や事業動向に対応した組織の見直し

保健医療行政と福祉行政を効果的かつ効率的に推進するとともに、医療対策の充実を図るため、厚生総務課，厚生指導課及び医療整備課の3課を厚生総務課，福祉指導課及び医療対策課に再編します。

（平成18年4月）

小山ダムの竣工に伴い、久慈水系ダム建設事務所の業務が整備から管理に移ることから、久慈水系ダム建設事務所を高萩土木事務所に再編統合します。

（平成18年4月）

## 市町村職員の県職員併任

産業廃棄物の不法投棄等に早期に対応するため市町村職員に県職員への併任発令を行い、市町村も投棄現場等へ立入検査できるようにします。

（平成17年度から実施：廃棄物対策課）

## 県立高等学校の再編整備

高等学校審議会の答申を踏まえ、学校の規模・配置の適正化、学科改編、総合学科・単位制高等学校、中高一貫教育校など新しいタイプの高等学校への改編等を考慮し、学校の統合を含めた再編整備を着実に進めます。

### 【県立高等学校再編整備の概要】

県立高等学校の学校数（見込み）

| 項 目              |               | 年 度    |               |               |
|------------------|---------------|--------|---------------|---------------|
|                  |               | 平成14年度 | 前期実施計画<br>完成時 | 後期実施計画<br>完成時 |
| 全 県 立 高 等 学 校 数  |               | 111校   | 106校          | 99校           |
| 上<br>記<br>の<br>内 | 全日制課程の単位制高等学校 | 1校     | 5校            | 9校            |
|                  | 総合学科の高等学校     | 1校     | 6校            | 7校            |
|                  | 定時制課程の単位制高等学校 | 1校     | 2校            | 3校            |

前期実施計画：平成15年度～18年度

後期実施計画：平成19年度～22年度

全県立高等学校数は本校のみの校数(中等教育学校を含む。)であり、分校は含まない。

### 【これまでの取り組み】

- ・ 大子第一高校と大子第二高校を統合し、大子清流高校を平成16年4月に開校
- ・ 江戸崎高校と江戸崎西高校を統合し、江戸崎総合高校を平成17年4月に開校
- ・ 松丘高校と高萩工業高校を統合し、高萩清松高校を平成18年4月に開校
- ・ 大宮高校と大宮工業高校を統合し、常陸大宮高校を平成18年4月に開校
- ・ 里美高校を平成18年4月に太田第二高校の分校化予定

## 付属機関・推進本部等の見直し

審議会等の付属機関については、開催実績や法令に基づく必置規制の緩和を踏まえ、類似する付属機関との統廃合を含め、引き続き見直しを行います。

(平成15年度から実施：人事課，所管課)

複数の部局等に関わる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、関係部局を横断した推進本部等を積極的に活用し、業務の効率化を図るとともに、適宜庁議をもって代えるなどの見直しを進めます。

(平成17年度から実施：政策審議室)

県に事務局を置き、県職員が役員や職員を兼務している協議会や研究会等の各種団体の役割やあり方について、県が事務を行う合理性などの観点から見直しを行います。

(平成17年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，所管課)

### 【目 標】

24の任意団体について廃止・統合などの見直しを実施

\* 参考資料77頁「見直しを行う任意団体」

### 【これまでの取り組み】

県に事務局を置く224団体を対象に点検を実施（H17年度）

## ( 5 ) 成果を重視した行政経営の推進

より質の高い行政サービスを提供するため、計画の策定(PLAN)・実施(DO)・評価(CHECK)・新たな計画策定(ACTION)といったマネジメントサイクルを徹底して業務を進めます。

業績・成果による評価などの民間経営の発想や手法を積極的に活用し、県民にとっての成果を一層重視したサービスの提供やコスト縮減を進めます。

### ア 民間活力の導入

#### 民間委託の推進

「外部委託の推進に関する基本指針」(平成15年10月策定)を見直し、新たに「民間活力の導入に関する基本指針(仮称)」を策定し、「民間にできることは民間に」の考えのもと、民間委託をより一層推進します。  
(平成18年度から実施：人事課)

##### 【これまでの取り組み】

- 県職員の直接執行を外部委託とした主なもの
- ・土木事務所の道路パトロール業務，道路補修業務
  - ・新県庁舎の総合案内業務，庁舎管理業務
  - ・県立中央病院の外来受付業務
  - ・県立友部病院，県立長生園（H16年度民間譲渡）の調理業務
  - ・印刷業務（H15年度～）
  - ・県立中央病院の医療器材滅菌・消毒業務（H16年度～）
  - ・保育士試験業務（（一部）H16年度～，（全部）H17年度～）
  - ・電話交換業務（H17年度～）
  - ・パソコンの利用・障害に係る受付相談窓口業務（H17年度～）

総務事務の集約化及び外部委託については、本県の実情を踏まえ、他県のように人員削減効果が期待できる見直しのあり方について、平成18年度末までに検討します。

(平成18年度から検討：人事課)

#### 指定管理者制度の活用拡大

県が直接管理運営している公の施設については、施設の目的・性格、県民サービス向上や経費節減の観点から、可能な施設について、指定管理者制度を導入していきます。

(平成17年度から実施：人事課)

\* 指定管理者制度：公の施設の管理について、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられ、民間事業者を含む県が指定する者により、管理代行ができることとされた制度。

##### 【目標】

- ・初回指定管理者を非公募とした施設について次回は可能な限り公募とする
- ・新規に指定管理者制度を導入する施設についても原則公募とする

【これまでの取り組み】

指定管理者制度の導入状況

- ・平成17年度：1施設
  - ・平成18年度（予定）：59施設
- \*参考資料78頁「指定管理者制度へ移行する公の施設」

### 市場化テストの導入検討

市場化テスト本格導入に向けた法的枠組み整備など，国の進捗状況を踏まえながら，市場化テストの導入について検討します。

（平成17年度から検討：人事課）

\*市場化テスト（官民競争入札制度）：公共サービスの提供が官による独占事業となっている現状を改革し，官と民とを対等な立場で競争させ，「民でできるものは民へ」を具体化させる制度。

### PFI手法の活用

公共施設等の建設にあたっては，民間の資金，経営能力，技術能力を活用できるPFI(Private Finance Initiative)手法の活用に努めます。

（平成12年度から実施：行財政改革・地方分権推進室）

【これまでの取り組み】

- ・常陸那珂港北公共埠頭コンテナミナル施設の管理運営に導入（H12年度）
- ・PFI導入ガイドライン策定（H15年度）

## イ 民間経営手法の導入

### 政策評価制度の推進

県政運営の透明性の確保，説明責任の向上に加え，事業の効果的な執行を図るため，県が行っている事業の成果等を適切に把握・評価し，その情報を積極的に県民に公開した上で，事業の見直しを進め次年度の予算に反映します。

（平成13年度から実施：政策審議室）

県総合計画などに掲げる総合的な施策の推進や県民ニーズに応えた施策の実現などを図るため，主要な施策について総合的に評価を行う新たな政策評価制度の導入に向けた検討を進めます。

（平成19年度から実施：政策審議室）

#### 【これまでの取り組み】

- ・平成11年度から試行を開始し，平成13年度からは本格実施に移行。
- ・平成13～17年度までに1,188事業を対象に実施（うち休廃止57事業，制度見直し等271事業）。

### 公共事業に係る各種評価の推進 【再掲】

公共事業採択前の段階での必要性等の評価（公共事業等事前評価制度），一定期間を経過した事業の休止，中止を含めた再評価（公共事業再評価制度）を進め，公共事業の効率化や行政の透明性の確保，説明責任の向上を図ります。また，完了した事業の効果等を評価する制度（公共事業事後評価制度）の検討を進めます。

（平成10年度から実施：政策審議室）

### 試験研究機関等の評価・公表制度の推進

研究成果を地域産業の活性化や県民生活の向上に積極的に活用していくため，試験研究機関等の研究成果の技術移転に向けた活動実績等を適正に評価する仕組みなどを検討します。

（平成17年度から検討：企画課）

### 環境に配慮した行政の推進

「(第三期)茨城県環境保全率先実行計画(H18年度～H24年度)」に基づき，県が行う全ての事務事業を対象として，省エネルギー，省資源等に取り組み，環境負荷を削減します。

また，新たに，指定管理者が管理する公の施設や，県出資団体等にも取り組みへの参加を求めます。

（平成18年度から実施：環境政策課，全課所）

#### 【主な取り組み】

- ・省資源の推進  
用紙類使用量・水道使用量の削減，廃棄物の減量化，リサイクル推進
- ・省エネルギーの推進  
電気使用量・燃料使用量（公用車用燃料を含む）の削減
- ・グリーン購入の推進（環境に配慮した製品の使用促進）



## (6) 県民，NPOなど多様な主体との連携・協働の推進

行政とNPOや地域コミュニティ団体など多様な主体との連携・協働をより一層推進し，増大する県民のニーズに，行政だけでなく社会全体で対応していくことのできる仕組みを整えていきます。

### NPO等の活動環境の整備

「大好き いばらき 県民運動」や「ご近所の底力再生事業」を一層推進し，公益的な活動に県民が主体的に取り組むきっかけづくりをさらに進めます。

(平成16年度から実施：生活文化課)

NPOを対象にしたセミナー等を実施し，運営力や活動力の資質向上を図ります。

(平成17年度から実施：生活文化課)

NPOや地域コミュニティ団体への助成金制度等に関する情報提供や活動の相談を行う「交流サロoonいばらき」の機能を充実するとともに，NPOなどの運営や活動を援助する中間支援NPO法人や市町村のサポートセンター等と連携し，NPOと行政等を結ぶ仕組みづくりなどNPO等の活動環境の整備を進めます。

(平成17年度から実施：生活文化課)

#### 【目標】

地域活動団体情報掲載団体数：1,800団体  
「大好き いばらき 県民会議」ホームページに掲載

#### 【これまでの取り組み】

ご近所の底力再生事業の助成応募団体数  
・平成16年度：393団体  
・平成17年度：356団体  
地域活動団体情報掲載団体数  
・平成15年度：1,501団体  
・平成16年度：1,580団体  
・平成17年度：1,629団体(H18.1末)

NPO等が地域の振興を図るために開催する研究会等にアドバイザーを派遣し，企画立案について助言等を行うことにより，地域づくり活動を促進します。

(平成17年度から実施：地域計画課)

## NPO等との連携・協働の推進

環境，福祉，青少年の健全育成，まちづくりなど各種分野で，企画立案への参画やイベントの共催・協力，事業委託など，NPO等の専門性を生かした連携・協働を引き続き推進します。

(平成13年度から実施：生活文化課)

### 【目 標】

連携協働事業実施件数を90件に拡大

### 【これまでの取り組み】

連携協働事業実施件数(業務委託，事業協力等)

- ・平成16年度：46件
- ・平成17年度：63件

行政とNPOとの連携・協働の実施に係る情報をホームページ等で積極的に提供するとともに，フォーラムの開催などにより相互の理解を深め，パートナーシップの形成を図ります。

(平成17年度から実施：生活文化課)

平成18年度に供用を開始する「県北生涯学習センター」について，ボランティアや学習団体，NPO等関係団体との連携・協力を積極的に進めながら，県民参加型の施設運営を図ります。

(平成18年度から実施：教育庁)

## 公共施設サポーター制度の拡充

地域住民やボランティア等が，道路，公園，河川などの環境美化活動などを行う「公共施設サポーター制度」を充実し，参加団体等の拡大を図ります。

(平成15年度から実施：道路維持課，公園街路課，河川課，林政課)

### 【目 標】

- ・道 路  
道路里親参加団体数を60団体程度に拡大
- ・県営公園  
公園サポーター活動団体を10団体程度に拡大
- ・河 川  
河川愛護活動団体への参加人員数を53,000人程度に拡大
- ・県民の森  
県民の森にボランティア制度を導入し，奥久慈憩いの森など3施設で実施  
(参加人員数650人程度)

### 【これまでの取り組み】

- ・道 路  
道路里親として38団体を認証。県管理道路64.9km(32路線)で環境美化活動を実施(H18.1末)
- ・県営公園  
洞峰公園，偕楽園，県西総合公園で6団体が活動(H17年度)
- ・河 川  
51,392人が県管理の216河川中84河川で清掃活動を実施(H16年度)
- ・県民の森  
327人が奥久慈憩いの森，茨城県民の森で間伐等の森林整備を実施(H16年度)

## 審議会委員の公募・女性委員の積極的登用

医療や法律などの専門分野の委員で構成される審議会を除いて委員の一部公募制を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，所管課)

【目標】  
審議会の約15%（14団体程度）で委員の一部を公募

【これまでの取り組み】  
委員の一部公募制を導入した審議会（90審議会のうち7審議会）  
・平成15年度：男女共同参画審議会，景観審議会  
・平成16年度：生涯学習審議会，県近代美術館協議会，  
ミュージアムパーク県立自然博物館協議会  
・平成17年度：県陶芸美術館協議会，県図書館協議会

政策方針決定への女性の参画を図るため，女性人材の育成を図るとともに，その人材情報の提供等を充実します。

(平成12年度から実施：女性青少年課)

【目標】  
平成22年度末までに審議会における女性委員の割合を35%以上とする

【これまでの取り組み】  
審議会における女性委員の割合  
・平成14年度末：24.6%  
・平成15年度末：25.2%  
・平成16年度末：25.9%

## 大学との連携・協働の推進

県内の複数の大学と行政，民間事業者の連携を強化し，県民や企業のニーズに即した講座の開設や企業と大学との交流の場の設置など，大学における知的資源を活用した施策を推進します。

(平成18年度から実施：企画課)

県内の高校を拠点校とした，大学教授等による継続した出前講座（ブレ・カレッジ講座）等の実施や，大学による高校生公開講座等への参加など，生徒が高度な学習や研究にふれることにより，学習意欲の高揚や進路意識の明確化を図り，活力ある高校づくりを推進します。

(平成15年度から実施：教育庁)

## 4 分権改革

市町村合併が現実のものとして大幅に進展し、基礎自治体としての行財政基盤が充実・強化されることとなったことから、住民に最も身近な市町村の役割が増大していくこととなります。

今後とも県民の視点に立って、過度に中央（国）に集中する権限・財源を住民に身近な地方公共団体に移し、地域の多様なニーズに対応したきめ細かな行政サービスがより効果的・効率的に提供されるようさらなる分権改革を進めていきます。

### （１）市町村との連携・協力の関係強化

市町村合併の進展を踏まえ、地域住民に身近な基礎自治体である市町村は、今後とも権限や能力等のさらなる充実を図り、自らの権限と責任において、地域の実情に応じた行政サービスを提供していくことが求められてきます。

このことから、住民に身近な事務はできるだけ基礎自治体で行えるよう権限移譲を進めるとともに、市町村の自主性の拡大や事務負担の軽減の観点から、市町村に対する関与の廃止・縮減を進めていきます。

#### 権限移譲の推進

「まちづくり特例市」への支援を推進するとともに指定市拡大に向けた取り組みを行います。また、平成19年度以降の（包括的な）権限移譲の方策（移譲方法、移譲メニュー等）については、市町村合併が一段落することも踏まえ、平成18年度中に検討を進めます。

【参考】まちづくり特例市制度

- <指定要件>：人口10万人以上の市を対象（合併した新市の場合は5万人以上）に、市からの申請に基づき、以下の4分野のうち1分野以上を選択（は必須）
  - 個性豊かなまちづくり（開発行為許可、農地転用許可等7法令98事務）
  - 住み良いくらしづくり（身障者手帳の交付等7法令44事務）
  - 活力ある産業づくり（各種計量機器類の立入検査等8法令64事務）
  - 快適な環境づくり（騒音規制地域の指定等8法令121事務）
- <支援措置>：事務権限の受入に伴い必要となる経費の助成（3ヶ年で最大3,000万円）と県職員の派遣
- <指定年度>：平成18年度の指定を持って終了

県と市町村間で行う各種会議の場を活用し、権限を移譲する側の県及び受ける側の市町村の意思疎通をこれまで以上に図っていくとともに各種の研修の場等を活用しながら「分権」に対する意識向上を図っていきます。

移譲事務のマニュアル作成、移譲後の各種相談に応じるほか、必要に応じて、県職員の派遣や市町村職員の実務研修受入を行うなど、円滑な事務の移譲や移譲後の事務の適正な執行を図っていきけるような環境を整えていきます。

（平成18年度から実施：人事課，行財政改革・地方分権推進室，所管課）

【目 標】

56 法令等 679 事務の権限を市町村へ移譲

\* 参考資料 80 頁「市町村へ権限を移譲する事務」

【これまでの取り組み】

市町村へ権限を移譲した事務数（各年度 4 月 1 日現在）

- ・平成 12 年度：32 法令 340 事務（事務処理特例条例制定時）
- ・平成 15 年度：40 法令 501 事務
- ・平成 16 年度：42 法令 492 事務
- ・平成 17 年度：48 法令 518 事務

市町村への権限移譲の方式

<個別事務の移譲>

- ・「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成 12 年度制定)  
参考 地方自治法改正（平成 16 年 1 月 1 日施行）  
第 252 条の 17 の 2（市町村長から都道府県知事に対し、権限移譲を要請でき、要請を受けた都道府県知事は速やかに協議する）

<包括的な事務の移譲>

- ・一定の規模以上の市を対象に主要事務を包括的に移譲する「まちづくり特例市制度」を平成 14 年度から実施。平成 17 年度からは制度拡充。  
<指定実績>：平成 14 年度：日立市，土浦市  
平成 15 年度：つくば市，ひたちなか市  
平成 17 年度：取手市，ひたちなか市（環境分野追加）

### 対等な人事交流の推進

県と市町村との人事交流に係る方針に基づき、政策形成等に係る部門に職員を相互に派遣するなど、対等な人事交流を推進します。

（平成 18 年度から実施：人事課）

【目 標】

人事交流実施市町村数を 15 市町村程度に拡大

【これまでの取り組み】

人事交流実施市町村数

- ・平成 15 年度：8 市（8 人）
- ・平成 16 年度：10 市 2 町（12 人）
- ・平成 17 年度：10 市 1 町（11 人）

### 市町村と県の合同研修の充実

市町村と県それぞれの視点や考え方の相互理解を深めるとともに、双方の職員の政策形成能力、法務能力等の向上を図るため、市町村との合同研修を充実します。

## 市町村に対する県の関与の廃止・縮減

県条例等に基づく市町村への関与や市町村に義務づけた事務の総点検を実施します。

市町村事務に関する県の協議や承認，県への届出，報告などの県の関与について，市町村の自主性の拡大の観点から見直しを行い，廃止・縮減を進めます。

申請書等を受理し県へ送付する経由事務や各種調査事務など市町村に義務づけた事務事業について，市町村の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行い，廃止・縮減を進めます。

(平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室，全課所)

### 【目 標】

区画整理補助金の申請等の土木事務所経由等について県の関与を廃止・縮減

\* 参考資料 8 2 頁「市町村への県の関与の廃止・縮減」

市町村下水道整備支援事業補助金交付に係る事務などについて市町村の事務負担を軽減

\* 参考資料 8 3 頁「市町村の事務負担の軽減」

### 【これまでの取り組み】

- ・ 市町村への県の関与の廃止・縮減  
県立公園事業を執行する際の知事の承認など 1 2 事務
- ・ 市町村の事務負担の軽減  
建築確認申請に係る市町村農業委員会の地目確認事務など 4 1 事務

## (2) 市町村合併のさらなる推進

本県の市町村数は、いわゆる平成の大合併により、85から44に再編されたところですが、旧合併特例法下での合併を望みながらも諸般の事情により合併に至らなかった地域も存在します。

市町村が、多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、その行財政基盤を強化する必要があり、市町村合併はそのための有効な手段であるため、関係市町村の意向を踏まえながら、新法下においても、引き続き自主的な合併を推進していきます。

### 構想に基づく市町村合併のさらなる推進

合併新法及び国から示された指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、市町村合併を推進していきます。

(平成17年度から実施：市町村課)

構想で定めるべき事項

- 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
- 市町村の現況及び将来の見通し
- 構想対象市町村の組合せ
- 自主的な合併を推進するために必要な措置

構想の効果（構想に位置づけられた市町村のみを対象）

- 合併協議会が設置されていない場合
  - ・知事による協議会の設置勧告が可能
- 合併協議会が設置されている場合
  - ・協議が紛糾した際に、当該事項に関し協議会委員の申請に基づき、知事が任命する市町村合併調整委員によるあっせん又は調停が可能。
  - ・協議が停滞した場合において、知事による協議推進勧告が可能。

合併推進のための環境整備を図るため、政府において決定した新市町村合併支援プランの内容を踏まえつつ、新たな支援措置について検討していきます。

(平成17年度から検討：市町村課)

#### 【これまでの取り組み】

- ・市町村数：85（平成11年3月31日現在）  
44（平成18年3月31日現在）
- ・人口1万人未満の市町村数：15 1（五霞町）  
平成17年国勢調査速報値ベース、市町村減少数41は全国第11位。
- ・茨城県市町村合併推進審議会を設置（平成17年10月）  
自主的な市町村の合併の推進に関する構想等を検討

### 旧法下での合併新市町のまちづくり支援

新市町主要プロジェクト支援事業の推進

合併新市町のまちづくりを支援するため、建設計画に位置付けられた主要事業を全庁的な連携により支援していきます。

(平成17年度から実施：地域計画課)

〔H17年度支援市町及び主要プロジェクト名〕

- 常陸大宮市：多様な主体の連携による森林の再生・交流空間づくりプロジェクト
- 坂東市：地域ブランド力を生かしたまちづくりプロジェクト

#### 地域づくり相談窓口の設置

企画部（地域計画課）に相談窓口を設置し，関係課との連携体制を構築して地域づくりに関連する総合的な相談・助言を行います。

（平成17年度から実施：地域計画課）

#### 地域づくりマニュアルの作成

地域づくりの支援制度，地域づくり事例等を掲載したマニュアルを作成・配布していきます。

（平成17年度から実施：地域計画課）

#### 合併市町村が必要とする幹線道路の整備促進

合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に必要な幹線道路の整備を促進するため「合併市町村幹線道路緊急整備事業」により支援を行います。

（平成17年度から実施：道路建設課）

### （3）国との関係見直し

地方分権一括法の施行により，地方の主体性が一定程度高められたものの，依然として地方の主体性を制約し，実質的に国が関与している事例がまだまだ数多く残っています。

真の分権社会を実現していくためには，地域住民の意向を踏まえた自主的・自立的で，効率的な行政運営が行えるようなシステムの確立と十分な税財源を確保していくことが不可欠です。

このため，国に対し，権限移譲や過剰関与の撤廃等の提案・要望を全国知事会等を通じ引き続き行っていきます。

#### 県への権限移譲

土地利用などの権限について，地方への移譲を国に対し提案していきます。

（平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室）

##### 【目標】

4 ha超の農地転用許可等16事務について国に権限移譲を要望

\* 参考資料85頁「国に対し権限移譲を求める事務」

##### 【これまでの取り組み】

・ 職業紹介については，平成15年6月一定範囲内で都道府県も行うことが可能。

#### 県に対する関与の廃止・縮減

県の事業，計画決定などにかかる国との協議の義務づけや県の組織等に対する必置規制など国の関与について，その廃止・縮減を提案していきます。

（平成15年度から実施：行財政改革・地方分権推進室）

##### 【目標】

都道府県土地利用基本計画の策定等に関する大臣協議等24事務について国に関与の廃止・縮減を提案

\* 参考資料86頁「国に対し見直しを求める関与」



【これまでの取り組み】

- ・ 2 ha超 4 ha以下の農地転用許可に係る国との協議などの事務について全国知事会などを通じ廃止・縮減を要望

**今後の県の果たすべき役割・機能の見直し**

市町村合併の進展や地域のニーズを十分考慮しながら、分権型社会における県の果たすべき役割を明確化し、その役割に即した事務のあり方などについて研究していきます。

また、『広域連携』や『道州制』など地方自治の今後のあり方についても他県などとも連携しながら研究を進めていきます。

(平成16年度から実施：行財政改革・地方分権推進室)

《参考》

**地方自治法」第2条(抜粋)**

第2条

- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。  
ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

**『今後の地方自治制度のあり方に関する答申』(H15年11月13日 第27次地方制度調査会 抜粋)**

2 今後における広域自治体としての都道府県の役割

都道府県のあり方がこのように変容を求められる中で、都道府県が自立した広域自治体として、世界的な視野も持ちつつ積極果敢にその役割を果たしていくためには、高度なインフラの整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応する能力を高めていくことが求められる。

都道府県には国から移譲される権限の受け皿としての役割が引き続き期待されており、土地利用、地域交通、産業振興、国土保全などを中心に、国から都道府県へ一層の事務権限の移譲が進められるべきである。

さらに、都道府県には、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持に貢献してきた側面があり、このような役割も引き続き必要である。

基礎自治体との関係では、市町村合併の推進等により、今後は基礎自治体が自立的に事務を処理することになると考えられ、都道府県の役割は、規模・能力が拡大した市町村との連絡調整が主となり、これまで事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして都道府県が担ってきた役割については、縮小していくと考えられる。

【これまでの取り組み】

- ・ 茨城・栃木・群馬・福島・新潟五県知事会議への参画(広域連携)  
(広域観光、防災協定など)
- ・ 全国知事会道州制特別委員会への参画(道州制研究)

## (4) 地方分権の確立に向けた取り組み

危機的な財政状況を克服するためには、県自らの改革努力に加え、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則のもと、より自主的・主体的な行財政運営が可能となるような地方財政制度の構築が不可欠であることから、その実現に向けて、国に対して強く働きかけていきます。直轄事業負担金の廃止を、国に対して強く働きかけていきます。

### 分権時代にふさわしい地方税財政制度の実現

真の分権型社会を構築していくため、国は外交・防衛など本来果たすべき役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきです。

その際には、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築することが必要となってきます。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により国と地方は対等・協力の新しい関係になり、地方の主体性は一定程度高められました。

しかしながら、財源面をみますと、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が生じています。

地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲を進め、この乖離をできるだけ縮小することが重要であります。

また、本県の危機的な財政状況は、たび重なる経済対策などの国の施策や臨時財政対策債の創設といった地方財政制度の改正による影響も大きく、この危機的な状況を克服し、財政の健全化を進めていくためには、県自らの改革努力だけでは限界があります。

このため、三位一体の改革を通じて地方税財源を充実し、自主的・主体的な行財政運営が可能となるような地方税財政制度の構築に向け取り組んできたところです。

しかしながら、平成18年度までの三位一体の改革では、3兆円規模の税源移譲は実現できたものの、国庫補助負担金改革については、国民健康保険に導入された都道府県調整交付金は配分に当たっての県の裁量の余地がほとんどないこと、義務教育費国庫負担金や児童扶養手当、児童手当などは国庫負担率が引き下げられたにすぎないなど、地方の自由度が高まったとは言えない結果となりました。

また、地方交付税につきましても、平成16年度から平成18年度までの3年間で5.1兆円という大幅な削減が行われるなど、改革全体として、地方分権の実現を目指した当初の目標とはほど遠い結果となりました。

従いまして、真の地方分権の実現のため、引き続き、平成19年度以降の更なる改革の実現に向けて、全国知事会などと連携し、国に対し積極的に提案・要望を行っていきます。

直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであり、極めて不合理であることから、早急に廃止することを引き続き要望していきます。

## 参 考 資 料

- ・ 県政世論調査抜粋
- ・ 大規模建設事業等（大規模イベント）
- ・ 県出資団体等の概要
- ・ 廃止・緩和する規制
- ・ 簡素化する行政手続
- ・ 見直しを行う任意団体
- ・ 指定管理者制度へ移行する公の施設
- ・ 市町村へ権限を移譲する事務
- ・ 市町村への県の関与の廃止・縮減
- ・ 市町村の事務負担の軽減化
- ・ 国に対し権限移譲を求める事務
- ・ 国に見直しを求める関与
- ・ 市町村合併地図
- ・ 茨城県行財政改革推進懇談会委員・専門部会委員名簿
- ・ 第4次茨城県行財政改革大綱策定経過

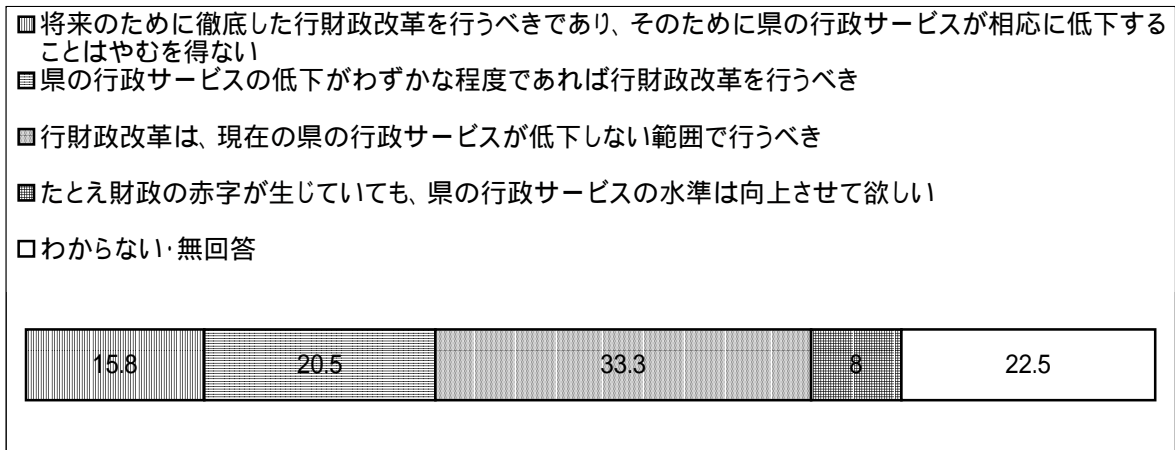
## 県政世論調査抜粋（行財政改革の取り組みについて）

毎年、県政に対する県民の関心、意見、要望等をとらえ、県行政推進の基礎資料とするため実施。

県内全域に居住する満20歳以上の男女合わせて1,500名を無作為抽出し、個別面接聴取法により調査。  
平成17年8月実施。回収数1,055(70.3%)

### 行財政改革の必要性・・・「行財政改革を行うべき」が7割

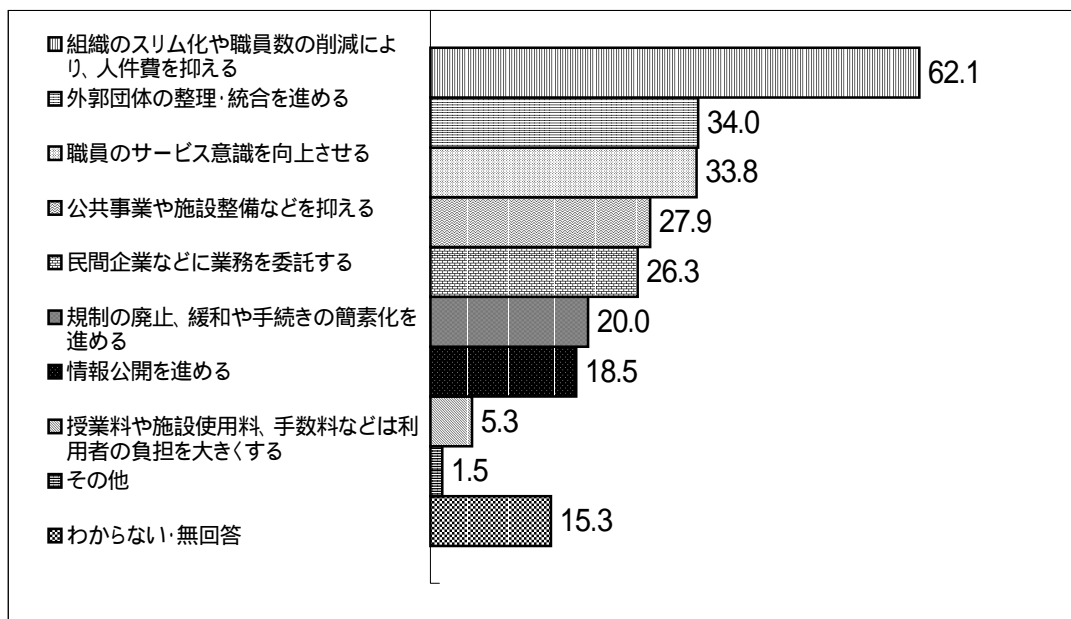
(問) 県では現在、全庁一丸となって行財政改革を推進していますが、県財政はまさに危機的な状況です。このため、今後、より一層の行財政改革を推進する必要がありますが、あなたは、このことについてどう思いますか。次の中から、あなたの考えに近いものを1つだけ選んでください。



「行政サービスが低下しない範囲」(33.3%)と「行政サービスのわずかな低下の範囲」(20.5%)で行財政改革を行うべきとする緩やかな推進派が5割を超えている。財政赤字でも「行政サービスの水準は向上させて欲しい」(8.0%)とする行革慎重派の割合が最も低く、行政サービスが低下しても「徹底した行財政改革を行うべき」(15.8%)とする行革断行派の約半数にとどまっている。

### 行財政改革の重点施策・・・「人件費の抑制」が6割強

(問) 県では、これまでも組織や仕事のやり方を見直したり、職員数を抑えるなどの行財政改革を進めてきましたが、今後、力を入れて進めて欲しいと思われるものは何ですか。次の中から、3つまで選んでください(複数回答)。



「人件費を抑える」(62.1%)が最も高い割合を占め、他を圧倒している。以下、「外郭団体の整理・統合を進める」(34.0%)、「職員のサービス意識を向上させる」(33.8%)、「公共事業や施設整備などを抑える」(27.9%)と続く。

## 大規模建設事業一覧

| 事業名                     | 事業期間   | 概算事業費   | H18以降<br>事業費 | H18の事業内容              |
|-------------------------|--------|---------|--------------|-----------------------|
| 新線事業主体等支援事業費            | H4～19  | 1,330億円 | 32億円         | 貸付金                   |
| 空港整備推進事業                | H12～   | 250億円   | 未定           | 左の概算事業費は直轄事業費ベース      |
| サイエンスフロンティア21構<br>想推進事業 | H15～20 | 26億円    | 17億円         | 中性子ビーム実験装置実施<br>設計・製作 |
| 波崎レクリエーション拠点整備事業        | H8～19  | 10億円    | 4.5億円        | 工事                    |
| 環境監視センター整備事業            | H16～18 | 18億円    | 6億円          | 附帯設備工事                |
| やさしさのまち「桜の郷」整備<br>事業    | H8～32  | 155億円   | 23億円         | 造成工事，諸調査              |
| 畜産センター整備事業              | H6～    | 188億円   | 12億円         | 休止中                   |
| 警察航空隊庁舎建設整備事業           | H15～18 | 9億円     | 4億円          | 工事                    |
| 下妻警察署改修事業               | H18～20 | 8億円     | 8億円          | 設計                    |
| つくば養護学校(仮称)整備事業         | H12～19 | 49億円    | 31億円         | 工事                    |
| 県北生涯学習センター(仮称)<br>整備事業  | H10～18 | 3億円     | 1億円          | 設計，工事                 |
| メディアパークシティ整備事業          | H8～    | 未定      | 未定           | 構想・内部検討中              |
| ひたちなか国際展示場整備事業          | H8～    | 未定      | 未定           | 〃                     |
| 奥久慈川遊びの郷整備事業            | H8～    | 未定      | 未定           | 〃                     |
| つくばグリーンパーク整備事業          | H9～    | 未定      | 未定           | 〃                     |
| 吾国山洗心館整備事業              | H10～   | 未定      | 未定           | 〃                     |
| 県立身体障害施設再編整備事業          | 未定     | 未定      | 未定           | 〃                     |

## 大規模イベント一覧

| 年度  | イベント名                    | 事業概要   | 開催事業費                        |
|-----|--------------------------|--|------------------------------|
| H17 | 第56回全国植樹祭                | <p>時期：H17年6月5日(日)</p> <p>メイン会場：水郷県民の森(潮来市)</p> <p>サブ会場：奥久慈憩いの森(大子町)</p> <p>主催：(社)国土緑化推進機構，茨城県</p> <p>参加人員：約1.2万人</p> <p>内容：天皇皇后両陛下によるお手植え・お手まき，一般招待者による記念植樹，各種表彰，大会宣言等<br/>記念行事 全国林業者大会・各種フォーラム等</p>   | 約9億円                         |
|     | つくばスタイルフェスタ2005          | <p>主催：茨城県，都市再生機構，つくば市，守谷市，伊奈町，谷和原村</p> <p>プレイベント</p> <p>時期：H17年8月24日，9月の土，日，祝日</p> <p>場所：伊奈・谷和原丘陵部地区(TXみらい平駅周辺)</p> <p>内容：ステージイベント，マルチメディア住宅の展示等<br/>つくばスタイルフェスタ2005</p> <p>時期：H17年10月(1ヶ月間)</p> <p>場所：つくば市葛城地区(TX研究学園駅周辺)</p> <p>内容：企業パビリオン，イメージリーダー住宅の展示等</p> <p>入場者：約33万人</p> | 約7.4億円<br>うち県負担370百万円        |
| H18 | 第18回全国生涯学習フェスティバル        | <p>時期：H18年10月5日(木)～9日(月)</p> <p>内容：開会式，閉会式，生涯学習見本市，生涯学習体験広場，記念事業等</p> <p>参加規模：約100万人</p> <p>上記主催事業の他，市町村・企業等による協賛事業あり</p>  | 約2.9億円<br>うち県負担約1.2億円        |
| H19 | 第20回全国健康福祉祭(ねんりんピック)     | <p>主催：厚生労働省・茨城県・(財)長寿社会開発センター</p> <p>時期：H19年秋(4日間程度)</p> <p>参加者数：延べ約50万人</p> <p>内容：総合開会式，スポーツ・文化交流大会，美術展，シンポジウム等</p>   | 13～14億円程度                    |
| H20 | 第23回国民文化祭                | <p>主催：文化庁，茨城県，市町村ほか</p> <p>時期：H20年11月(9日間程度)</p> <p>内容：総合フェスティバル，シンポジウム，分野別フェスティバル</p> <p>延べ参加人員：約100万人</p>  | 20億円程度<br>うち県負担<br>14～15億円程度 |
| H21 | 第47回技能五輪全国大会             | <p>&lt;技能五輪&gt;</p> <p>主催：茨城県，中央職業能力開発協会</p> <p>時期：H21年10月下旬(4日間)</p> <p>実施職種：電子機器組立，情報技術，旋盤，電気溶接，建具など43職種</p> <p>来場者数：13万人程度</p>  | 7億円程度<br>うち県負担<br>4.5億円程度    |
|     | 第31回全国障害者技能競技大会(アビリンピック) | <p>&lt;アビリンピック&gt;</p> <p>主催：茨城県，(独)高齢・障害者雇用支援機構</p> <p>時期：H21年10月下旬(3日間) 技能五輪の翌週</p> <p>実施職種：洋裁，電子機器組立，縫製など23職種</p> <p>来場者数：2万人程度</p>   |                              |

# 出資団体等の概要

(H18.1末現在)

| No. | 法人名                           | 代表者    | 県出資比率(%) | 設立目的  |
|-----|-------------------------------|--------|----------|---|
| 1   | (財)いばらき文化振興財団<br>(生活文化課)      | 知事     | 100.0    | 各種の文化振興事業を行うことにより個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化県づくりに寄与することを目的に県全額出資により設立された。平成11年からは県民文化センター及びアควアワールド茨城県大洗水族館の管理運営を行っている。       |
| 2   | (財)茨城県環境保全事業団<br>(廃棄物対策課)     | 副知事    | 100.0    | 産業廃棄物の最終処分場の不足、さらには不法投棄の増加等社会問題を背景に、県において循環型社会の推進拠点である公共関与による廃棄物処理施設の整備推進を図ることを目的に、平成5年に設立された。                                |
| 3   | (社福)茨城県社会福祉事業団<br>(厚生総務課)     | 知事     | 100.0    | 茨城県が設置する社会福祉施設等の運営委託を受けるとともに、自らも社会福祉施設、その他の施設を運営し、これらに必要な付帯事業を行うことにより、県民福祉の向上に寄与する。   |
| 4   | (財)茨城県中小企業振興公社<br>(産業政策課)     | 副知事    | 100.0    | 本県産業の中核である中小企業の経営の近代化及び技術の高度化を促進し、もって中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与するため、県全額出資により設立された。   |
| 5   | (財)茨城県農林振興公社<br>(農政企画課)       | 知事     | 100.0    | 農山村及び農林業の近代化を促進し農林業者の経済的・社会的地位を高めることを目的に設立され、以来、農地の流動化や農地の基盤整備、地域農業活性化の支援、緑化・造林事業などを実施している。                                   |
| 6   | 茨城県土地開発公社<br>(都市計画課・新線つくば調整課) | 人見 實徳  | 100.0    | 「公有地の拡大に関する法律」に基づき、公共用地の取得管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する目的で設立された。   |
| 7   | (財)茨城県教育財団<br>(教育庁総務課)        | 稲葉 節生  | 100.0    | 多様化する教育行政の一翼を担うべく、民間の創意の活用により、より効果的、合理的に運営できるものについて、自主事業又は受託事業として積極的に推進し、本県教育の振興に寄与することを目的に設立された。                             |
| 8   | (財)茨城県青少年協会<br>(女性青少年課)       | 坏 健男   | 99.8     | 青少年団体等から、活動拠点となる会館建設に向けて機運が高まり、昭和53年度から建設が始まる。完成後、青少年あるいは関係者等の活動団体の促進を図ることを目的に設立され、以後、青少年会館の管理運営を県から委託されている。                  |
| 9   | (財)茨城県科学技術振興財団<br>(企画課)       | 江崎 玲於奈 | 98.0     | 本県における科学技術の基礎的・創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与するとともに、県内産業の高度化を促進することを目的に、平成元年に設立された。                                |
| 10  | (財)グリーンふるさと振興機構<br>(地域計画課)    | 矢数 浩   | 90.2     | 過疎地域を含む県北西部の18市町村が抱える各種課題に対処し地域振興を図るため、県・関係市町村・団体等の出捐により、昭和60年に設立された。   |
| 11  | 茨城県道路公社<br>(道路建設課)            | 知事     | 81.0     | 県の区域及び周辺の地域において、料金を徴収することができる道路(有料道路)の新設、改善、維持等の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、住民の福祉の増進と経済発展に寄与することを目的に設立された。                           |
| 12  | (財)茨城県看護教育財団<br>(厚生指導課)       | 小西 栄造  | 75.0     | 医学、医療技術の進歩や人口の高齢化、さらには在宅ケアに対するニーズ等看護職員の需要が高まるなか、県、地域の市町村及び保険医療機関及び団体の協力のもとに、主として県西地域の看護士確保を目的に当財団が設立された。                      |
| 13  | (財)茨城県企業公社<br>(企業局総務課)        | 坂入 健   | 75.0     | 水道事業の一層の普及促進や浄水場の運転管理業務等を行い、県行政や公営企業をサポートし、もって県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。  |
| 14  | (財)いばらき腎バンク<br>(薬務課)          | 小山 哲夫  | 67.3     | 腎不全患者の早期回復と腎不全の予防を図るため、県、市町村、企業、団体、個人に至る幅広い協力によって県民運動としての腎不全対策を積極的に推進していくことを目的に設立された。   |
| 15  | (財)茨城県国際交流協会<br>(国際課)         | 小泉 芳治  | 61.1     | 各分野における国際交流・協力を促進し、県民の国際認識、国際理解の醸成・増進を図り、もって地域文化の創造、地域の活性化に寄与することを目的に、平成2年に設立された。   |
| 16  | (財)茨城県開発公社<br>(事業推進課)         | 人見 實徳  | 55.6     | 県の長期計画に基づき、自然資源の有効利用を図り、工業基盤等の開発整備による地域振興事業を推進するとともに、県民福祉に係る施設等の設置及び運営を行い豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に設立された。                          |
| 17  | (株)ひたちなか都市開発<br>(ひたちなか整備課)    | 副知事    | 51.0     | ひたちなか地区において進められている国際港湾公園都市づくりの核となる推進母体として、当地区の開発を図るため設立された。   |
| 18  | (財)茨城県体育協会<br>(保健体育課)         | 副知事    | 50.9     | 本県開催の第29回国民体育大会の準備協力体制の確立が強く要望されているとき、責任体制を確立し、事業を積極的に推進し、もって本県体育の飛躍的發展を図るため設立された。  |
| 19  | 茨城港湾(株)<br>(港湾課)              | 副知事    | 50.5     | 常陸那珂港、大洗港、日立港を一元的に管理することで効率性を高め、低コストで質の高い港湾サービスを提供し、港湾施設の適正な管理運営や利用者の需要に基づく各種サービスを行うとともに、港を利用する地元企業・県外企業との連絡調整を図ることを目的に設立された。 |
| 20  | (財)茨城県勤労者余暇活用事業団<br>(労働政策課)   | 土田 惣一  | 50.0     | 勤労者及び公的年金加入者並びに受給者の余暇活動と福祉の増進を図るため、余暇活用施設「余暇活用センターやみぞ」を設置運営することを目的に設立された。   |

| No. | 法人名                           | 代表者    | 県出資比率(%) | 設立目的   |
|-----|-------------------------------|--------|----------|--|
| 21  | (株)いばらき森林サービス<br>(林政課)        | 副知事    | 50.0     | 安定した就労条件により林業労働力を確保し、高性能林業機械を装備した近代的な生産体制のもと、活力ある林業の展開と健全な森林の育成を目的とする森林整備の推進母体として設立された。                        |
| 22  | (財)那珂川沿岸土地改良基金協会<br>(農地整備課)   | 加藤 浩一  | 50.0     | 那珂川沿岸農業水利事業の円滑な推進のため、管内12市町村の営農改善の施策活動を推進し、新しい食糧、農業・農村政策の方向展開による地域農業の活性化に寄与するとともに、地元負担金軽減対策を図ることを目的に設立された。     |
| 23  | 鹿島埠頭(株)<br>(港湾課)              | 副知事    | 50.0     | 鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、県、地元市町村、民間により設立された。                                 |
| 24  | 茨城県住宅供給公社<br>(住宅課)            | 福田 克彦  | 50.0     | 「地方住宅供給公社法」に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給するため、設立された。   |
| 25  | 鹿島都市開発(株)<br>(事業推進課)          | 川村 重信  | 46.8     | 鹿島地域の都市づくりの一翼を担うため、鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等に携わり、計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的として設立された。                          |
| 26  | (財)茨城県栽培漁業協会<br>(水産振興課)       | 森田 稔   | 46.0     | 人工的に水産動物の種苗を生産する「栽培漁業」を推進することにより、水産資源の増大を図り、沿岸漁業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的に設立された。                                   |
| 27  | (株)ひたちなかテクノセンター<br>(産業政策課)    | 副知事    | 41.2     | 「頭脳立地法」に基づき、県が策定した「水戸・日立地域集積促進計画」の中核的な運営主体として、県北地域の産業高度化を図ることを目的に、国(地域振興整備公団)、県、地元市町村、民間企業の出資により設立された。         |
| 28  | (財)茨城県暴力追放推進センター<br>(組織犯罪対策課) | 幡谷 祐一  | 37.3     | 「暴力団対策法」第31条により、各都道府県ごとに一箇所指定された暴力団排除のための広報啓発活動をはじめ、暴力団からの不当要求行為に対する相談、被害救済・救援活動、そして少年を暴力団から守る活動等を行っている。       |
| 29  | (財)茨城県消防協会<br>(消防防災課)         | 大塚 光   | 36.6     | 消防団員・職員の福利厚生、消防施設の改善、消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することにより、社会の災厄を防止し、福祉の増進に寄与することを目的に設立された。                         |
| 30  | (財)茨城県勤労者育英基金<br>(労働政策課)      | 土田 惣一  | 32.7     | 県下勤労者の子弟教育を容易にするため、労働金庫の教育ローン利用者に対する利子補給を行い、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。                                      |
| 31  | 茨城県漁業信用基金協会<br>(漁政課)          | 阿部 薫   | 30.5     | 中小漁業者等の経営に必要な資金調達を円滑化するため、金融機関の中小漁業者に対する貸付について、その債務を保証することにより信用力を補完し、もって中小漁業者の振興を図ることを目的に「中小漁業融資保証法」に基づき設立された。 |
| 32  | 鹿島臨海鉄道(株)<br>(企画課)            | 金田 好生  | 28.5     | 鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、県、進出企業の共同出資により、昭和44年に設立された。  |
| 33  | (株)茨城県中央食肉公社<br>(畜産課)         | 副知事    | 28.3     | 農振法第9条に基づく広域営農団地関連施設計画の「総合食肉流通施設整備促進事業」の基幹的な総合食肉流通施設を設置運営し、食肉の流通合理化及び食肉取引の近代化に寄与することを目的に設立された。                 |
| 34  | (財)茨城県建設技術管理センター<br>(検査指導課)   | 岡部 英男  | 25.0     | 建設業に係る材料試験及び調査研究を行うとともに、建設副産物の有効利用等に関する事業を行い、もって県内建設業界の振興発展を図ることを目的に設立された。                                     |
| 35  | (財)霞ヶ浦漁業振興基金協会<br>(漁政課)       | 城取 清之助 | 24.1     | 国営高浜入り干拓事業による干拓予定水面のため漁場環境が荒廃化していた霞ヶ浦の漁場環境改善と漁業生産力の増強による漁業者及び漁協の体質強化と経済的地位の向上を図ることを目的に設立された。                   |
| 36  | つくば国際貨物ターミナル(株)<br>(中小企業課)    | 副知事    | 21.3     | 県及び民間企業等の出資により、内陸における通関拠点としての特色を活かした業務や施設の管理運営を行い、もって本県の国際物流業務の効率化を図ることを目的に設立された。                              |
| 37  | (財)茨城県防犯協会<br>(生活安全総務課)       | 人見 實徳  | 20.4     | 犯罪のない明るい社会の実現を目指し、県民の防犯思想の普及、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成に寄与し、また、各種防犯団体の円滑な発展を図ることを目的に設立された。                    |
| 38  | (株)茨城放送<br>(広報広聴課)            | 土肥 公仁  | 19.9     | 昭和37年、地方の実情に即した政治・経済・社会などに関する情報を機動的に発信するラジオ局として開局された。  |
| 39  | 茨城県農業信用基金協会<br>(農業経済課)        | 高橋 宏   | 18.7     | 「農業近代化資金助成法」制定に伴い農業近代化資金の貸付に対する信用補完を図り、融資の円滑化を図ることを目的に設立され、政策資金、各種資金の保証を行い、信用補完機関としての役割を果たしている。                |
| 40  | (株)つくば研究支援センター<br>(産業政策課)     | 副知事    | 18.3     | 世界有数の研究開発ゾーンを形成する筑波研究学園都市に、産学官の研究交流を軸とした研究開発支援のための拠点として、民活法第2条第1項第1号リサーチコアとして設立された。                            |



| No. | 法人名                             | 代表者    | 県出資比率(%) | 設立目的  |
|-----|---------------------------------|--------|----------|---|
| 41  | 筑波都市整備(株)<br>(新線・つくば調整課)        | 藤篠 邦裕  | 18.2     | つくば市、竜ヶ崎市、牛久市、阿見町及びその周辺地域の生活利便と居住環境の維持向上を目的として、官民共同出資により設立され、計画的・先行的な施設の整備・運営を行っている。  |
| 42  | 茨城県信用保証協会<br>(産業政策課)            | 根本 榮一  | 17.8     | 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的に設立された。  |
| 43  | 日立埠頭(株)<br>(港湾課)                | 高岡 洋   | 17.3     | 日立港において港湾運送業及び関連事業を経営することを目的に設立された。   |
| 44  | (財)茨城県労働者信用基金協会<br>(労働政策課)      | 土田 惣一  | 16.9     | 県下労働者の相互扶助精神を基調として、組織労働者と比較し信用力等に不利な状況にある未組織労働者が労働金庫を利用する場合、当協会がその信用力を補完することにより、労働者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的に県、市町村、労働福祉事業団体等により設立された。 |
| 45  | (財)つくば都市振興財団<br>(新線・つくば調整課)     | 鈴木 宏   | 16.7     | つくば市の振興・発展を目指し、各種の芸術文化活動等を通じ、国際都市つくばにおける住民の生活をサポートし、豊かで魅力ある生活環境を提供することを目的に設立された。  |
| 46  | (財)茨城県水産振興事業団<br>(漁政課)          | 浅野 次男  | 16.7     | 経営環境の悪化により、本県水産業は他産業と比べ生産、所得格差が拡大してきたため、漁業生産の拡大、漁業経営の安定化・合理化を確保する目的で設立された。  |
| 47  | (株)メディアパークつくば<br>(新線・つくば調整課)    | 植木 章夫  | 16.1     | 県が推進する「メディアパークシティ整備構想」の事業推進主体として設立された。  |
| 48  | 鹿島共同再資源化センター<br>(株)<br>(廃棄物対策課) | 三木 伸一  | 15.1     | 平成10年12月、鹿島臨海工業地帯に立地する企業から排出される産業廃棄物及び関係市町(鹿嶋市、神栖町、波崎町)から排出される一般廃棄物(RDF)を適正に処理し、その焼却熱を利用した電気事業を行うことにより地域社会に貢献することを目的に設立された。         |
| 49  | (財)茨城県建設技術公社<br>(検査指導課)         | 大津 典昭  | 13.5     | 県内建設行政の円滑かつ効率的な執行の推進と技術の向上を図るため、技術研修、調査研究、事業受託等を行い、県内建設業の推進と、地域振興に寄与することを目的に設立された。  |
| 50  | (株)いばらきIT人材開発センター<br>(産業技術課)    | 小久保 忠男 | 11.7     | 地域ソフトウェアセンター供給力開発事業推進臨時措置法に基づく事業計画の承認を受け、地域ソフトウェア供給力開発を図るため、県、古河市及び情報処理推進機構等の出資により設立された。  |
| 51  | (財)茨城カウンセリングセンター<br>(労働政策課)     | 関 正夫   | 8.7      | 地域産業界の福祉に関する基礎的な調査研究及び啓発事業を行い、その成果を広く地域に提供すること、及び勤労者を始め広く県民の心の悩みに対応したカウンセリングを実施することにより、豊かでゆとりある職場作りに寄与することを目的に設立された。                |
| 52  | 日立港木材倉庫(株)<br>(港湾課)             | 大須賀発蔵  | 6.7      | 日立港における輸入木材の埠頭利用を目的に設立されたが、その後は、外国貨物取扱いの保税蔵置場維持管理、輸出用梱包材の殺虫消毒の実施、検疫業務等を行い公共埠頭の一翼を担っている。   |
| 53  | (財)茨城住宅管理協会<br>(住宅課)            | 西津 政信  | 4.0      | 国・都市機構及び県により県内集合住宅団地におけるきめ細かな管理をできる法人の設立が検討され当財団が設立された。設立当初より県営住宅等の管理はもとより、周辺環境の維持改善を図り居住者の便益の増進、県民の居住環境の向上に寄与している。                 |
| 54  | (社)茨城県危険物安全協会連合会<br>(消防防災課)     | 幡谷 定俊  | -        | 消防法に基づく危険物の貯蔵、取扱い並びに施設の維持管理に必要な知識及び技能の普及に努め、危険物に起因する災害を防止し、もって社会の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。   |
| 55  | (社)茨城原子力協議会<br>(原子力安全対策課)       | 黒木 剛司郎 | -        | 原子力の平和利用と安全に関する知識の普及と啓発を行い、もって原子力の平和利用の着実な進展に寄与し、地域の生活環境の保全と地域産業の健全な発展に寄与することを目的に設立された。   |
| 56  | (社)茨城県公害防止協会<br>(環境政策課)         | 副知事    | -        | 昭和44年8月に県議会において「公害対策特別委員会」が設置され、官民一体となった公害防止組織設立の必要性が指摘されたため、昭和50年に設立された。   |
| 57  | (社)茨城県観光物産協会<br>(観光物産課)         | 知 事    | -        | 観光にかかる事業の健全な発展及び改善を図り、もって地域経済の発展に寄与するとともに、国民の観光レクリエーション活動の充実及び国際観光を通じての国際間の相互理解の増進等を図る。   |
| 58  | (社)茨城県穀物改良協会<br>(農産課)           | 平間 敬章  | -        | 稲・大豆・落花生及びそばの品質改良を図るとともに、主要農作物等の生産性を高めることにより、農業経営の安定及び向上に寄与することを目的に設立された。   |
| 59  | (社)園芸いばらき振興協会<br>(園芸流通課)        | 村田 省吾  | -        | 園芸生産組織の整備強化、生産技術の向上、経営基盤の強化等を行うとともに、園芸農家等から排出される農業用廃プラスチックの適正処理、園芸作物の種苗の生産、改良を行い、もって園芸農家の健全な発展と農村環境の保全に寄与することを目的に設立された。             |
| 60  | (社)茨城県ふるさとづくり推進センター<br>(農村環境課)  | 川田 弘二  | -        | 農村住民の合意形成に基づき創意工夫に根ざした農村の生産、生活、文化等にわたる幅広い活動を助長することによって、活力ある豊かな住みよい地域社会の実現を促進することを目的としている。   |

# 廃止・緩和する規制(計63条例等147事務)

網掛けは平成18年1月末までに廃止・緩和済みの事務(48条例等113事務)

## 1 許可,届出の廃止,基準の緩和等

| No. | 規制の内容   | 条例等名称   | 条項      | 緩和等の内容  | 予定・実施時期                    |
|-----|---|---|---------|---|----------------------------|
| 1   | 面積が1,000㎡以上の工業用地に工場を設置する場合には,製品,建築面積等を届出<br>上記届出事項が土地利用計画に著しく不適当な場合には是正を勧告<br>届出をした日より90日を経過した後でなければ,工場の設置をしてはならない  | 茨城県工業開発条例   | 第15条    | 条例,規則の廃止  | 平成16年度<br>(H16.4廃止条例・規則施行) |
|     |   |   | 第16条    |   |                            |
|     |   |   | 第16条の2  |   |                            |
| 2   | 変更の届出を不要とする軽易な増設の基準   | 茨城県工業開発条例施行規則   | 第10条    |   |                            |
| 3   | 卸売業者の委託手数料以外の報償收受の禁止  | 茨城県卸売市場条例   | 第17条    | 規定の廃止   | 平成17年度<br>(緩和措置のため施行は21年度) |
| 4   | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく公定規格検査の実施申請<br>申請者への報告要求,調査等  | 茨城県飼料検定条例   | 第2条     | 法に規格設定飼料製造業者の登録制度が導入されたため条例を廃止  | 平成17年度                     |
|     |   |   | 第5条     |   |                            |
| 5   | 第3種漁港及びそれ以外の漁港で知事が指定する漁港への入出港時の届出<br>漁港を根拠地とする船舶は,毎月入出港状況報告書を提出   | 茨城県漁港管理条例   | 第15条第1項 | 届出を任意規定に緩和<br>入出港状況報告書の廃止   | 平成16年度<br>(H16.11施行)       |
|     |   |   | 第15条第2項 |   |                            |
| 6   | 船舶けい離営業の許可<br>港湾施設の使用許可期間   | 茨城県港湾施設管理条例   | 第10条第1項 | 許可の廃止<br>許可期間の延長<br>〔「待合所等」の許可期間1年以内を3年以内に延長〕   | 平成15年度<br>(H15.3施行)        |
|     |   |   | 第12条    |   |                            |
| 7   | 建築物の敷地規模を制限(原則165㎡以上)<br>建築確認前の境界杭設置,敷地の認定  | 茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例                        | 第2条     | 県条例,規則については廃止   | 平成15年度<br>(H15.3廃止条例・規則施行) |
|     |   |   | 第3条     |   |                            |
| 8   | 敷地境界杭を未承認で移動,除去することの禁止等   | 茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例施行規則                    | 第9条第3項  |   |                            |
| 9   | 文教地区毎の建築制限,許可   | 茨城県筑波研究学園都市文教地区条例                                     | 第3条     | 県条例について廃止   | 平成17年度<br>(H17.4廃止条例施行)    |
| 10  | 都市計画区域以外で行う0.5ha以上1ha未満の宅地開発に係る<br>工事の設計基準<br>工事着工前に設計確認<br>確認された設計に適合した工事の施行<br>工事施行時の災害防止等の措置<br>設計変更,工事廃止等の届出<br>設計確認の揭示<br>工事完了の届出<br>工事完了前の建築制限<br>条例違反時の停止命令等 | 茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例                                   | 第8条     | 条例の廃止<br>(設計基準,届出等の廃止)  | 平成17年度<br>(H17.4廃止条例施行)    |
|     |   |   | 第9条     |   |                            |
|     |   |   | 第12条    |   |                            |
|     |   |   | 第13条    |   |                            |
|     |   |   | 第14条    |   |                            |
|     |   |   | 第15条    |   |                            |
|     |   |   | 第16条    |   |                            |
|     |   |   | 第17条    |   |                            |
| 11  | 市街化調整区域における開発許可等(建築許可を含む)を緩和できる区域を指定  | 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例                          | -       | 鹿嶋市(5区域),霞ヶ浦町(16区域),茨城町(25区域),水海道市(23区域),谷和原村(7区域),岩井市(22区域),十王町(4区域),猿島町(5区域),真壁町(14)を指定 | 平成15年度から                   |
| 12  | 県営住宅に入居する際の連帯保証人の付置   | 茨城県県営住宅条例   | 第11条    | 65歳以上の高齢者(単身,世帯)について連帯保証人を免除可能に緩和   | 平成14年度<br>(H14.6施行)        |
| 13  | 実施可能な収益事業を物品販売業,物品貸付業,製造業,倉庫業,運送業等に限定   | 私立学校法第26条第2項の規定に基づき学校法人及び同法第64条第4項の法人の行う収益事業の種類指定(公示) | 第2条     | 私立学校が行える収益可能な事業の種類限定を緩和<br>(農業,林業,漁業,建設業,運輸・通信等の12産業に拡大)                                  | 平成15年度<br>(H15.4施行)        |

| No. | 規制の内容  | 条例等名称                               | 条項          | 緩和等の内容   | 予定・実施時期                                  |
|-----|--|-------------------------------------|-------------|--|--|
| 14  | 私立学校設置認可の申請期限<br>(小中高校は開設年度の前々年度の7月31日<br>(20ヶ月前)までに申請。幼稚園等は前々年度<br>の1月31日(14ヶ月前)までに申請)<br>収容定員変更計画承認の申請期限(変更の<br>前々年度の3月31日(12ヶ月前)までに申請)  | 私立学校の設置等の認<br>可申請の手続きに関する<br>要項     | 第2条         | 施設整備が短期間で実<br>施できる場合、また整<br>備済みの場合には申請<br>から認可までの期間を<br>短縮   | 平成17年度                                   |
|     |  |                                     | 第3条         |  |  |
| 15  | 行政財産の使用許可期間<br>(必要最短限にとどめるものとし、かつ1年以<br>内が原則。特別事由で5年を限度)   | 行政財産の使用許可に<br>関する取り扱い基準             | 第3条         | 許可期間の延長(1年<br>以内とすることが著し<br>く実情に合わないも<br>の、又は複数年とし<br>ても支障がないものは複<br>数年に延長)  | 平成16年度<br>(H16.4施行)                      |
| 16  | 普通財産貸付けの制限<br>(県事業を補完する団体等以外に対しては、原<br>則として新規貸し付けは認めない)  | 普通財産の管理、処分<br>等方針                   | 第4条         | 管理、処分上支障のな<br>いものは、事業用定期<br>借地権等を活用し貸付<br>ける   | 平成15年度<br>(H15.4施行)                      |
| 17  | ゴルフ場開発事業者の会員募集時における最<br>終総会員数の明示義務<br>「県土利用の調整に関する基本要綱」協議<br>時、資金計画及び誓約書の提出義務<br>「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」<br>設計承認申請時の資金計画及び会員募集計画<br>書の提出義務<br>「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」<br>に基づく検査済証交付後の会員募集義務<br>会員募集毎の会員募集届出<br>会員募集計画書、又は募集届の変更届出<br>会員募集終了届、会員募集経過届出<br>会員募集計画書、会員募集届出書等の閲覧(公<br>開)義務<br>会員募集時の会員への書面交付義務<br>会員へ交付する書面書式の知事への届出<br>「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」<br>設計承認前の募集協定書の締結義務 | ゴルフ会員募集に関す<br>る指導要綱                 | 第4          | 要綱の廃止<br>(ゴルフ会員等募集に<br>関する報告、届出等の<br>廃止)   | 平成14年度<br>(H15.3要綱廃止)                    |
|     |  |                                     | 第5-1        |  |  |
|     |  |                                     | 第5-2        |  |  |
|     |  |                                     | 第6-1        |  |  |
|     |  |                                     | 第6-2        |  |  |
|     |  |                                     | 第6-3        |  |  |
|     |  |                                     | 第6-4        |  |  |
|     |  |                                     | 第7          |  |  |
|     |  |                                     | 第8-2        |  |  |
|     |  |                                     | 第8-3        |  |  |
| 第9  |  |                                     |             |  |  |
| 18  | 「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」<br>で工業団地内に工区を指定   | 首都圏の近郊整備地帯<br>及び都市開発区域の整<br>備に関する法律 | 法第18条の<br>2 | 鹿島臨海工業地帯に係<br>る「造成敷地等の処分<br>及び管理に関する計<br>画」で指定する「工<br>区」の地域を見直す<br>鹿島臨海工業地帯に係<br>る「造成敷地等の処分<br>及び管理に関する計<br>画」で工区毎に指定し<br>た立地に適する業種の<br>拡大 | 平成15年度<br>(H15.3策定「鹿島経<br>済特区計画」で対<br>応) |
|     | 「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」<br>で指定する工区毎に、立地に適する業種を指<br>定  |                                     |             |  |  |
| 19  | 浄化槽保守点検業者が営業所毎に備える器具<br>の設置要件  | 茨城県浄化槽保守点検<br>業者の登録に関する条<br>例施行規則   | 第12条        | 設置要件のうち亜硝酸<br>性窒素測定器具の廃止   | 平成16年度<br>(H16.4施行)                      |
| 20  | 国、地方公共団体が発注する以外の大規模建<br>設工事(工事金額が5千万円以上の土木工事、<br>工事金額が1億円以上の建築工事)請負者の<br>産業廃棄物処理方法の届出<br>産業廃棄物を処理する場合、同一の製造工程<br>又は加工工程で、同一の原料を使用し、かつ、<br>同質の産業廃棄物を反復継続して排出するも<br>のに係る調査及び試験は、おおむね3箇月に1<br>回実施<br>県外にある工場、事業場から排出する産業廃<br>棄物を県内で処分しようとする場合の、事前<br>協議、承認<br>最終処分場の埋立処分が終了し、覆土が完了<br>したときは、30日以内に、最終処分場埋立完了<br>報告書を提出  | 茨城県産業廃棄物処理要項<br>(告示)                | 第9条         | 要項による届出の廃止   | 平成18年度                                   |
|     |  |                                     | 第10条第2<br>項 | 調査、試験を行う場合<br>を、期間でなく製造原<br>料を変えた場合等に緩<br>和  |  |
|     |  |                                     | 第14条第1<br>項 | 廃棄物の性状、再利用<br>率が一定の基準を満た<br>す場合には事前協議を<br>不要に緩和  |  |
|     |  |                                     | 第25条第2<br>項 | 要項で規制する小規模<br>な最終処分場の廃止時<br>点で報告を廃止  |  |
| 21  | 事前審査の内容(経理的基礎、地元住民との調<br>整、関係者同意等)   | 産業廃棄物処理施設の設置<br>等に係る事前審査要領          | 第4条         | 廃棄物の性状、再利用<br>率が一定の基準を満た<br>す等の場合には事前審<br>査を不要に緩和  | 平成18年度                                   |

| No. | 規制の内容   | 条例等名称                              | 条項     | 緩和等の内容  | 予定・実施時期              |
|-----|---|------------------------------------|--------|---|----------------------|
| 22  | 積替保管施設の維持管理基準(囲い,表示,防火,保管高さ等)                                   | 自動車解体業者に係る積替保管施設に関する維持管理基準(事務処理要領) | -      | 要領による管理基準の廃止  | 平成17年度               |
| 23  | 積替保管施設の構造基準(囲い,表示,防火,排水,通路等)                                    | 自動車解体業者に係る積替保管施設に関する構造基準(事務処理要領)   | -      | 要領による構造基準の廃止  | 平成17年度               |
| 24  | 資金貸与時の連帯保証人(2名)の要件(独立の生計を営む者で1人は県内に住所を有する者)                     | 茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則        | 第6条第1項 | 連帯保証人1名は「原則として」県内に住所を有する者に緩和                                  | 平成15年度<br>(H15.10施行) |
| 25  | 入院承認後の保証書に署名する保証人の要件(特別な事情がある場合を除き,県内に住所を有する成年者で独立の生計を営んでいる者2名) | 茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則              | 第7条第1項 | 保証人数の緩和   | 平成17年度<br>(H17.4施行)  |
| 26  | 入院承認後の保証書に署名する保証人の要件(特別な事情がある場合を除き,県内に住所を有する成年者で独立の生計を営んでいる者2名) | 茨城県立中央病院の診療に関する規則                  | 第7条    | 保証人数の緩和   | 平成17年度               |
| 27  | 薬剤師の住所変更届出  | 薬剤師法施行細則                           | 第5条    | 届出の廃止   | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 28  | 理容所以外で業を行う場合の出張業務の届出等   | 茨城県理容師法施行細則                        | 第7条    | 届出等の廃止  | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 29  | 美容所以外で業を行う場合の出張業務の届出等   | 茨城県美容師法施行細則                        | 第7条    | 届出等の廃止  | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 30  | 旅館業を営む者が死亡,合併,破産による解散,合併又は破産以外の事由で解散した場合の届出                     | 茨城県旅館業法施行細則                        | 第4条第2項 | 届出の廃止   | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
|     | 営業施設の構造設備基準   |                                    | 第5条第1項 | ホテル営業の洋式食堂設置,収容定員以上の寝具保持,客室名の表示,調理室の設置等の義務を廃止                 |                      |
| 31  | 公衆浴場営業者が遵守すべき事項   | 茨城県公衆浴場法施行条例                       | 第6条    | 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」が適用される場合の営業時間規定(日の出から午後12時までの間で設定)を廃止 | 平成15年度<br>(H15.10施行) |
| 32  | 営業者が破産による解散,合併又は破産以外の事由により解散した場合の届出                             | 茨城県公衆浴場法施行細則                       | 第5条    | 届出の廃止   | 平成15年度<br>(H15.10施行) |
| 33  | 興業場の構造設備等の基準  | 茨城県興行場法施行条例                        | 第2条    | 喫煙室の必置義務の緩和   | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 34  | 営業者が破産による解散,合併又は破産以外の事由により解散した場合の届出                             | 茨城県興行場法施行細則                        | 第6条第2項 | 届出の廃止   | 平成15年度<br>(H15.3施行)  |
| 35  | 原種認定牛の指定申請  | 茨城県黒毛和種原種認定牛造成要項(告示)               | 第2条第2項 | 要項の廃止<br><br>(原種認定牛の指定に関する申請,報告等の廃止)                          | 平成17年度               |
|     | 原種認定牛の交配指定  |                                    | 第5条    |   |                      |
|     | 原種分娩の場合の報告義務  |                                    | 第6条    |   |                      |
|     | 原種認定牛,準認定候補牛を指定後,繁殖に供する義務                                       |                                    | 第10条   |   |                      |
|     | 転貸の協議,飼養管理場所の移動報告義務   |                                    | 第12条   |   |                      |
| 36  | 原種認定牛の指定申請  | 茨城県乳用牛原種認定牛造成要項(告示)                | 第2条第2項 | 要項の廃止<br><br>(原種認定牛の指定に関する申請,報告等の廃止)                          | 平成17年度               |
|     | 原種認定牛の交配指定  |                                    | 第5条    |   |                      |
|     | 原種分娩の場合の報告義務  |                                    | 第6条    |   |                      |
|     | 原種認定牛,準認定候補牛を指定後,繁殖に供する義務                                       |                                    | 第10条   |   |                      |
|     | 転貸の協議,飼養管理場所の移動報告義務   |                                    | 第12条   |   |                      |
| 37  | 受検可能な豚の条件指定   | 茨城県豚産肉能力検定実施要領(告示)                 | 第4条    | 要領の廃止   | 平成15年度<br>(H15.11廃止) |
|     | 能力検定の申請   |                                    | 第5条    |   |                      |
| 38  | 借り手を市町村,畜産を行う農協,種畜改良増殖目的の社団法人に限定                                | 茨城県種畜貸付規程                          | 第3条    | 規程の廃止   | 平成20年度               |
|     | 種畜の貸付期間の制限(2~4年,必要時には延長可)                                       |                                    | 第4条    |   |                      |
|     | 貸付申請(5月31日まで),譲渡申請  |                                    | 第6条    |   |                      |
|     | 共済加入の義務   |                                    | 第9条    |   |                      |
|     | 種畜死亡等の報告書提出   |                                    | 第11条   |   |                      |
|     | 飼育場所,管理者の変更承認申請   |                                    | 第13条   |   |                      |

| No.                                    | 規制の内容  | 条例等名称                               | 条項                       | 緩和等の内容  | 予定・実施時期              |
|--|--|-------------------------------------|--------------------------|---|----------------------|
| 39                                     | 県が試験林指定地を無償使用  | 茨城県試験林設置規程(告示)                      | 第4条                      | 規程の廃止<br>(試験林設置に関する報告等の廃止)  | 平成15年度<br>(H15.10廃止) |
|  | 火災等発生時の報告義務  |                                     | 第8条                      |   |                      |
|  | 権利移転のための許可   |                                     | 第10条第1項                  |   |                      |
| 40                                     | 県策定の施業計画に基づく保育、植樹等の実施義務  | 茨城県林業展示施設設置要項(告示)                   | 第7条                      | 要項の廃止<br>(県施業計画に基づく実施、報告等の廃止)   | 平成15年度<br>(H15.10廃止) |
|  | 施業実施時、指示に従う義務  |                                     | 第8条第1項                   |   |                      |
|  | 施業終了後の報告   |                                     | 第8条第2項                   |   |                      |
|  | 緊急に必要な措置を講じた場合(火災延焼防止等)の報告   |                                     | 第8条第3項                   |   |                      |
|  | 展示施設の維持義務  |                                     | 第9条                      |   |                      |
|  | 土地、立竹木、施設等の譲渡等の承認  |                                     | 第10条                     |   |                      |
|  | 目的達成時等の指定解除  |                                     | 第11条第2項                  |   |                      |
| 41                                     | 漁業許可の制限・条件   | 茨城県海面漁業調整規則                         | 第14条                     | えび板びき網漁業許可船舶の塗装義務づけを廃止  | 平成14年度<br>(H15.2施行)  |
|  | 小型まき網漁業の許可定数の制限  |                                     | 第25条                     | 小型まき網漁業許可時の定数制限(最高40艘)を廃止   |                      |
|  | はえなわ漁業等での漁具の標識   |                                     | 第57条                     | はえなわ漁業、固定さし網漁業及び流し網漁業で、幹なわ又は網の中間に300mごとに浮標を設置する義務づけを廃止                              |                      |
|  | 非漁民等の使用できる漁具、漁法の制限   |                                     | 第47条                     | 遊漁者によるまき餌つり、トローリングの制限の一部を緩和   |                      |
| 42                                     | 同一漁港を3日以上利用し、その間2回以上入出港する船舟は、最後の出港時に長期利用入出港状況を届出                             | 茨城県漁港管理規則                           | 第9条第3項                   | 長期利用入出港状況届書の廃止  | 平成16年度<br>(H16.11施行) |
| 43                                     | 占用許可後の誓約書提出  | 茨城県道路占用規則                           | 第7条                      | 誓約書の提出を廃止   | 平成18年度               |
| 44                                     | 都市計画法の都市計画区域の再編、線引きの見直し  | 都市計画法                               | 第5条                      | 都市計画区域の再編と線引きの見直し   | 平成18年度～              |
| 45                                     | 一般地域で大規模行為の届出をした場合、その変更について知事の確認を受けたもの以外は変更を届出                               | 茨城県景観形成条例施行規則                       | 第7条第3項                   | 知事の確認行為を廃止し、変更の届出が必要な行為を規則に列挙   | 平成17年度<br>(H17.4施行)  |
| 46                                     | (財)茨城県建築住宅センターが行うことができる建築確認、検査業務の区域  | 建築基準法                               | 第77条の22                  | 業務を行える区域を県全域に拡大(平成17年4月1日から)  | 平成14年度から             |
| 47                                     | 茨城県建築計画概要書閲覧規程により閲覧する概要書の写しの交付   | 建築計画概要書に関する情報公開事務処理要領               |                          | 茨城県情報公開条例開示請求手続に抛らず写しの請求が可能   | 平成15年度<br>(H15.12施行) |
| 48                                     | 茨城県開発審査会付議基準のうち  |                                     |                          |   |                      |
|  | 既存集落内で自己用住宅の建築を申請できる場合の要件<br>2. 集落出身者であり、かつ、線引前からあるいは相当期間所有している者から土地を直接取得する。 | 包括承認基準1<br>「既存集落内の自己用住宅の取り扱いについて」   | 第3                       | 集落出身者であることのみを条件とし、下線部分の土地取得要件を緩和。また、出身要件のうち、同一小学校区を隣接大字に拡大し、その者の居住実績についても緩和         | 平成15年度<br>(H16.2施行)  |
|  | 世帯分離のための自己用住宅の申請で、対象となる住宅の範囲等の制限   | 包括承認基準6<br>「世帯分離のための自己用住宅の取り扱いについて」 | 第1                       | 世帯分離の対象に、線引日以前からの自己用住宅の外、線引後に許可を受けた自己用住宅を加える。また、申請敷地を当該自己用住宅敷地内から隣接敷地まで拡大(集落性は問わない) | 平成15年度<br>(H16.2施行)  |
| 一身専属的な許可を受けて建築した住宅を譲渡、増改築できる場合の対象範囲の制限 | 包括承認基準7<br>「一身専属的許可を受けて建築した住宅の譲渡及び増改築等の取り扱いについて」                             | 第2                                  | 生計維持者の破産等による競売物件も対象に加える。 | 平成15年度<br>(H16.2施行)   |                      |

| No.                          | 規制の内容                                 | 条例等名称                                     | 条項                                     | 緩和等の内容  | 予定・実施時期             |
|------------------------------|---------------------------------------|---|--|---|---------------------|
| 48                           | 臨時特定既存宅地における建築行為等の許可申請期間(平成16年5月7日まで) | 包括承認基準9<br>「臨時特定既存宅地における建築行為等の許可の取扱いについて」 |  | 許可申請期間を廃止し、期限の条件を「平成18年5月17日までに工事着手」のみに緩和   | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
|                              | 小規模既存集落内の連たん戸数                        |   | 第1                                     | 連たん戸数25戸を6戸に緩和  | 平成17年度<br>(H17.4施行) |
|                              | 小規模既存集落内に自己用住宅の建築を申請できる者、申請に係る土地の制限   | 包括承認基準10<br>「小規模既存集落内の自己用住宅の取扱いについて」      | 第2                                     | 申請者要件を、血族2親等、姻族1親等までに1親等分拡張。土地要件は、第三者から取得する場合も対象に拡大                               | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
|                              | 既存建築物の敷地拡張                            | 包括承認基準12<br>「既存建築物の建替等に係る自己用住宅の取扱いについて」   |  | 線引日以前からの自己用住宅又は線引日以降に許可を受けた自己用住宅で、敷地が狭小な場合には50.0mまでの敷地拡張ができるよう緩和                  | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
|                              | 市街化調整区域における自動車解体施設の立地制限               | 包括承認基準13<br>「自動車解体業の施設の取扱いについて」           | (新基準)                                  | 許可の対象に使用済み自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業の施設を追加   | 平成16年度<br>(H16.6施行) |
|                              | 大規模流通施設の立地に係り、知事が指定する区域の制限            | 提案基準4<br>「指定路線区域における大規模な流通業務施設の取扱いについて」   |  | 指定する区域の対象として、従来の4車線道路、高速道路のインターチェンジ周辺に加え、地域高規格道路の交差点周辺を追加                         | 平成16年度<br>(H16.6施行) |
|                              | 集落性の制限、小規模作業所等の範囲                     | 提案基準11<br>「小規模作業場等の取扱いについて」               | 第1                                     | 居住している住居の同一敷地内または隣接地である場合に限り、集落性(50戸連たん)を不要。小規模作業所等の範囲に事務所(100㎡)以下を追加             | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
|                              | 提案基準15の適用範囲                           | 提案基準15<br>「医療・福祉施設における福利厚生施設の取扱いについて」     | 第1                                     | 医療・福祉施設における職員の福利厚生施設としての託児所を許可対象に追加   | 平成17年度<br>(H17.4施行) |
|                              | 既存建築物の用途変更等の制限                        | 提案基準16<br>「既存建築物の用途変更の取扱いについて」            | (新基準)                                  | 経営状況や倒産等やむを得ない事情により、従来の事業を廃止し既存施設を活用して新たな事業を行なう場合、用途を限って既存建築物の用途変更と事業者の変更を許可対象とする | 平成17年度<br>(H17.4施行) |
| 既存工場施設、流通業務施設、研究開発施設の敷地拡張の制限 | 提案基準17<br>「既存工場施設等の敷地拡張の取扱いについて」      | (新基準)                                     | 生産、流通業務、研究開発施設について、従前の3倍まで敷地拡張を許可対象とする | 平成17年度<br>(H17.4施行)   |                     |

| No. | 規制の内容                                | 条例等名称                 | 条項      | 緩和等の内容   | 予定・実施時期             |
|-----|--------------------------------------|-----------------------|---------|--|---------------------|
| 49  | 許可が不要な増改築の範囲の制限                      | 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準   | 1 (1)   | 許可のいらない増改築の範囲を基準日(線引時、線引日以降の許可時)の50%増し又は建ぺい率50%、容積率100%までに緩和   | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
|     | 用途変更の取り扱い                            |                       | 3 (1)   | 用途が変わらない場合の線引時の建築物、既存宅地の確認で認めた建築物、建築基準法第34条10号口で許可したもののうち、包括承認基準5(既設団地)、8(既存宅地非自己用暫定措置)、9(臨時特定既存宅地)、11(位置指定道路住宅)に該当する建築物について人の変更は用途変更としない扱いに緩和 | 平成15年度<br>(H16.2施行) |
| 50  | 保護者、保証人の改印時の届出                       | 茨城県県立高等学校学則           | 第18条第2項 | 届出の廃止  | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
|     | 保護者又は保証人と連署による欠席の届出                  |                       | 第19条    | 保護者と保証人との連署を「保護者(やむを得ない場合は、保証人)」に緩和  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による退学の願出                  |                       | 第24条    |  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による転学又は転籍の許可申請            |                       | 第26条    |  |                     |
| 51  | 保護者、保証人の改印時の届出                       | 茨城県県立盲学校、聾学校及び養護学校学則  | 第16条第2項 | 届出の廃止  | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
|     | 保護者又は保証人と連署による休学願出                   |                       | 第19条第1項 | 保護者と保証人との連署を「保護者(やむを得ない場合は、保証人)」に緩和  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による休学取消願出                 |                       | 第20条第1項 |  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による休学期間延長願出               |                       | 第21条第1項 |  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による復学願出                   |                       | 第22条    |  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による退学願出                   |                       | 第23条第1項 |  |                     |
|     | 保護者及び保証人と連署による転学願出                   |                       | 第25条第2項 |  |                     |
| 52  | 映写機操作者、映画フィルムの貸出しを受けて上映する者は、操作認定証を所有 | 16ミリ映写機の操作等に関する規程(告示) | 第2条     | 規程の廃止  | 平成15年度<br>(H16.1施行) |
|     | 認定証の交付を受けた者の順守義務                     |                       | 第4条     |  |                     |
|     | 講習会の実施時間、科目の指定                       |                       | 第6条     |  |                     |
|     | 筆記試験、実技試験の指定                         |                       | 第7条     |  |                     |
|     |                                      |                       |         |  |                     |

## 2 報告書の提出回数の削減, 閲覧時間の延長

| No. | 規制の内容   | 条例等名称  | 条項   | 緩和等の内容                  | 予定・実施時期              |
|-----|---|--|------|-------------------------|----------------------|
| 53  | 浄化槽保守点検業者は6ヶ月毎に点検実績報告書を提出   | 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則  | 第16条 | 年1回の報告に緩和               | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 54  | 型式認定外の浄化槽設置に係る構造等の事前審査  | 茨城県浄化槽指導要綱(告示)   | 第3   | 事前審査の廃止                 | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
|     | 浄化槽工事業者は6月毎に工事実績報告書を提出  |  | 第8-2 | 随時の報告に緩和                | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
|     | 浄化槽清掃業者は6月毎に清掃実績報告書を提出  |  | 第8-4 | 随時の報告に緩和                |                      |
| 55  | 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者変更報告, 処理責任者設置報告  | 茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則  | 第21条 | 報告書の提出を廃止               | 平成18年度               |
| 56  | 福祉事務所長への民生委員協議会開催状況報告書の提出   | 茨城県民生委員法施行規則   | 第7条  | 報告書の提出を廃止               | 平成15年度<br>(H16.3施行)  |
| 57  | 養護, 特別養護及び軽費老人ホームの長は, 毎月, 老人福祉施設利用状況調べを提出                                 | 茨城県老人福祉法施行細則   | 第13条 | 報告書の提出を廃止               | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 58  | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律登録事業者の年度実績報告書の提出<br>再登録申請期限<br>(有効期間満了の1月前まで)        | 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録要項                                       | 第7   | 報告書の提出を廃止               | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
|     |   |  | 第9   | 申請期限の廃止                 |                      |
| 59  | 種畜の飼養者等の成績報告書, 事業報告書の提出   | 茨城県家畜改良増殖法施行細則   | 第5条  | 報告書の提出を廃止               | 平成17年度               |
| 60  | 基準点測量成果閲覧の事前申込  | 基準点測量成果の写しの保管等に関する規程(告示)   | 第9条  | 随時の閲覧を可とする<br>申込書の押印を廃止 | 平成15年度<br>(H16.2施行)  |
| 61  | 県建設工事入札参加資格者名簿及び県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿の閲覧時間(9時から11時, 13時から16時)        | 茨城県建設工事入札参加資格者名簿及び茨城県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿閲覧規程(告示)           | 第2条  | 午前中の閲覧時間を正午まで延長         | 平成14年度<br>(H15.5施行)  |
| 62  | 県知事許可建設業者経営事項審査結果通知書の閲覧時間(9時から11時, 13時から16時)                              | 茨城県知事許可建設業者経営事項審査結果通知書閲覧規程(告示)                                   | 第2条  | 午前中の閲覧時間を正午まで延長         | 平成14年度<br>(H15.1施行)  |
| 63  | 県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧時間(9時から11時, 13時から16時) | 茨城県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧に関する規程(告示) | 第4条  | 午前中の閲覧時間を正午まで延長         | 平成14年度<br>(H14.12施行) |
| 64  | 建設業者許可申請書の閲覧時間(9時から11時, 13時から16時)   | 建設業者許可申請書等閲覧規程   | 第2条  | 午前中の閲覧時間を正午まで延長         | 平成14年度<br>(H15.1施行)  |



# 簡素化する行政手続（計56規則等82事務）

網掛けは平成18年1月末までに簡素化済みの事務（47規則等66事務）

| No. | 行政手続の内容                                     | 規則等名称                              | 条項         | 簡素化等の内容   | 予定・実施時期              |
|-----|---|------------------------------------|------------|---|----------------------|
| 1   | 入院承認後の保証書、誓約書                               | 茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則              | 第6条第2項     | 申込様式の整理・統合、記入事項の簡素化により、手続きの簡素化を行う   | 平成17年度<br>(H17.4施行)  |
| 2   | 入院承認後の保証書、誓約書                               | 茨城県立中央病院の診療に関する規則                  | 第6条第2項     | 保証書と誓約書を一回の手続きで済むようにする  | 平成17年度               |
| 3   | クリーニング所開設届、クリーニング所の完成検査申請                   | 茨城県クリーニング業法施行細則                    | 第1条        | クリーニング所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする   | 平成14年度<br>(H14.12施行) |
| 4   | 理容所開設届<br>理容所の完成検査申請                        | 茨城県理容師法施行細則                        | 第2条<br>第3条 | 理容所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする   | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 5   | 美容所開設届<br>美容所の完成検査申請                        | 茨城県美容師法施行細則                        | 第2条<br>第3条 | 美容所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする   | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 6   | 温泉の掘削許可申請時の添付書類                             | 温泉事務取扱要領（事務処理要領）                   | 第2条第1項     | 市町村長の意見書の削減   | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
| 7   | 温泉の掘削許可申請時の添付書類                             | 温泉関係ハンドブック（事務処理要領）                 | -          | 資金証明書書の削減   | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
| 8   | モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者の指定申請添付書類            | 毒物及び劇物取締法施行細則                      | 第9条        | 森林区域、施設の概要図は、添付から申請書への直接記載とする   | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
|     | ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者の指定申請添付書類 |                                    | 第10条       | 貯蔵設備の概要図は、添付から申請書への直接記載とする  |                      |
|     | モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者の指定申請添付書類            |                                    | 第11条       | 貯蔵設備の概要図は、添付から申請書への直接記載とする  |                      |
|     | 隣化アルミニウムとその分解製剤を含有する製剤の使用者の指定申請添付書類         |                                    | 第12条       | 資格を証する書面は申請書への直接記載または提示に、倉庫の概要図は申請書への直接記載とする  |                      |
|     | 特定毒物の実地指導員の指定申請添付書類                         |                                    | 第16条       | 資格又は身分を証する書類は、添付から申請書への直接記載または提示とする   |                      |
| 9   | 興行場営業許可申請時の添付書類                             | 茨城県興行場法施行細則                        | 第2条        | 周辺見取図、定員数配置図、建築確認通知書の写し、所有者の使用承諾書の削減  | 平成15年度<br>(H15.3施行)  |
| 10  | 旅館営業許可申請時の添付書類                              | 茨城県旅館業法施行細則                        | 第2条        | 建築確認通知書の写し、所有者の使用承諾書の削減   | 平成15年度<br>(H15.4施行)  |
| 11  | 公衆浴場営業許可申請時の添付書類                            | 茨城県公衆浴場法施行細則                       | 第2条第2項     | 汚水排除の方法を示した図面、建築確認通知書の写し、所有者の承諾書の写しの削減  | 平成15年度<br>(H15.3施行)  |
| 12  | 建築物の清掃、空気測定等の事業者登録申請時の添付書類                  | 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録要項（事務処理要領） | 第3条        | 公益法人以外の法人の場合定款・寄付行為・規則等の写し、料金表、従業員名簿の削減   | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
| 13  | 調理師受験申請時の添付書類                               | 茨城県調理師法施行細則                        | 第1条        | 卒業証明書又は卒業証書の写しに記載された氏名が現在のものと異なっている場合に提出する戸籍抄本は、戸籍の謄本、若しくは抄本、若しくは住民票の写し、又は外国人登録証明書の写しとする。 | 平成17年度               |
| 14  | 製菓衛生師受験申請時の添付書類                             | 茨城県製菓衛生師法施行細則                      | 第2条        | 養成施設証明書等に記載された氏名が現在のものと異なっている場合に提出する戸籍抄本は、戸籍の謄本、若しくは抄本、若しくは住民票の写し、又は外国人登録証明書の写しとする。       | 平成17年度               |
| 15  | 工業技術センターの研修生入所申請時の添付書類                      | 茨城県工業技術センター研修生要項（告示）               | 第4条第1項     | 戸籍抄本、最終学校卒業証明書の廃止、健康診断書は6月以上の研修者のみ提出、入所願の本籍等を削除、記名押印のみから署名との選択とする。                        | 平成17年度               |
| 16  | 漁業の継続許可申請時の添付書類                             | 茨城県海面漁業調整規則                        | 第8条第4項     | 申請理由書の削減  | 平成14年度<br>(H15.2施行)  |
|     | 試験研究等のための特別採捕許可申請時の添付書類                     |                                    | 第48条       | 備船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減   |                      |
| 17  | 漁業の継続許可申請時の添付書類                             | 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則                   | 第8条第5項     | 申請理由書の削減  | 平成14年度<br>(H15.2施行)  |
|     | 試験研究等のための特別採捕許可申請時の添付書類                     |                                    | 第50条       | 備船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減   |                      |

| No. | 行政手続の内容                           | 規則等名称                                | 条項      | 簡素化等の内容                      | 予定・実施時期             |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------------|---------|------------------------------|---------------------|
| 18  | 採捕の継続許可申請時の添付書類                   | 茨城県内水面漁業調整規則                         | 第7条     | 申請理由書の削減                     | 平成14年度<br>(H15.3施行) |
|     | 試験研究等のための特別採捕許可申請時の添付書類           |                                      | 第34条    | 備船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減      |                     |
| 19  | 採石業承継届時の添付書類                      | 採石法運営要領                              | 第8(2)   | 跡地利用計画書の提出は採取計画申請時に一本化       | 平成17年度              |
|     | 認可内定後の防護柵設置報告の添付書類                |                                      | 第11(9)  |                              |                     |
|     | 採取計画変更以外の変更届時の添付書類                |                                      | 第12(3)  |                              |                     |
|     | 事故発生報告時の添付書類                      |                                      | 第22     |                              |                     |
| 20  | 中高層建築物の建築確認申請時の添付書類               | 茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱(告示) | 第5条     | 受信障害に関し近隣住民と紛争を起ささない旨の誓約書の削減 | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
| 21  | 建築確認申請時の添付書類                      | 茨城県建築基準法等施行細則                        | 第3条     | 昇降路構造詳細図, 地階換気設備図等の削減        | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
| 22  | 学校(専修, 各種学校)設置認可申請書等への記名押印        | 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則               | 第2条     | 24様式で記名押印のみから署名との選択とする       | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 23  | 学校設置計画承認申請書等への記名押印                | 私立学校の設置等の認可申請の手続きに関する要項              | -       | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
| 24  | 県福利厚生棟利用承認申請書への押印                 | 茨城県福利厚生棟管理規程(訓令)                     | -       | 押印の廃止                        | 平成15年度<br>(H15.4施行) |
| 25  | 公有財産借用申請書等への記名押印                  | 茨城県公有財産事務取扱規則                        | 第21条第1項 | 7様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成15年度<br>(H15.4施行) |
| 26  | 庁舎等使用許可申請書への記名押印                  | 茨城県庁舎等管理規則                           | 第5条第1項  | 記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 27  | 鹿島セントラルモールの特別使用許可申請書(物品販売等申請)への押印 | 鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例施行規則          | 第3条第1項  | 4様式で押印の廃止                    | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 28  | つくば国際会議場の施設等利用承認申請書等への記名押印        | つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例施行規則            | 第3条第1項  | 4様式で押印の廃止                    | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 29  | 民生委員候補者推薦書への記名押印                  | 茨城県民生委員法施行規則                         | 第3条     | 押印の廃止                        | 平成15年度<br>(H16.3施行) |
| 30  | 県立医療大学付属病院の入院申込書等への記名押印           | 茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則                | 第5条     | 記名押印のみから署名との選択とする            | 平成17年度<br>(H17.4施行) |
| 31  | 県立中央病院の入院申込書等への記名押印               | 茨城県立中央病院の診療に関する規則                    | 第5条第1項  | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 32  | 県立友部病院の入院誓約書等への記名押印               | 茨城県立友部病院の診療に関する規則                    | 第5条第1項  | 7様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 33  | 育成医療券, 療育券の再交付申請書等への記名押印          | 児童福祉法施行細則                            | 第6条第11条 | 3様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成18年度              |
| 34  | 養育医療継続承認申請書への記名押印                 | 茨城県母子保健法施行細則                         | 第8条第1項  | 記名押印のみから署名との選択とする            | 平成18年度              |
| 35  | 身体障害者相談員活動状況報告書等への記名押印            | 茨城県身体障害者福祉法施行細則                      | 第17条第2項 | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 36  | 視覚障害者福祉センターの使用料減免申請書への記名押印        | 茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則                  | 第6条第2項  | 記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 37  | 入院費負担能力申告書等への記名押印                 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用徴収規則 | 第4条     | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.7施行) |
| 38  | 知的障害者相談員が提出する月別報告書等への記名押印         | 茨城県知的障害者相談員設置要綱                      | -       | 3様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.4施行) |
| 39  | 温泉の掘削工事終了(中止)届等への押印               | 茨城県温泉法施行細則                           | 第1条     | 2様式で押印の廃止                    | 平成17年度              |
| 40  | 薬局の管理者兼務許可申請書等への押印                | 薬事法施行細則                              | 第2条第1項  | 9様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成17年度<br>(H17.4施行) |
| 41  | 毒物及び劇物取扱者試験合格証書書換え交付申請書等への記名押印    | 毒物及び劇物取締法施行細則                        | 第7条第2項  | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする        | 平成16年度<br>(H16.7施行) |

| No. | 行政手続の内容                  | 規則等名称  | 条項                                    | 簡素化等の内容                          | 予定・実施時期              |
|-----|--------------------------|--|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 42  | クリーニング所の開設届等への記名押印       | 茨城県クリーニング業法施行細則  | 第1条第1項                                | 9様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 43  | 理容所の開設届等への記名押印           | 茨城県理容師法施行細則  | 第2条                                   | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 44  | 美容所の開設届等への記名押印           | 茨城県美容師法施行細則  | 第2条                                   | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 45  | 興業場営業許可申請書への記名押印         | 茨城県興行場法施行細則  | 第2条                                   | 7様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 46  | 旅館業経営許可申請書等への記名押印        | 茨城県旅館業法施行細則  | 第2条第1項                                | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 47  | 公衆浴場の経営許可申請書等への記名押印      | 茨城県公衆浴場法施行細則   | 第2条第1項                                | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 48  | 食鳥検査申請書への押印              | 茨城県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則                                    | 第7条                                   | 押印の廃止                            | 平成15年度<br>(H16.3施行)  |
| 49  | 犬の返還願い等への記名押印            | 茨城県狂犬病予防法施行細則  | 第1条                                   | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 50  | 特定動物飼養許可申請書等への記名押印       | 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則   | 第7条第1項                                | 10様式で押印の廃止                       | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 51  | 小規模水道敷設工事確認申請書等への記名押印    | 茨城県給水施設条例施行規則  | 第4条                                   | 12様式で記名押印のみから署名との選択とする           | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 52  | 遊泳用プール開設届、廃止届出等への押印      | 茨城県遊泳用プール衛生指導要綱  | 第8条<br>第9条                            | 4様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 53  | 免許申請書等への記名押印             | 茨城県通訳案内業法施行細則  | 第2条第1項                                | 3様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成17年度               |
| 54  | 工業技術センターの使用料減免申請書等への記名押印 | 茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例施行規則                                     | 第9条第2項                                | 2様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成17年度               |
| 55  | 工業技術センターの研修生入所願等への記名押印   | 茨城県工業技術センター研修生要項(告示)   | 第4条第1項                                | 3様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成17年度               |
| 56  | 火薬類出納状況報告書等への記名押印        | 茨城県火薬類取締法施行細則  | 第10条                                  | 10様式で記名押印のみから署名との選択とする           | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 57  | 県測量業者登録簿等閲覧受付簿への押印       | 茨城県測量業者登録簿等閲覧規則  | 第5条                                   | 押印の廃止                            | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
| 58  | 県不動産鑑定業者登録簿等閲覧受付簿への押印    | 茨城県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則   | 第5条                                   | 押印の廃止                            | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
| 59  | 屋外広告物講習会受講申込書への記名押印      | 茨城県屋外広告物条例施行規則   | 第18条                                  | 押印の廃止                            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 60  | 都市公園の行為許可申請書等への記名押印      | 茨城県都市公園管理規則  | 第2条第1項                                | 6様式で記名押印のみから署名との選択とする            | 平成16年度<br>(H16.7施行)  |
| 61  | 事前調査検討報告書等への押印           | 茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱(告示)                             | 第5条                                   | 2様式で押印の廃止                        | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 62  | 県建築計画概要書等閲覧申込書への押印       | 茨城県建築計画概要書等閲覧規程(告示)  | 第4条                                   | 押印の廃止                            | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 63  | 開発登録簿の謄本交付申請書等への押印       | 茨城県開発登録簿閲覧規則   | 第4条                                   | 2様式で押印の廃止                        | 平成16年度<br>(H16.4施行)  |
| 64  | 工業技術センターの研修生入所願          | 茨城県工業技術センター研修生要項(告示)   | 第4条第1項                                | 申請書様式を見直し、本籍等を削除                 | 平成17年度               |
|     | 第5条                      |  | 申請書様式を見直し、本籍、現住所、生年月日を削除              |                                  |                      |
| 65  | 漁船登録票返納の届                | 茨城県漁船法施行細則   | 第12条第1項                               | 届出記載事項(船質、総トン数、機関種類、馬力数、漁業種類)簡素化 | 平成14年度<br>(H14.4施行)  |
|     | 第12条第2項                  |  | 申請書記載事項(船質、総トン数、機関種類、馬力数、漁業種類の記載)の簡素化 |                                  |                      |
| 66  | 文書閲覧時の受付簿への記入事項          | 茨城県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧に関する規程(告示) | 第5条                                   | 職業、勤務先住所欄を削除                     | 平成14年度<br>(H14.12施行) |
| 67  | 文書閲覧時の受付簿への記入事項          | 茨城県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿閲覧規程(告示)                             | 第3条                                   | 申込書に変更し、職業、勤務先住所欄を削除             | 平成14年度<br>(H15.1施行)  |
| 68  | 文書閲覧時の受付簿への記入事項          | 建設業者許可申請書等閲覧規程   | 第3条                                   | 職業、勤務先住所欄を削除                     | 平成14年度<br>(H15.1施行)  |

## 見直しを行う任意団体

| No. | 団 体 名  | 主な業務内容   | 見直し方向                      | 予定・実施時期 |
|-----|--|--|----------------------------|---------|
| 1   | 茨城県広報研究会<br>(各地方総合事務所内に支部を設置)<br>(広報広聴課)             | 広報行政に関する研修会の開催等                                | 支部廃止(本部に統合)                | 平成19年度  |
| 2   | (財)茨城県学生寮協会<br>(総務課)                                 | 本県出身学生用学生寮の管理運営                                | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 3   | 茨城県県庁友の会支部(各地方総合事務所内に1支部,常陸太田県税事務所内に2支部を設置)<br>(職員課) | 県庁退職者の福利厚生事業,会報等での県事業PRなど県政への協力等               | 事務局独立                      | 平成18年度  |
| 4   | 地方税務協会(県庁内に本部,8県税事務所内に支部を設置)<br>(税務課)                | 地方税務事務の研究,市町村との研修等                             | 事務処理見直し(支部ごとの会計事務を本部一括で実施) | 平成18年度  |
| 5   | 大洗鹿島線を育てる沿線市町村会議<br>(企画課)                            | 鉄道利用の促進・啓発,沿線環境の整備等                            | 事務局移管(沿線市町)                | 平成19年度  |
| 6   | 鹿島工業整備特別地域整備推進協議会<br>(地域計画課)                         | 鹿島工業整備特別地域の振興に関する調査,研修等                        | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 7   | 城北地域・森と川の交流促進協議会<br>(地域計画課)                          | 城北地域の自然資源を活かした交流事業の実施等                         | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 8   | (財)茨城県総合健診協会支部(12保健所内に支部を設置)<br>(保健予防課)              | 疾病予防,健康の保持・増進に関する知識の普及啓発,調査研究等への協力             | 団体廃止                       | 平成18年度  |
| 9   | 茨城県潮来保健所管内保健衛生協議会<br>(潮来保健所)                         | 公衆衛生功労者の表彰,研修会の開催等                             | 団体廃止                       | 平成18年度  |
| 10  | 茨城県つくば保健所管内公衆衛生協議会<br>(つくば保健所)                       | 講演会,研修会の開催等                                    | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 11  | 茨城県病院職員保育事業会<br>(医療整備課)                              | 県立病院看護職員の乳児及び幼児の保育                             | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 12  | 全国小売商業対策推進連絡協議会<br>(中小企業課)                           | 地域小売商業の活性化を図るため必要な調査,情報の収集・交換,関係省庁に対する要望・陳情等   | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 13  | 茨城県中小企業集団連合会(県庁内に本部,各地方総合事務所等に5支部設置)<br>(労働政策課)      | 勤労者の福祉活動の実施,人事・労務管理研修の実施等                      | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 14  | 茨城県施設園芸研究会<br>(園芸流通課)                                | 施設園芸栽培技術の研究,研修などによる技術交換等                       | 事務局移管((社)園芸いばらき振興協会)       | 平成19年度  |
| 15  | 茨城うまいもんどころ味クラブ<br>(東京農産販売推進センター)                     | 京浜地域の流通関係者と青果物生産者との意見交換,流通関係者の産地視察などによる販売促進    | 事務局移管(会員企業)                | 平成18年度  |
| 16  | 茨城県人会北海道連合会<br>(北海道事務所)                              | 茨城県出身者の組織化,県出身者の活動支援(モニターや県催事への協力)             | 団体再編・統合(北海道茨城県人会)          | 平成17年度  |
| 17  | 茨城県人会札幌地区<br>(北海道事務所)                                |  |                            |         |
| 18  | 常陸海浜公園整備促進協議会<br>(公園街路課)                             | 講習会等の開催,関係機関に対する提案・要望活動等                       | 団体統合(県公園緑地推進協会)            | 平成19年度  |
| 19  | 茨城県住宅対策推進協議会<br>(住宅課)                                | 公営住宅等の建設,維持管理等に関する関係機関との連絡調整,住宅建設促進等に関する調査,研修等 | 団体廃止                       | 平成17年度  |
| 20  | 伊奈・谷和原丘陵部まちづくり推進連絡協議会<br>(県南都市建設事務所)                 | 「まちづくり」や「土地活用」に関する連絡・調整,各種調査・研究                | 事務局移管(関係市)                 | 平成18年度  |
| 21  | 久慈郡身体障害者福祉会連絡協議会<br>(県北地方総合事務所福祉課)                   | 協議会運営の助言指導等                                    | 団体廃止                       | 平成16年度  |
| 22  | 県南地方農林振興協議会<br>(県南地方総合事務所農政課)                        | 農業経済安定方策の確立・推進,農林振興施策推進                        | 事務局移管(構成市町村)               | 平成16年度  |
| 23  | 農業委員会県南連絡協議会<br>(県南地方総合事務所農政課)                       | 農業委員会,関係機関との連絡調整                               | 事務局移管(構成市町村)               | 平成16年度  |
| 24  | 茨城県教育友の会支部(各教育事務所内に1支部設置)<br>(福利厚生課)                 | 退職教職員の福利厚生事業,会報等での県事業PRなど県政への協力等               | 事務局独立                      | 平成18年度  |

# 指定管理者制度へ移行する公の施設

(H18.1末現在)

## 平成17年度導入施設

| No. | 公の施設の名称 | 指定管理者        | 公募・非公募の別 | 移行前の形態 | 所管課 |
|-----|---------|--------------|----------|--------|-----|
| 1   | 水郷県民の森  | (財)茨城県農林振興公社 | 公        | 募新設    | 林政課 |

## 平成18年度導入施設

| No. | 公の施設の名称                        | 指定管理者                 | 公募・非公募の別 | 移行前の形態 | 所管課       |
|-----|--------------------------------|-----------------------|----------|--------|-----------|
| 1   | 青少年会館                          | (財)茨城県青少年協会           | 公        | 募管理委託  | 女性青少年課    |
| 2   | カシマサッカースタジアム                   | (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー     | 公        | 募管理委託  | 事業推進課     |
| 3   | 鹿島セントラルモール                     | 鹿島都市開発(株)             | 非公       | 募管理委託  |           |
| 4   | つくば国際会議場                       | つくばコンgresセンター(企業グループ) | 公        | 募管理委託  | 新線・つくば調整課 |
| 5   | 県民文化センター                       | (財)いばらき文化振興財団         | 公        | 募管理委託  | 生活文化課     |
| 6   | 鳥獣センター                         | (財)茨城県農林振興公社          | 公        | 募管理委託  | 環境政策課     |
| 7   | 総合福祉会館                         | (社福)茨城県社会福祉事業団        | 公        | 募管理委託  | 厚生総務課     |
| 8   | こども病院                          | (社福)恩賜財団済生会           | 公        | 募管理委託  | 医療整備課     |
| 9   | 健康プラザ                          | (財)茨城県総合健診協会          | 非公       | 募管理委託  | 保健予防課     |
| 10  | 母子の家                           | (社)茨城県母子寡婦福祉連合会       | 非公       | 募管理委託  | 子ども家庭課    |
| 11  | 児童センターこどもの城                    | (社福)茨城県社会福祉事業団        | 公        | 募管理委託  |           |
| 12  | 点字図書館                          | (社福)茨城県視覚障害者協会        | 公        | 募管理委託  | 障害福祉課     |
| 13  | 視覚障害者福祉センター                    |                       |          | 募管理委託  |           |
| 14  | 聴覚障害者福祉センターやすらぎ                | (社)茨城県聴覚障害者協会         | 公        | 募管理委託  |           |
| 15  | あすなろの郷                         | (社福)茨城県社会福祉事業団        | 非公       | 募管理委託  |           |
| 16  | つくば創業プラザ                       | 未定                    | 非公       | 募直営    |           |
| 17  | 大洗マリントワー                       | 大洗町                   | 非公       | 募管理委託  | 観光物産課     |
| 18  | 国民宿舎「鵜の岬」                      | 未定                    | 非公       | 募管理委託  |           |
| 19  | カントリープラザ「鵜の岬」                  | 未定                    | 非公       | 募管理委託  |           |
| 20  | 奥久慈憩いの森                        | 茨城県造園業協同組合            | 公        | 募管理委託  | 林政課       |
| 21  | 県民の森                           | (財)茨城県農林振興公社          | 公        | 募管理委託  |           |
| 22  | 植物園                            |                       |          | 募管理委託  |           |
| 23  | 森のカルチャーセンター                    |                       |          | 募管理委託  |           |
| 24  | きのご博士館                         |                       |          | 募管理委託  |           |
| 25  | 那珂湊漁港(駐車場)                     | (株)暁恒産                | 公        | 募管理委託  | 水産振興課     |
| 26  | 那珂湊漁港(水門)                      | 那珂湊漁業協同組合             | 非公       | 募管理委託  |           |
| 27  | 波崎漁港(浄化施設)                     | 波崎水産加工業協同組合           | 非公       | 募管理委託  |           |
| 28  | 波崎漁港海岸休憩施設                     | 神栖市                   | 非公       | 募管理委託  |           |
| 29  | 鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設 | 未定                    | 非公       | 募管理委託  | 港湾課       |
| 30  | 鹿島港の魚釣園                        | 未定                    | 公        | 募直営    |           |

| No. | 公の施設の名称                      | 指定管理者         | 公募・非公募の別 | 移行前の態 | 所管課       |
|-----|------------------------------|---------------|----------|-------|-----------|
| 31  | 大洗港の中央地区の港湾環境整備施設（港中央公園に限る。） | 未定            | 公 募      | 直 営   | 港 湾 課     |
| 32  | 大洗港の魚釣園                      | 未定            | 公 募      | 直 営   |           |
| 33  | 大洗マリーナ                       | 未定            | 公 募      | 直 営   |           |
| 34  | 大洗港のマリーナ地区の港湾環境整備施設          | 未定            | 非 公 募    | 直 営   |           |
| 35  | 砂沼広域公園                       | (財)茨城県開発公社    | 公 募      | 管理委託  | 公 園 街 路 課 |
| 36  | 港公園                          | 神栖市           | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 37  | 県西総合公園                       | 筑西広域市町村圏事務組合  | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 38  | 笠間芸術の森公園                     | 笠間市           | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 39  | 大子広域公園                       | 大子町           | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 40  | 鹿島灘海浜公園                      | 鉾田市           | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 41  | 北浦川緑地                        | 取手市           | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 42  | 県営住宅及び共同施設（164団地）            | (財)茨城住宅管理協会   | 公 募      | 管理委託  | 住 宅 課     |
| 43  | 県立歴史館                        | (財)茨城県教育財団    | 非 公 募    | 管理委託  | 文 化 課     |
| 44  | 水戸生涯学習センター                   | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  | 生 涯 学 習 課 |
| 45  | 県北生涯学習センター                   | 未定            | 公 募      | 新 設   |           |
| 46  | 鹿行生涯学習センター                   | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 47  | 女性プラザ                        |               |          |       |           |
| 48  | 県南生涯学習センター                   | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 49  | 県西生涯学習センター                   | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 50  | 西山研修所                        | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 51  | 中央青年の家                       | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 52  | 白浜少年自然の家                     | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 53  | さしま少年自然の家                    | (財)茨城県教育財団    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 54  | 里美野外活動センター                   | (財)茨城県体育協会    | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 55  | 吾国山洗心館                       | (財)茨城県教育財団    | 非 公 募    | 管理委託  |           |
| 56  | ライフル射撃場                      | 茨城県ライフル射撃協会   | 非 公 募    | 管理委託  | 保 健 体 育 課 |
| 57  | 堀原運動公園                       | (財)茨城県体育協会    | 公 募      | 管理委託  |           |
| 58  | 東町運動公園                       | NPO日本スポーツ振興協会 | 公 募      | 管理委託  |           |
| 59  | 笠松運動公園                       | (財)茨城県体育協会    | 公 募      | 管理委託  |           |

## 市町村へ権限を移譲する事務

| No. | 法令等の名称                       | 事務の内容            | 移 譲 先                         | 予定時期 | 備 考                                 |
|-----|------------------------------|------------------|-------------------------------|------|-------------------------------------|
| 1   | 茨城県青少年のための環境整備条例<br>第26条第1項等 | 自動販売機に係る立入調査等    | 石岡市, 取手市,<br>高萩市, 守谷市,<br>古河市 | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務<br>(高萩市, 守<br>谷市を除く) |
| 2   | 家庭用品品質表示法<br>第19条第1項等        | 販売事業者への立入検査等     | 筑西市                           | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 石岡市, 古河市                      | 19年度 |                                     |
| 3   | 消費生活用製品安全法<br>第84条第1項等       | 販売事業者への立入検査等     | 筑西市                           | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 石岡市, 古河市                      | 19年度 |                                     |
| 4   | 児童福祉法<br>第59条第1項等            | 認可外保育施設に対する立入調査等 | 筑西市                           | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 石岡市, 古河市                      | 19年度 |                                     |
| 5   | 母子保健法第19条第1項                 | 未熟児訪問指導等         | 取手市, 筑西市,<br>石岡市, 古河市         | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
| 6   | 身体障害者福祉法<br>第15条第1項          | 身障者障害手帳の交付等      | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 石岡市, 古河市                      | 19年度 |                                     |
| 7   | 水道法<br>第37条                  | 簡易専用水道の給水停止命令    | 筑西市                           | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 8   | 県安全な飲料水の確保に関する条例<br>第23条     | 小簡易専用水道の給水停止命令   | 筑西市                           | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 9   | 計量法<br>第148条第1項等             | 計量器類に係る立入検査等     | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 10  | 商工会議所法<br>第12条第1項等           | 商工会議所が賦課する負担金の許可 | 筑西市, 古河市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
| 11  | 商工会法<br>第23条第1項等             | 商工会の設立の認可等       | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 12  | 中小小売商業振興法<br>第4条第1項等         | 商店街整備計画の認定等      | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 13  | 電気用品安全法<br>第46条第1項等          | 販売事業者に対する立入検査等   | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 14  | 火薬類取締法<br>第17条第1項等           | 火薬類の譲渡又譲受の許可等    | 取手市, 筑西市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 19年度 |                                     |
| 15  | 農地法<br>第4条第1項等               | 農地転用の許可(2ha以下)等  | 筑西市, 石岡市,<br>常総市              | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 古河市                           | 20年度 |                                     |
| 16  | 都市計画法<br>第29条第1項等            | 開発行為の許可等         | 筑西市, 石岡市                      | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 常総市, 古河市                      | 19年度 |                                     |
| 17  | 都市計画法<br>第53条第1項             | 都市計画施設内の建築許可     | 取手市, 筑西市,<br>石岡市              | 18年度 | まちづくり<br>特例市事務                      |
|     |                              |                  | 常総市                           | 19年度 |                                     |

| No. | 法令等の名称                                     | 事務の内容               | 移 譲 先           | 予定時期   | 備 考            |
|-----|--|---------------------|-----------------|--------|----------------|
| 1 8 | 都市計画法<br>第 6 5 条第 1 項                      | 都市計画事業地内の建築許可       | 取手市，筑西市，<br>石岡市 | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 常総市             | 1 9 年度 |                |
| 1 9 | 租税特別措置法<br>第 2 8 条等                        | 優良宅地の認定             | 筑西市，石岡市         | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 常総市，古河市         | 1 9 年度 |                |
| 2 0 | 土地区画整理法<br>第 4 条第 1 項等                     | 区画整理事業個人・組合施行認可等    | 取手市，筑西市，<br>石岡市 | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 古河市，常総市         | 1 9 年度 |                |
| 2 1 | 茨城県生活環境の保全等に関する条例<br>第 1 9 条第 1 項等         | ばい煙排出者に対する改善命令等     | ひたちなか市          | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 筑西市             | 1 9 年度 |                |
| 2 2 | 大気汚染防止法<br>第 1 4 条第 1 項等                   | ばい煙排出者に対する改善命令等     | 石岡市，古河市，<br>筑西市 | 1 9 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
| 2 3 | 水質汚濁防止法<br>第 1 3 条第 1 項等                   | 排出水を排出するものに対する改善命令等 | ひたちなか市          | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 筑西市             | 1 9 年度 |                |
| 2 4 | 騒音規制法<br>第 3 条第 1 項                        | 地域の指定，規制基準設定等       | 筑西市             | 1 9 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
| 2 5 | 悪臭防止法<br>第 3 条                             | 地域の指定，規制基準設定等       | 筑西市             | 1 9 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
| 2 6 | 振動規制法<br>第 3 条第 1 項                        | 地域の指定，規制基準設定等       | 筑西市             | 1 9 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
| 2 7 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律<br>第 3 条第 3 項等     | 公害防止統括者の選任の届出の受理    | ひたちなか市          | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 筑西市             | 1 9 年度 |                |
| 2 8 | ダイオキシン類対策特別措置法<br>第 2 2 条第 1 項等            | 排出者に対する改善命令等        | ひたちなか市          | 1 8 年度 | まちづくり<br>特例市事務 |
|     |  |                     | 筑西市             | 1 9 年度 |                |
| 2 9 | 茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例<br>第 1 2 条第 1 項等  | 特定解体等工事に係る立入検査等     | ひたちなか市          | 1 8 年度 |                |
| 3 0 | 児童福祉法<br>第 4 6 条第 3 項等                     | 公立保育所に対する改善命令等      | 各市町村            | 1 8 年度 |                |
| 3 1 | 茨城県屋外広告物条例<br>第 1 8 条等                     | 広告主に対する勧告等          | 各市町村            | 1 8 年度 |                |
| 3 2 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律<br>第 2 0 条第 1 項等  | 品質表示に係る立入検査等        | 未 定             | 1 9 年度 |                |
| 3 3 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>第 3 8 条の 3 等 | 液化石油ガス設備工事の届出の受理等   | 未 定             | 1 9 年度 |                |
| 3 4 | 浄化槽法<br>第 1 2 条第 1 項等                      | 浄化槽の管理に係る改善命令等      | 未 定             | 2 0 年度 |                |



# 市町村への県の関与の廃止・縮減

網掛けは平成17年1月末までに廃止・縮減した事務(12事務)

| No. | 県の関与等事項名                           | 条例等名称                                 | 条項     | 廃止・縮減の内容                                      | 実施・予定時期                  |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------|--------|---|--------------------------|
| 1   | 市町村施行土地区画整理事業の資金計画の変更等に係る県との協議     | 土地区画整理事業(公共施行)の事業計画変更に係る事務手続きについて(通知) |        | 協議の廃止   | 平成14年度<br>(H15.1廃止済)     |
| 2   | 市町村が県立公園事業を執行する際の知事の承認             | 茨城県立自然公園条例                            | 第7条第2項 | 「承認」を「同意を要する協議」に改正                            | 平成14年度<br>(H15.3改正条例施行)  |
| 3   | 市町村が流域下水道を使用する際の使用計画の提出及び知事の承認     | 茨城県流域下水道管理要綱                          | 第3     | 提出及び承認の廃止                                     | 平成14年度<br>(H14.4廃止済)     |
| 4   | 公共下水道を流域下水道に接続する際の接続工事についての知事の承認   |                                       | 第8     | 「承認」を「同意を要する協議」に改正                            | 平成14年度<br>(H15.1廃止済)     |
| 5   | 流域下水道へ流入する水質の測定及び知事への報告            |                                       | 第11    | 測定及び報告回数を毎月から四半期ごとに縮減                         | 平成14年度<br>(H14.4廃止済)     |
| 6   | 老人福祉センターの利用状況の知事への報告               | 茨城県老人福祉法施行細則                          | 第13条   | 報告の廃止   | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)     |
| 7   | 引き取り者の判明しない死体を大学の長に交付したときの知事への報告   | 茨城県墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬等の取扱要領      | 第5     | 報告の廃止   | 平成17年度                   |
| 8   | 市町村立土地開発公社の役員異動報告書の知事への提出          | 土地開発公社指導監督要綱                          | 第8(3)  | 要綱の廃止(提出等の廃止)                                 | 平成15年度<br>(H16.3廃止済)     |
| 9   | 市町村立土地開発公社の事業計画等の年度開始前の知事への提出      |                                       | 第8(4)  |   |                          |
| 10  | 市町村立土地開発公社の事業報告書の決算終了後2ヶ月以内の知事への提出 |                                       | 第8(5)  |   |                          |
| 11  | 市町村立土地開発公社の業務運営状況等に関する検収           |                                       | 第9     |   |                          |
| 12  | 市町村立土地開発公社の状況等に関する定期検査             |                                       | 第4     |   |                          |
| 13  | 市町村の都市計画決定に係る県知事の同意                | 市町村が定める都市計画の県知事同意に係る手続きフロー            |        | 同意時期の弾力化(年4回程度 市町村協議に合わせ随時)(県の計画と一体的に行うものを除く) | 平成16年度<br>(平成16年6月弾力化済み) |
| 14  | 下水道事業に関するアンケート調査等                  | 下水道事業の実態に係る調査                         |        | 調査項目の縮減                                       | 平成18年度                   |
| 15  | 農地等の贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の申請等のとりまとめ     |                                       |        | 農業委員会によるとりまとめ廃止                               | 平成18年度                   |
| 16  | 区画整理補助金の申請・実績報告事務の土木事務所経由          | 国庫補助金交付申請要領                           |        | 土木事務所経由の廃止                                    | 平成18年度                   |

# 市町村の事務負担の軽減

網掛けは平成17年1月末までに廃止・縮減した事務(41事務)

| No. | 県の関与等事項名                               | 条例等名称   | 条項   | 廃止・縮減の内容                | 実施・予定時期                 |
|-----|--|---|------|-------------------------|-------------------------|
| 1   | 建築確認申請受付前の市町村農業委員会の地目確認事務              | 建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可基準事務の連絡調整について(通達)      |      | 確認事務の廃止                 | 平成15年度<br>(H16.3廃止済)    |
| 2   | 農業委員会の地目確認整理簿の備え付け義務                   |   |      | 備え付け義務の廃止               |                         |
| 3   | 地域ケアシステムの推進事業の現況報告                     | 地域ケアシステム推進事業の現況等の記入要領                           | 第1   | 報告回数の縮減<br>(四半期 年1回)    | 平成15年度<br>(H16.3縮減済)    |
| 4   | 身体障害者デイスサービス事業及び精神薄弱者デイスサービス事業の利用状況報告  | 身体障害者デイスサービス事業及び精神薄弱者デイスサービス事業の利用促進について(通知)     |      | 報告の廃止                   | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 5   | 市町村による土地取引表の作成・報告(土地取引事例アンケート調査)       | 土地取引事例アンケート調査実施要項                               | 第2条  | 調査自体の廃止                 | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 6   | 遊休土地実態調査における市町村の現地調査                   | 茨城県遊休土地認定事務処理要領                                 | 第3条  | 現地調査の廃止                 | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 7   | 消防施設整備費補助金交付申請                         | 茨城県消防施設整備費補助金交付要項                               | 第5条  | 国への要望書との重複書類は不要である旨を明確化 | 平成15年度<br>(H15.4から明確化済) |
| 8   | 母子・寡婦福祉資金貸付事務の処理状況報告                   | 茨城県母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金交付要項                     | 第5条  | 処理状況報告の廃止               | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 9   | 特定計量器定期検査に係る検査結果報告                     | 特定計量器定期検査要項                                     | 2(1) | 検査結果報告書の廃止              | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 10  | 商店街共同施設整備事業補助金交付申請                     | 商店街共同施設整備事業補助金交付要項                              | 7    | 採択申請書と重複する添付書類の省略       | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 11  | 普通交付税算定に係る軽自動車税基礎数値のヒアリング              | 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)                     |      | ヒアリングの廃止                | 平成14年度<br>(H14.5廃止済)    |
| 12  | 市町村職員勤務条件調査に係るヒアリング                    | 勤務条件等に関する調査等について(依頼)                            |      | ヒアリングの廃止                | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 13  | ゴルフ場会員募集届の市町村長経由                       |   | 第6-2 | 市町村経由の廃止                | 平成15年度<br>(H15.3廃止済)    |
| 14  | ゴルフ場会員募集変更届の市町村長経由                     | ゴルフ会員募集に関する指導要綱                                 | 第6-3 |                         |                         |
| 15  | ゴルフ場会員募集終了届、経過届の市町村長経由                 |   | 第6-4 |                         |                         |
| 16  | 茨城県消費生活講座受講生募集                         | 茨城県消費生活講座実施要領                                   | 第5   | 市町村経由の廃止                | 平成15年度<br>(H15.4廃止済)    |
| 17  | 茨城県立自然公園条例に基づく特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由 | 自然公園特別(普通)地域内における各種行為の許可申請(届出)書等の市町村長経由について(依頼) |      | 市町村経由の廃止                | 平成15年度<br>(H15.3廃止済)    |
| 18  | 茨城県立自然公園条例に基づく普通地域における工作物新築等届出の市町村経由   |   |      |                         |                         |
| 19  | 自然公園法に基づく国定公園の特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由 |   |      |                         |                         |
| 20  | 自然公園法に基づく国定公園の普通地域における工作物新築等届出の市町村経由   |   |      |                         |                         |
| 21  | 浄化槽工事実績報告書の市町村経由                       | 茨城県浄化槽指導要綱                                      | 第8-2 | 市町村経由の廃止                | 平成15年度<br>(H16.4廃止)     |
| 22  | 浄化槽清掃実績報告書の市町村経由                       |   | 第8-2 |                         |                         |
| 23  | 漁業士認定申請についての市町村経由                      | 茨城県漁業士育成事業実施要領                                  | 5    | 市町村経由の廃止                | 平成15年度<br>(H15.3廃止済)    |
| 24  | 農業改良資金貸付申請書の市町村経由                      | 茨城県農業改良資金貸付規程                                   | 第5条  | 市町村経由の廃止                | 平成14年度<br>(H14.10廃止済)   |
| 25  | 農業改良資金支払い猶予申請書の市町村経由                   |   | 第14条 | 市町村経由の廃止                | 平成14年度<br>(H14.10廃止済)   |

| No. | 県の関与等事項名                                    | 条例等名称   | 条項                       | 廃止・縮減の内容               | 実施・予定時期               |
|-----|---|---|--------------------------|------------------------|-----------------------|
| 26  | 土地改良事業補助金申請書の市町村経由                          | 茨城県土地改良事業補助金交付要項                                    | 第13条                     | 市町村経由の廃止               | 平成14年度<br>(H15.8廃止済)  |
| 27  | 県単土地改良事業に係る事業計画書等の市町村経由                     | 茨城県県単土地改良事業実施要領                                     | 第3                       | 市町村経由の廃止               | 平成15年度<br>(H15.5廃止済)  |
| 28  | 農地・農業用施設災害復旧事業等交付申請等の市町村経由                  | 茨城県災害復旧事業等補助金交付規程                                   | 第14条                     | 市町村経由の廃止               | 平成16年度<br>(H16.7廃止済)  |
| 29  | 胆道閉鎖症検査カードの報告                               | 胆道閉鎖症マスキリング検査事業実施要項                                 | 5(1)ウ                    | 報告回数の縮減                | 平成15年度<br>(H15.10縮減済) |
| 30  | 県内公共図書館に対する概要調査                             | 「図書館概要」の作成について                                      |                          | 調査項目の縮減(他の調査との重複項目の削除) | 平成15年度<br>(H15.7縮減済)  |
| 31  | 脳卒中情報システムに係る訪問結果票の提出                        | 茨城県脳卒中情報システム事業実施要領                                  | 5(2)                     | 報告の廃止(事業の廃止)           | 平成15年度<br>(H15.11廃止済) |
| 32  | 普通交付税算定に係る法人税割(2回目)基礎数値ヒアリング                | 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)                         |                          | ヒアリングの廃止               | 平成15年度<br>(H15.6廃止済)  |
| 33  | 工業開発条例に基づく工場設置の届出の市町村経由                     | 茨城県工業開発条例<br>[茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例]           | 開発 第15条、第21条<br>[権限 第2条] | 市町村経由の廃止(条例の廃止)        | 平成15年度<br>(H16.3廃止済)  |
| 34  | 中学校等生徒の進路希望調査                               | 中学校等生徒の進路希望調査実施要領                                   |                          | ヒアリングの廃止               | 平成16年度<br>(H16.12廃止済) |
| 35  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく設計確認申請の市町村経由            | 茨城県宅地開発事業の適性化に関する条例<br>[茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例] | 宅地第9条<br>[権限 第2条]        | 市町村経由の廃止(条例の廃止)        | 平成16年度<br>(H17.3廃止済)  |
| 36  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく設計変更確認申請の市町村経由          |   | 宅地第11条<br>[権限 第2条]       |                        |                       |
| 37  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく軽微な設計変更等届出の市町村経由        |   | 宅地第14条<br>[権限 第2条]       |                        |                       |
| 38  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく工事完了届出の市町村              |   | 宅地第16条<br>[権限 第2条]       |                        |                       |
| 39  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく完了公告前の建築に支障がないことの認定の市町村 |   | 宅地第17条第1項<br>[権限 第2条]    |                        |                       |
| 40  | 宅地開発事業の適性化に関する条例に基づく地位承継の承認申請の市町村経由         |   | 宅地第17条第1項<br>[権限 第2条]    |                        |                       |
| 41  | 市町村教育事務状況調査                                 | 市町村教育事務状況調査実施要項                                     |                          | 調査の廃止                  | 平成16年度で廃止             |
| 42  | 働く婦人の家運営方法等報告書                              | 働く婦人の家運営状況報告について                                    |                          | 書類の簡素化に向け国へ働きかけ        | 平成18年度                |
| 43  | 国庫補助事業に係る要望調書の作成                            | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律                              |                          | 調査期間の設定見直し             | 平成18年度                |
| 44  | 市町村下水道整備支援事業補助金                             | 市町村下水道整備支援事業費補助金交付要綱                                |                          | 添付書類の簡素化等              | 平成18年度                |
| 45  | 農地法の許可のあったことの証明等                            | 農地法関係事務処理要領(既墾地)                                    |                          | 市町村の意向調査を踏まえ対応         | 平成18年度                |
| 46  | 農地転用許可書等の文書の農業委員会経由                         | 県農地法関係事務処理要領(既墾地)                                   |                          | 事務処理の簡素化と住民サービスの両面から検討 | 平成18年度                |

## 国に対し権限移譲を求める事務

| No. | 事務の名称等  | 根拠法令等                           |
|-----|---|---------------------------------|
| 1   | 商工会議所設立認可等権限                                    | 商工会議所法第27条                      |
| 2   | 前払式割賦販売事業者等に対する営業許可，<br>是正措置命令                  | 割賦販売法第20条等                      |
| 3   | 産業廃棄物処理施設等の基準等の設定権限                             | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第<br>15条，第15条の2 |
| 4   | 4ha超の農地転用の許可権限                                  | 農地法第4条，第5条                      |
| 5   | 保安林の指定・解除権限                                     | 森林法第25条，第26条                    |
| 6   | 保安施設地区の指定・解除権限                                  | 森林法第41条，第43条                    |
| 7   | 砂防指定地の指定・解除権限                                   | 砂防法第2条                          |
| 8   | 地すべり防止区域の指定・廃止権限                                | 地すべり防止法第3条，第51条                 |
| 9   | 国定公園の公園計画の決定権限                                  | 自然公園法第7条                        |
| 10  | 都道府県土地改良連合会の設立許可等権限                             | 土地改良法第111条の13                   |
| 11  | 種畜等検査権限   | 家畜改良増殖法第4条                      |
| 12  | 水道事業に係る認可権限                                     | 水道法第6条                          |
| 13  | 民生委員の委嘱権限                                       | 民生委員法第5条                        |
| 14  | 社会福祉士，介護福祉士など国家資格養成施設<br>の指定の際の意見提出権能の付与        | 社会福祉士及び介護福祉士法第7条，<br>第39条等      |
| 15  | 栄養士，調理師，製菓衛生師に係る養成施設<br>の指定権限                   | 栄養士法第2条<br>調理師法第3条<br>製菓衛生師法第5条 |
| 16  | 高圧ガス設備の開放検査期間の変更許可に係<br>る権限（「鹿島経済特区」の対象区域に係るもの） | 高圧ガス保安法製造細目告示第16条               |

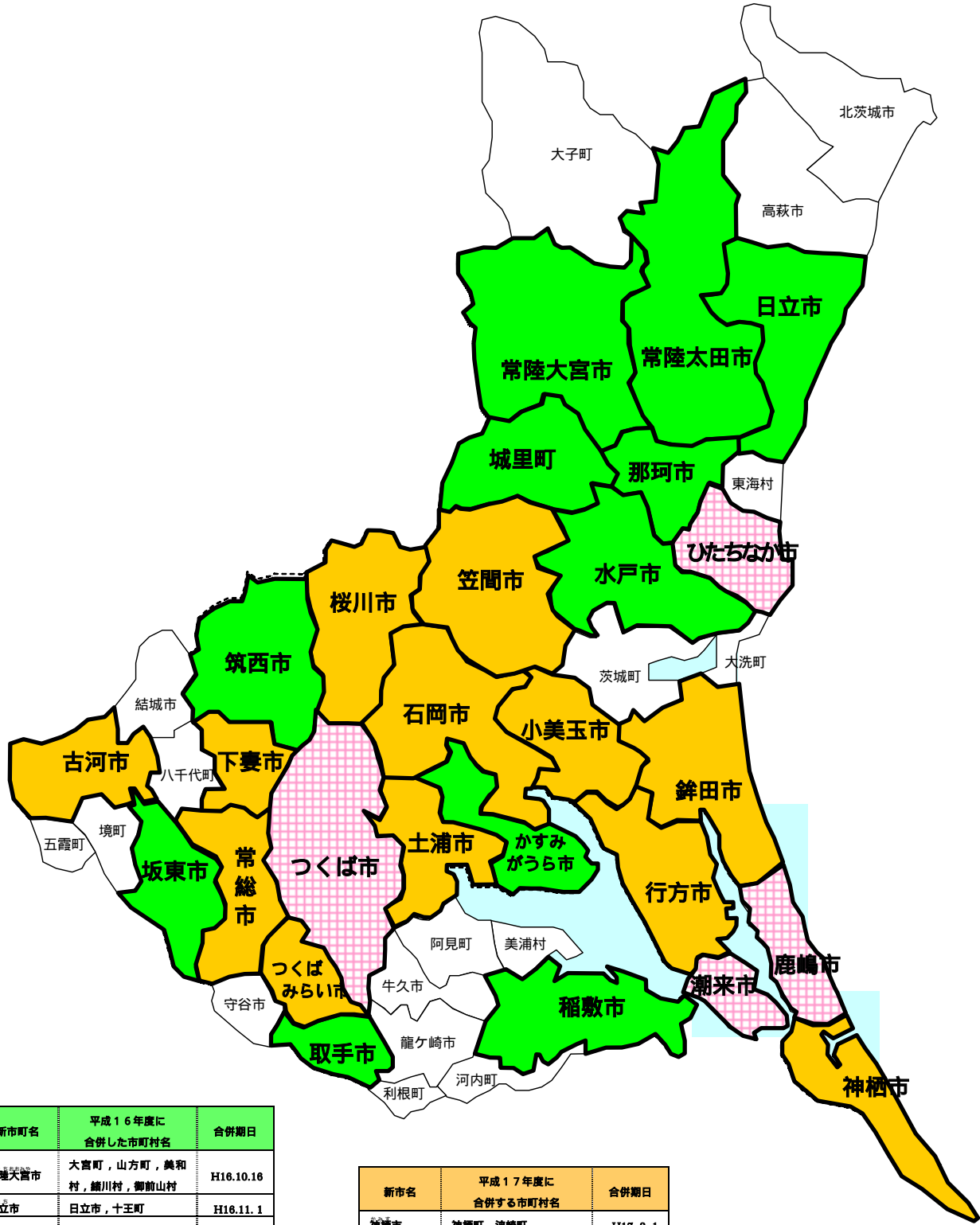
## 国に見直しを求める関与

| No. | 事務の名称等  | 根拠法令等                                    |
|-----|---|--|
| 1   | 都道府県土地利用基本計画の策定等に関する国土交通大臣との同意を要する協議              | 国土利用計画法第9条等                              |
| 2   | 2 ha超 4 ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣との協議                  | 農地法附則第2項                                 |
| 3   | 都市計画の区域区分等の決定・変更等に係る農林水産大臣との協議                    | 都市計画法第23条                                |
| 4   | 区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域の指定等についての地方農政局との調整（協議） | 農林水産省農村振興局長通知                            |
| 5   | 近郊整備地帯における用途地域等の都市計画決定に係る国土交通大臣との同意を要する協議         | 都市計画法第18条<br>都市計画法施行令第12条                |
| 6   | 農業振興地域整備基本方針の作成等に関する農林水産大臣との同意を要する協議              | 農業振興地域の整備に関する法律第4条等                      |
| 7   | 地域森林計画の策定等に係る農林水産大臣と同意を要する協議                      | 森林法第6条                                   |
| 8   | 都道府県立自然公園の特別地域の指定等に係る国の関係地方行政機関の長との協議             | 自然公園法第46条                                |
| 9   | 都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定等に係る環境大臣との協議                  | 自然環境保全法第49条                              |
| 10  | 都道府県道の認定に当たっての国土交通大臣との協議                          | 道路法第74条                                  |
| 11  | 大臣認可を受けた埋立地等における許可事務についての国への報告，協議                 | 公有水面埋立法第23条，27条，29条                      |
| 12  | 公営住宅の用途廃止についての国土交通大臣の承認                           | 公営住宅法第44条                                |
| 13  | 漁業調整規則の制定等に係る農林水産大臣の認可                            | 漁業法第65条                                  |
| 14  | 都道府県による公衆浴場入浴料金統制の義務付け                            | 物価統制令第4条<br>公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する厚生労働省令第2条 |

| No. | 事務の名称等   | 根拠法令等   |
|-----|--|---|
| 15  | 人事委員会の会議開催要件<br>委員会の開催要件を緩和（平成16年4月1日）                                       | 地方公務員法第11条                                      |
| 16  | 保健所長の医師資格要件<br>「厚労大臣が、医師と同等以上の知識を有すると認められた者」に緩和（平成17年4月1日）                   | 地域保健法施行令第4条                                     |
| 17  | 社会福祉主事，と畜検査員に係る任用資格を含めた必置規制  | 社会福祉法第18条等                                      |
| 18  | 職業能力開発等に関する審議会，都道府県生活衛生適正化審議会，結核審査協議会，感染症審査協議会，地方社会福祉審議会，都道府県児童福祉審議会に関する必置規制 | 職業能力開発促進法第19条<br>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条等 |
| 19  | 児童自立支援施設の調理員に関する必置規制   | 児童福祉法施行令第36条<br>児童福祉施設最低基準第80条                  |
| 20  | 児童福祉施設最低基準等  | 児童福祉施設最低基準第32条，<br>第33条<br>幼稚園設置基準第3条，5条等       |
| 21  | 中小企業雇用管理改善計画等の認定   | 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 |
| 22  | 介護労働者の雇用管理改善計画等の認定   | 介護労働者の雇用管理の改善に関する法律                             |
| 23  | 工業用水道事業補助金の交付を受けた工業用水道の料金設定・改定に係る経済産業大臣の承認                                   | 工業用水道事業法第17条<br>工業用水道事業費補助金交付規則第6条              |
| 24  | 公私の団体その他関係者に対し，必要な資料の提出に関し，協力を求めること。   | 行政機関が行う政策の評価に関する法律第15条第4                        |

# 新しい いばらきの市町村

市町村数は 83 から 44 へ (平成18年4月から)



| 新市町名    | 平成16年度に<br>合併した市町村名      | 合併期日      |
|---------|--------------------------|-----------|
| 常陸大宮市   | 大宮町, 山方町, 美和村, 鎌川村, 御前山村 | H16.10.16 |
| 日立市     | 日立市, 十王町                 | H16.11.1  |
| 常陸太田市   | 常陸太田市, 金沙郷町, 水府村, 里美村    | H16.12.1  |
| 那珂市     | 那珂町, 瓜連町                 | H17.1.21  |
| 水戸市     | 水戸市, 内原町                 | H17.2.1   |
| 城里町     | 常北町, 桂村, 七会村             | H17.2.1   |
| 坂東市     | 岩井市, 猿島町                 | H17.3.22  |
| 稲敷市     | 江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町      | H17.3.22  |
| 筑西市     | 下館市, 関城町, 明野町, 徳和町       | H17.3.28  |
| かすみがうら市 | 千代田町, 巖ヶ浦町               | H17.3.28  |
| 取手市     | 取手市, 藤代町                 | H17.3.28  |

| 新市名     | 平成17年度に<br>合併する市町村名 | 合併期日      |
|---------|---------------------|-----------|
| 神栖市     | 神栖町, 波崎町            | H17.8.1   |
| 行方市     | 麻生町, 北浦町, 玉造町       | H17.9.2   |
| 古河市     | 古河市, 鎌和町, 三和町       | H17.9.12  |
| 桜川市     | 岩瀬町, 真壁町, 大和村       | H17.10.1  |
| 石岡市     | 石岡市, 八郷町            | H17.10.1  |
| 鉾田市     | 旭村, 鉾田町, 大洋村        | H17.10.11 |
| 常陸市     | 水海道市, 石下町           | H18.1.1   |
| 下妻市     | 下妻市, 千代川村           | H18.1.1   |
| 土浦市     | 土浦市, 新治村            | H18.2.20  |
| 笠間市     | 笠間市, 友部町, 岩間町       | H18.3.19  |
| つくばみらい市 | 伊奈町, 谷和原村           | H18.3.27  |
| 小美玉市    | 小川町, 美野里町, 玉里村      | H18.3.27  |

| 新市名    | 平成に<br>合併した市町村名 | 合併期日     |
|--------|-----------------|----------|
| 水戸市    | 水戸市, 常連村        | H4.3.3   |
| ひたちなか市 | 勝田市, 那珂湊市       | H6.11.1  |
| 鹿嶋市    | 鹿嶋町, 大野村        | H7.9.1   |
| 潮来市    | 潮来町, 牛堀町        | H13.4.1  |
| つくば市   | つくば市, 笠崎町       | H14.11.1 |

## 茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

| 氏名     | 役職等                      | 専門部会       |
|--------|--------------------------|------------|
| 荒田 英知  | PHP総合研究所地域政策研究部研究部長      | 行政システム改革部会 |
| 栗野 哲雄  | (社)日本青年会議所茨城ブロック協議会前会長   | 財政システム改革部会 |
| 石井 武   | 日本労働組合総連合会茨城県連合会会長       | 行政システム改革部会 |
| 臼井 多賀子 | (社)ガールスカウト日本連盟茨城県支部トレーナー | 行政システム改革部会 |
| 檜村 千秋  | 日立市長                     | 財政システム改革部会 |
| 兼平 紀子  | 愛友酒造(株)代表取締役             | 財政システム改革部会 |
| 久保田 博之 | 全国農業協同組合連合会茨城県本部長        | 行政システム改革部会 |
| 関 正樹   | 関彰商事(株)副社長               | 財政システム改革部会 |
| 高端正幸   | 聖学院大学政治経済学部専任講師          | 財政システム改革部会 |
| 田中 重博  | 茨城大学人文学部長                |            |
| 友末 忠徳  | (株)茨城新聞社社長               | 財政システム改革部会 |
| 根津 久美子 | 茨城県地域活動連絡協議会会長           | 行政システム改革部会 |
| 幡谷 祐一  | 茨城県信用組合理事長               |            |
| 森 秀男   | (株)山森会長                  | 行政システム改革部会 |
| 兪 和    | 茨城大学人文学部教授               | 財政システム改革部会 |

：会長， ：副会長

## 専門部会専門委員名簿

(五十音順, 敬称略)

| 氏名     | 役職等                   | 専門部会       |
|--------|-----------------------|------------|
| 磯崎 寛也  | (株)アイ・ティ・エイチ代表取締役     | 行政システム改革部会 |
| 井上 繁   | 常磐大学コミュニティ振興学部教授      | 行政システム改革部会 |
| 井上 拓也  | 茨城大学人文学部助教授           | 行政システム改革部会 |
| 川又 諭   | (株)日立ライフ代表取締役社長       | 行政システム改革部会 |
| 辻 琢也   | 一橋大学大学院法学研究科教授        | 行政システム改革部会 |
| 池田 雄一  | 税理士                   | 財政システム改革部会 |
| 鬼澤 慎人  | 茨城県経営品質協議会代表理事        | 財政システム改革部会 |
| 兼村 高文  | 明治大学公共政策大学院がけん研究科専任教授 | 財政システム改革部会 |
| 佐々木 伯朗 | 東北大学大学院経済学研究科助教授      | 財政システム改革部会 |

：専門部会長



- 第4次 茨城県行財政改革大綱 策定経過 -

| 庁内推進体制<br>(行革推進本部・幹事会等)   | 行財政改革推進懇談会・専門部会   | 県議会・その他  |
|---|---|--|
| <p>平成17年5月9日<br/>行財政改革推進本部会議<br/>(策定方針等決定)</p> <p>10月20日<br/>行財政改革推進に係る緊急会議</p> <p>10月28日<br/>行財政改革推進本部幹事会</p> <p>11月17日<br/>行財政改革推進本部<br/>(中間とりまとめ決定)</p> <p>3月1日<br/>行財政改革推進本部会議<br/>(最終決定)</p> | <p>5月18日<br/>行財政改革推進懇談会<br/>(策定方針等説明)</p> <p>6月2日 行政システム改革部会<br/>(3次大綱の課題、今後の進め方)<br/>6月3日 財政システム改革部会<br/>(3次大綱の課題、今後の進め方)</p> <p>7月1日 財政システム改革部会<br/>(改革のメニュー検討)<br/>7月5日 行政システム改革部会<br/>(改革のメニュー検討)</p> <p>8月1日 行政システム改革部会<br/>(改革のメニュー検討)<br/>8月1日 財政システム改革部会<br/>(改革のメニュー検討)</p> <p>9月1日 財政システム改革部会<br/>(改革の方向検討)<br/>9月6日 行政システム改革部会<br/>(改革の方向検討)</p> <p>10月26日<br/>行政・財政システム改革合同部会<br/>(中間案検討)</p> <p>11月29日<br/>行財政改革推進懇談会<br/>(中間とりまとめ報告)</p> <p>平成18年1月27日<br/>行政・財政システム改革合同部会<br/>(最終案検討)</p> <p>2月24日 行財政改革推進懇談会<br/>(最終とりまとめ(案)知事提出)</p> | <p>6月15日<br/>県議会常任委員会報告<br/>(策定方針等説明)</p> <p>12月9日<br/>県議会常任委員会報告<br/>(中間とりまとめ)</p> <p>12月9日～1月9日<br/>中間とりまとめ県民意見募集</p> <p>3月9日<br/>県議会常任委員会報告<br/>(最終とりまとめ)</p> |

【参考】

- ・行財政改革推進本部：知事を本部長に各部局長等で構成
- ・行財政改革推進本部幹事会：副知事をキャップに各部局次長等で構成
- ・行財政改革推進に係る緊急会議：知事をトップに庁議メンバーで緊急開催

**茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室**

<http://www.pref.ibaraki.jp>

〒310-8555 水戸市笠原町978-6【県庁舎7階北東側】

電話 029-301-2211

FAX 029-301-2219

E-mail [gyobun@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:gyobun@pref.ibaraki.lg.jp)